

# 平成30年第1回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(3)
<b>第1日（3月6日）</b>	
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の施政方針説明	6
議案第 4号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例	21
議案第 5号 与論町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準等を定める条例	23
議案第 6号 与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例	24
議案第 7号 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	26
議案第 8号 与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	27
議案第 9号 与論町子育て支援金条例の一部を改正する条例	28
議案第 10号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例	29
議案第 11号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	30
議案第 12号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第9号）	32
議案第 13号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	41
議案第 14号 平成29年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）	43
議案第 15号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)	44
議案第 16号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）	45
議案第 17号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	46
議案第 18号 平成30年度与論町一般会計予算	48
議案第 19号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算	48
議案第 20号 平成30年度与論町と畜場特別会計予算	49
議案第 21号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	50

議案第22号 平成30年度与論町介護保険特別会計予算	50
議案第23号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	51
議案第24号 平成30年度与論町水道事業会計予算	52
特別委員会設置及び委員の選任について	53
散会	54

### 第2日（3月14日）

一般質問	58
沖野一雄君	58
高田豊繁君	75
野口靖夫君	88
林 敏治君	103
林 隆壽君	114
町 俊策君	122
川村武俊君	125
散会	134

### 第3日（3月16日）

議案第18号 平成30年度与論町一般会計予算	139
議案第19号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算	139
議案第20号 平成30年度与論町と畜場特別会計予算	139
議案第21号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	139
議案第22号 平成30年度与論町介護保険特別会計予算	139
議案第23号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	139
議案第24号 平成30年度与論町水道事業会計予算	139
議案第25号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	142
陳情第1号 立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備について （環境経済建設常任委員長報告）	143
所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）	144
議員派遣の件	145
閉会中の継続審査・調査について	145
閉会	146

平成30年第1回(3月)定例会会期日程

月　日	曜　日	日　　程
3月6日	火	全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(平成30年度事業予定箇所調査)
3月7日	水	予算審査特別委員会
3月8日	木	予算審査特別委員会 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会 常任委員会
3月9日	金	
3月10日	土	休日
3月11日	日	休日
3月12日	月	
3月13日	火	
3月14日	水	本会議(一般質問) 常任委員会
3月15日	木	
3月16日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 平成 30 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 30 年 3 月 6 日

平成30年第1回与論町議会定例会会議録  
平成30年3月6日（火曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 町長の施政方針説明

第5 議案第 4号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

第6 議案第 5号 与論町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

第7 議案第 6号 与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第8 議案第 7号 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第 8号 与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

第10 議案第 9号 与論町子育て支援金条例の一部を改正する条例

第11 議案第10号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

第12 議案第11号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第13 議案第12号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第9号）

第14 議案第13号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第15 議案第14号 平成29年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第15号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第17 議案第16号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第18 議案第17号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第19 議案第18号 平成30年度与論町一般会計予算

第20 議案第19号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算

第21 議案第20号 平成30年度与論町と畜場特別会計予算

第22 議案第21号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

第23 議案第22号 平成30年度与論町介護保険特別会計予算

第24 議案第23号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第25 議案第24号 平成30年度与論町水道事業会計予算

## 第26 特別委員会設置及び委員の選任について

### 2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

### 3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

### 4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 武東真奈美君	税務課長 徳田康悦君
町民福祉課長 田畠文成君	環境課長 田畠博徳君
農業委員会事務局長 野口芳徳君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 大角周治君
教育委員会学務課長補佐 池田憲司君	教育委員会生涯学習課長 山下一也君
水道課長 竹田平一郎君	与論こども園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 池畠あけみ君

### 5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、平成30年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番沖野一雄君、7番大田英勝君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの11日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成30年2月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第126号」を全世帯及び関係機関等に配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員はじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ

ます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 町長の施政方針説明

○議長（福地元一郎君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

施政方針を御説明申し上げます前に、個人的なことでございますけれども、一言皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

先月から月初めにかけまして、母の葬儀に際しましては、本当に仮通夜から通夜、告別式、御靈まつりと、皆様方の丁重な御弔問をいただき、本当に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。おかげさまで父のもとに送ることができて、ほっとしております。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、施政方針について、申し上げたいと思います。

平成30年第1回与論町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政運営の基本的方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年11月には、本町歴史始まって以来的一大行事となった天皇皇后両陛下の御訪問があり、本町観光のシンボルの一つである百合ヶ浜や、国指定重要無形民俗文化財である「与論十五夜踊り」を御覧になるなど、お二人の優しいお姿に全町民が大きな喜びと感動に沸いた年でありました。

さて、昨年は10月に台風21号、22号が立て続けに襲来し、農産物や園芸施設などが被害を受けました。特に、さとうきびにつきましては、倒伏や葉の裂傷などにより、生育に影響を受け、前期に比べ大幅な減産が見込まれているところですが、25年ぶりに年内操業も開始され、早期肥培管理や早期植え付けによる生産性の向上が図られるものと考えております。

畜産業におきましては、子牛価格が引き続き高値を維持し、10月に開催された第17回大島地区肉用牛振興大会においては、本町が総合優勝するなど、畜産農家の生産意欲が更に高まっているところでございます。

水産業におきましても、鹿児島大学との連携が実を結び、急速冷凍機が導入されることにより、水揚高の伸びや新規市場による商品販売の拡大も期待されているところでございます。

さらに観光産業におきましては、奄美群島振興交付金を活用した各種施策事業や

地方創生事業などの推進により、入込客数の伸びが昨年に引き続き好調で、近年町が活気づき、観光・商業とも明るい兆しが見えてきております。

平成26年度から事業を推進してきました大型プロジェクトの一つである与論町多目的運動広場整備事業が一部分（ジョギングコース整備）を除き2月に完成し、町民の健康づくり並びにスポーツ振興をはじめ、スポーツ合宿誘致による交流促進がより一層図られるものと期待しております。

老朽化していた齊宮住宅の1号棟、4号棟の改修工事が竣工し、快適な住環境整備の増進に努めてまいりました。

平成30年度以降につきましても、齊宮住宅の2号棟・3号棟をはじめ順次老朽住宅の改修に努めてまいりたいと存じます。

現行の奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末に期限切れとなることから、総合戦略ビジョンの改定や、奄美群島振興開発総合調査の実施のもと、次期奄振計画においては、時代の変化を捉えた多様な社会ニーズに対応する新しい奄振事業の推進が図られるものと考えております。

平成30年度奄美群島振興交付金予算については、前年度当初と同額の24億円が確保され、新たな試みとして市町村にメニューを募る「リーディングプロジェクト枠」が創設されるなど、地域の課題解決の提案が強く求められているところであり、本町においても、個性ある独自の施策を立て、事業展開が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成30年夏には、世界自然遺産登録が期待され、奄美群島間や沖縄県との連携による経済活動や交流人口の拡大が一層活性化するものと考えます。

本町においては、沖縄県北部地域と連携した旅行商品の造成や奄美トレイルなど、奄美群島の島伝い観光施策を積極的に推進し、琉球・奄美地域における地理的特性を生かした観光交流の活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらに本町では、初めてのことですが、「沖縄観光コンベンションビューロー」への職員派遣を行い、産業や地域との連携による総合的なプロモーション等の研修や、本町との離島観光の連携構築など、沖縄県との連携がより一層深まるよう体制強化を図ってまいりたいと存じます。

福祉面におきましては、子育て環境の支援策として、中学生までの医療費の一部無償化により、子育て世代への負担軽減を図り、子育てのしやすいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えます。

本町の重点プロジェクトである役場庁舎整備事業につきましては、現在調査建設にかかる基本設計について、協議を進めているところですが、概要がかたまり次第、住民説明会を開催し、工事請負契約にかかる議会承認をいただいた後に、庁舎

建設事業に着手してまいりたいと考えております。

し尿処理施設についても、平成30年度に生活環境影響調査を実施し、平成32年度の施設整備に向けて事業を推進してまいります。

これまでの各種事業推進につきましては、特に「第5次与論町総合振興計画」に基づく、各種施策や地方創生事業の推進に力を入れながら取り組んできたところでございますが、人口減少による教育環境や雇用の問題をはじめ、宿泊施設の不足、環境問題など、依然として多くの課題もあり、その課題解決に向けて、引き続き全力で取り組んでまいる所存でございます。

次に、平成30年度の予算編成の大要について申し上げます。

まず、平成30年度の国の予算編成の基本方針は、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など、「人づくり改革」の推進や生産性改革の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの推進など、重要な政策課題にメリハリの効いた予算編成を基本的な考え方としております。

このような方針に基づいて編成された平成30年度の一般会計予算の規模は、97兆7128億円（対前年度比2581億円、0.3%増）となっております。

地方財政対策としての地方公共団体に交付された地方交付税総額は16兆85億円となり、前年度当初予算比3213億円、2.0%の減額となっております。

一方、県においては、「行財政運営戦略」を踏まえた行財政改革を着実に進めながら魅力ある本県素材、「ポテンシャル」を最大限に生かし、県政ビジョンで示す将来像の実現に向けた取り組みを進めつつ、子供から高齢者まで全ての県民が安心して明るい展望を持って暮らせる社会を目指し、「新しい未来への航海 どんどん前進」するための予算編成を基本的な考え方としており、平成30年度当初予算は、前年度比0.1%増の8107億6200万円となっております。奄美関係の主な予算としましては、世界自然遺産登録関連事業における観光の受け皿づくりを重点化し、観光客の増加を見据えた各種事業を推進することとしております。

こうした中、本町の平成30年度一般会計予算の編成に際しましては、対前年度比8.31%減の39億8803万5000円の規模となりました。

また、特別会計につきましては、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療などの合計で、前年度比7.11%減の15億6077万円となっております。

加えて、企業会計の水道事業会計（事業費用ベース）については、前年度比0.86%減の1億8743万円となっています。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算総額は、57億36

23万5000円で、前年度に比べ9.43%の減となっております。

次に、一般会計を中心に、歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

### 1 主な歳入予算について

まず、一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億2290万円で、前年度比約282万7000円、0.9%の増であります。

地方交付税につきましては、18億7335万7000円と前年度より4190万7000円の増額で計上しております。

県支出金につきましては、3億1608万8000円と前年度より1億6450万1000円の減額となっております。

町債の総額は5億6157万6000円となり、うち臨時財政対策債が1億77万6000円、辺地対策事業債が9760万円、過疎対策事業債が1億6080万円、公共施設等適正管理推進事業債が1億1280万円などとなっております。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から1億1196万1000円を繰り入れして対応することとしております。

### 2 歳出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち、主な施策・事業についての説明を申し上げます。

まず、総務費では与論町役場新庁舎整備事業費1億7972万9000円、農林水産事業費においては、漁港管理費1億4519万3000円、土木費で町単独改良事業費7876万5000円、地方道路交付金事業費9103万5000円、教育費では多目的運動広場整備事業2000万円などを計上しております。

なお、町債の元利償還に係る公債費については、対前年度比でマイナス4.1%、2197万4000円減の5億1387万6000円となっております。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、各分野ごとに御説明を申し上げます。

## 第I 保健・福祉・医療の分野

老若男女全ての住民が健康で生き甲斐を持ち、誰もが安心して暮らせる活力ある健康と福祉のまちを目指して、保健・福祉・医療施策の推進事業を実施してまいります。

### 1 保健衛生費について

#### (1) 健康づくりの推進

- ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21」に基づき、健康づくり事業・施策の継続実施
  - ② 各種がん検診・結核健診の実施及び受診率向上対策の推進によるがん及び結核の早期発見と予防対策
  - ③ 各種団体との連携による「健康福祉フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
  - ④ 「8020運動」の推進による妊娠期から高齢者までの歯科口腔保健対策事業の継続実施
- (2) 母子保健の推進
- ① 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の継続実施
  - ② 妊婦健診に対する公費助成の継続実施
  - ③ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
  - ④ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付継続
  - ⑤ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対し、離島地域不妊治療支援事業による公費助成の継続実施
- (3) 感染症対策の充実
- ① 定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施
- (4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化
- ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的充実
- 2 医療・介護・福祉について
- (1) 国民健康保険事業（事業勘定）及び後期高齢者（長寿）医療制度の推進
- ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るために健康づくり活動、訪問指導、心の健康づくりなどに力点を置いた保健事業の継続実施
  - ② 加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実
  - ③ 「特定健康診査等実施計画」に基づいた実績の検証と推進
  - ④ 後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者医療制度の円滑な運営及び事業推進
  - ⑤ 中学生までの医療費の一部無償化による子育て世帯への子育て環境支援の推進
- (2) 高齢者福祉の増進
- ① 老人クラブ等の運営活動の継続支援

- ② 敬老者に係る施策事業の継続支援
  - ③ 独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実
  - ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
  - ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等支援活動の強化
  - ⑥ 介護予防日常生活支援総合事業の推進
  - ⑦ 在宅医療・介護連携・生活支援体制整備・地域ケア会議等の推進
  - ⑧ 認知症総合支援施策の推進
- (3) 障害者福祉の推進
- ① 与論町障害者福祉計画に掲げるノーマライゼーションの具現化に向けた施策・事業の継続推進
  - ② 障害者（児）施設入院面会旅費補助及び重度障害者（児）島外医療機関通院旅費補助事業（町単独）の継続実施
  - ③ 身体障害者バス無料乗車券の交付による生活支援の継続実施
- (4) 児童福祉の充実
- ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」の継続実施
  - ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の量的拡大・確保、保育の質的改善の推進
  - ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策事業の継続実施
  - ④ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給
- (5) その他の福祉施策
- ① 生活困窮者の自立支援の推進
  - ② 国民年金施策の推進

## 第II 産業の振興

### 1 農業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、平成30年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の確保に努め、次の農業農村整備事業を実施してまいります。

- (1) 県営農地整備（畠地帯担い手支援型）第二真正地区の継続整備
- (2) 県営農地整備（畠地帯担い手支援型）叶地区の継続整備
- (3) 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の継続整備
- (4) 県営農地整備（畠地帯担い手支援型）朝戸地区の継続整備
- (5) 県営農地整備（畠地帯担い手支援型）那間北地区の継続整備
- (6) 県営農地整備（畠地帯担い手支援型）那間南地区の継続整備

## (7) 多面的機能支払い交付金事業の実施

### 2 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は円安による輸入資材の高騰や、農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少及び消費者の食の安心・安全への関心の高まりと、ますます厳しい環境になってきております。

このような中にあって、本町の農業振興については、安定生産を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の一層の推進を図ってまいります。

#### (1) さとうきびの振興

台風や干ばつ等の気象災害の影響を受けやすく、不作が続いていましたが、国・県の支援を受け、様々な取り組みにより、近年回復傾向にあることから、引き続き増産計画によりさとうきびの振興に努めてまいります。

- ① 経営基盤の強化としまして、「認定農業者・担い手」としての生産者の育成や農地集積等を含めた経営規模拡大に対する支援対策
- ② 生産基盤の強化としまして、「生産安定に向け積極的な水利用の推進、堆肥及び緑肥等の土壤改良資材を利用した土づくり等で気象災害に強い生産性向上対策、適期管理作業等を含めた機械化一貫体系の行える受託組織の育成・設立」
- ③ 生産技術対策としまして、「地域特性や場条件に適した品種の選定及び普及、調苗班の育成、病害虫対策」に努めています。

#### (2) 園芸の振興

輸送野菜の生産拡大を図り、農家経営の安定のため、引き続き次のこととに努めてまいります。

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも種子代及び自家種芋確保対策、トンネル施設及びパイプハウス等の資材代の一部助成、植付作業委託料の一部助成
- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業の支援

#### (3) 畜産の振興

畜産については、価格が上昇し安定して好調を維持していますが、引き続き次のこと取り組んで畜産振興に努めてまいります。

- ① 優良素牛導入補助金による高齢母牛の更新と増頭

- ② 飼料作物種子導入による低コスト飼料の確保
  - ③ 衛生環境の充実を図るため、敷料供給による畜舎環境の改善及び防疫対策の徹底
- (4) 環境保全型農業の推進
- 環境保全型農業につきましては、引き続き次のこと取り組んでまいります。
- ① 堆肥センターの良質堆肥及びIPM技術を活用した環境保全型農業の推進
  - ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及びかごしま農林水産物認証の推進
- (5) 耕地防風林の造成推進のため防風林用苗木代の一部助成の実施をしてまいります。

### 3 水産業の振興について

水産業については、漁業者の高齢化や漁業資源の減少など依然として厳しい状況にありますが、離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施するとともに、農林水産物輸送コスト支援事業の活用による漁家の経営安定を図ってまいります。また、浮魚礁設置補助金を交付し、急速液体冷蔵機等鮮度保持機器等を活用した加工品の販売も支援してまいります。

### 4 治山・海岸保全事業の推進について

ハキビナ海岸の整備については、平成27年度から実施されている海岸防災林造成事業の継続整備と平成28年度から実施されている海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）の推進に努めてまいります。

### 5 漁港の整備について

漁業従事者の漁船の安全確保と施設設備の充実を図り、漁港としての機能保全を図ってまいります。

- ① 茶花漁港水産生産基盤整備

### 6 商工観光業の振興について

町内の商工観光業については、百合ヶ浜など海の魅力に関する特集を中心、全国ネットのテレビ番組や旅行雑誌に取り上げられるほか、地方創生交付金を活用した映像やSNSなどの情報発信戦略により、低迷を続けていた入込客数は、平成15年から13年ぶりに7万人超えとなり、商工観光業を中心に活況を呈しています。

また、奄振交付金事業を活用した沖縄県との連携による奄美・沖縄連携交流促進事業や、奄美群島交流事業喚起対策特別事業の拡充による航空運

賃及び船舶運賃の軽減がなされ、交流人口を増加させる環境も整えられておりまます。また、今年夏の「奄美－琉球の世界自然遺産登録」を控え、観光飛躍の機運も高まりつつある中で、本町への旅行需要を一層喚起して、誘客促進を図るため、本町の特徴である海・自然・文化を生かした観光産業の活性化と知名度の向上を特産品などのブランド力に結び付け、町内産業全体が一体となり、魅力的に発展していくことが期待されています。これらの来訪機運の高まりを追い風にして、さらなる入込客数、滞在日数の増加を目指し、与論町総合戦略及び第5次総合振興計画との整合性を図りながら、以下の施策を進めてまいります。

#### (1) 商工業の振興

地域企業家人材育成事業を活用した新サービスや、新たな雇用機会の創出につながりうる地域内起業の促進を図ってまいります。

併せて、これまで行ってきた台風災害対策への利子補給助成事業などのセーフティーネット施策についても継続して進めてまいります。

#### (2) 観光振興事業の実施

来訪機運の高まりや入込数の増加により、町内の活気が出始め、希望が見えてきたことで、総合的な島づくりを推進する組織の設立や町民が主体となった地域経済の活性化など、自主的かつ継続的な取り組みをこれから課題と捉え、これらの解決のために以下の組織を実施してまいります。

① 補助事業を活用した映像戦略やSNSなどの情報発信、そして広域連携事業の推進

② 沖縄県北部との連携

国頭村などの沖縄県北部地域との連携によるイベントの開催や、テレビ・ラジオ等のメディアを活用した交流人口の拡大

③ むらの魅力活用実績事業を活用したグリーンツーリズムの推進

④ 各種メディア等の受け入れ及び誘致

#### (3) 誘客対策の実施

誘客対策については、これまでの取り組み内容の精査も行いながら、より効果的な施策を推進してまいります。

① 空港・船舶会社や旅行会社との連携によるツアーエ等旅行商品造成の推進

② 鹿児島県観光連盟や奄美群島観光物産協会及び沖縄観光コンベンションビューロ等との連携によるスケールメリットを生かした誘客活

## 動の展開

- ③ メディアやSNS等を活用した広報宣伝
- ④ ヨロンマラソンや全国ふるさと甲子園などの島内外で開催されるイベントを活用した情報発信
- ⑤ 修学旅行などの教育旅行及び体験学習の積極的な誘致
- ⑥ 沖縄県北部地域自治体及び各施設と交流連携し、増加が見込まれる沖縄からの旅行客流入促進の取組
- ⑦ 観光協会と連携したフットパスや奄美トレイル、まち歩きの情報発信
- ⑧ 夏場の増便対策（要請）

## （4）受入態勢の充実

与論島が魅力ある観光地として持続可能な受入態勢の充実を図ってまいります。

- ① 魅力ある観光地づくり事業等の県単独整備事業や奄振交付金事業の積極的な活用による観光地としての施設・景観の整備
- ② 貴重な自然や文化を観光資源として活用するための景観美化の推進及び体験メニューの充実や新たな旅行商品の企画開発
- ③ 民泊の推進及び宿泊施設品質向上の取組
- ④ 与論島の最高の観光資源である「自然」と「人」を生かした観光「ゆんぬツーリズム」・「ヒューマンツーリズム」体験型観光メニューの拡充
- ⑤ 「ゆんぬ体験館」を中心に、島全体を体験フィールドにした体験型観光（修学旅行等）拠点の推進
- ⑥ 旅行者の利便性を高め満足度向上に資する、インターネット情報の発信と更新
- ⑦ 奄美群島広域事業組合と連携したガイドの育成推進

## 第三 生活基盤の整備

### 1 交通について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

#### （1）町道

- ① 千迫線の改良舗装整備
- ② 兼母源手名線の改良舗装整備
- ③ 社会資本整備総合交付金継続事業上田線及び那間茶花線の改良舗装

整備、船倉茶花線交差点改良舗装整備、供利茶花線の一部及び与毛田橋架替舗装整備

- ④ 町道の部分改修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑤ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進
- ⑥ 前浜地区道路嵩上げ測量設計業務委託
- ⑦ 窪舎1号線用地測量設計業務委託
- ⑧ 橋梁長寿命化点検業務委託

(2) 県道

- ① 茶花小学校前交差点改良及び未改良区間の事業化推進
- ② 空港茶花線の改良整備

(3) 無電柱化の推進について

平成30年2月から鹿児島県無電柱化推進協議会に加入したことにより、無電柱化の計画的かつ円滑な推進に努めてまいります。

(4) 港湾・空港

県と連携し、与論港における運行船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性と利便性や円滑化が図られるよう、港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるように努めてまいります。

- ① 与論港岸壁面のエプロン補修、用地舗装
- ② 与論港における安心安全な港湾施設の整備推進
- ③ 与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用のためのエプロン拡張の推進
- ④ 与論港コースタルリゾートの飛砂対策の継続

2 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備を推進してまいります。

- (1) 齊宮住宅改修事業（2号棟・3号棟）
- (2) 濱良座住宅改修設計業務委託
- (3) 耐震改修促進計画の推進
- (4) 家賃収納事務の更なる合理化

3 水道事業について

水道事業については、公営企業としての使命と責任を十分認識し、健全な経営の安定経営維持のため、運営コストの削減に努め、町民生活に欠か

せない安心安全な生活用水の安定供給に努めてまいります。

(1) 水質の安定

① 浄水場施設機能の充実

- (ア) 淡水化施設の保守点検の継続実施
- (イ) イオン交換膜の洗浄、取替の実施
- (ウ) 水質汚染の監視

(2) 経営の安定

① 高い有収率の維持

- (ア) 流量監視システムによる流量の監視、漏水調査の徹底
- (イ) 老朽管路の布設替え更新

(3) 施設機械機器の整備

- (ア) 自家発電機等の設置
- (イ) 水中ポンプ等の取替え

4 農業集落排水事業について

集落排水事業について、次のことに取り組んでまいります。

(1) 管理運営

- ① 施設の機能更新整備計画の策定
- ② 施設機器の点検整備の充実
- ③ 放流水質の適正管理による環境汚染の防止
- ④ 加入率の促進及び収入の確保

5 環境保全について

環境保全については、第5次与論町総合振興計画に沿って、次のことを推進してまいります。

(1) ごみ処理

- ① 適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発
- ② リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R運動」の推進による循環型社会の構築
- ③ 町内で排出される家庭生ごみを含む可燃ごみの排出抑制対策研修会の実施
- ④ 新ごみ焼却処理施設（与論クリーンセンター美ら島）の適正管理及び延命化対策

(2) し尿処理

し尿処理施設建設に向けた環境影響調査の実施、また、合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業）を継続実施し、住環境整備及び地下水

の水質保全を図ります。

(3) 美ら島づくり（緑化推進）

花と緑豊かな島づくりのため、各自治公民館と連携をとり、町全体の取り組みとなるような花苗の提供や島のイメージ（観光地）にふさわしい花木の植栽・沿道の緑化整備を推進し、自然と環境に対する意識が高まるような島づくりを進めてまいります。

6 消防防災・防犯・交通安全について

消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 消防防災

- ① 広報活動や防災訓練等による町民の防災意識の高揚の推進
- ② 老朽化した水槽付き消防ポンプ自動車（S58）を新規購入し消防体制の強化
- ③ 全国瞬時警報システム・Jアラートの改修や防災行政無線の維持管理により防災体制の充実
- ④ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施

(2) 防犯

- ① 防犯灯の維持管理等
- ② 警察及び与論町島中安穏協会との連携した啓発活動の展開

(3) 交通安全の推進

- ① 警察及び与論町島中安穏協会や交通安全協会、交通安全母の会等の関係機関と協力した各種啓発活動の展開

#### 第IV 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法並びに教育基本法の理念、県の教育方針、地区教育行政の教育目標に基づき、第5次与論町総合振興計画を踏まえ、国際化・少子高齢化・高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人材の育成に努めてまいります。

学校・家庭・地域社会等との一層の連携を図り、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、「個性が輝き島が輝く誠の教育」をキャッチフレーズに「与論町の教育的な伝統や風土を生かした誠の教育・生涯学習」を推進します。

そのために、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」「社会で自立できる生きる力を育む教育」「開かれた学校・信頼される学校づくりの推進」「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」「生涯にわたって学べ

る環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育委員会の活性化を推進し、教育行政の充実を図ります。

### 1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣を身に付け、法やきまりを遵守し、規律ある適切な行動ができる主体的・積極的な人材を育てることが重要です。

本町は、「誠の島」とうたわれ、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠である」と讃えられている美しい自然と風土があります。この環境を生かし社会でたくましく生き抜くために、他人を思いやる心や夢や理想を持ち、粘り強く学び努力する礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

### 2 社会で自立できる生きる力を育む教育

子どもたちが、グローバル化し変化の激しいこれからの社会で、適切に対応して生きるために、主体的・対話的で深い学びの充実、ICT教育や幼児教育の環境整備を推進し、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力をはぐくむ教育を推進します。

特に、「自学ノート」の推進と土曜授業の成果を踏まえた内容充実に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできたふるさと・郷土や国を愛し、誇りにする態度を養うことや、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子どもの状況に応じた教育の推進にも努めます。

### 3 開かれた学校・信頼される学校づくりの推進

学校の教育活動を適性にするため、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聞くことができる、学校評議員会の充実に努め、開かれた学校づくりを推進します。

また、教職員の資質向上に努め、学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な信頼される学校づくりを推進します。

さらに、こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携、教育委員会との連携を充実させ、心の教育、キャリア教育（特に小学校における取組の充実）、ユンヌフトウバ学習、英語学習などにおける一貫した教育の推進が図れるようにしていきます。

少子化に伴う学級減に歯止めをかけ、中学校・高等学校全学年2学級維

持を図る取組を推進するとともに、一人一人の進路実現につなげる魅力ある学校づくりを行うために、与論への中高生の留学制度の周知を充実させ、島外からの留学生募集に一層努めます。

#### 4 地域全体で子どもを守り育てる学校づくりの推進

教育の振興は、地域・保護者の担う役割が大きいものです。本町は、PTA活動が活発であり、伝統、体育・スポーツ・文化的な地域行事も受け継がれており、子どもを「島の宝」として地域で育てる風土が残っています。

今後も、種々のグループ（特に青年団活動）、コミュニティ、関係機関等の活性化、さらに相互の連携の充実を図り、地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

#### 5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化について学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものであり、そのための新たな施設として整備した多目的運動広場の活用を推進します。また、与論町の文化財の保存活用の取組を推進し、町民への啓発活動に努めます。さらに「危機的状況にある言語・方言サミット」への継続的な参加を行い、郷土の伝統文化や文化財を守り育てる活動を充実・発展させます。

### 第V 町政運営の推進体制

行財政改革等を柱にした町政運営の推進体制については、主な事項として次のことに取り組んでまいります。

#### 1 行政改革等について

- (1) 行政組織・機構の見直し検討
- (2) 業務の外部委託及び指定管理者制度の推進検討
- (3) 庁舎建設の推進
- (4) 会計年度任用職員制度導入に向けた職員の定数管理の検討
- (5) 旧役場庁舎の跡地利用計画の推進

#### 2 財政改革について

- (1) 町税等の基幹的な歳入確保及び徴収率の向上を図るため、相互併任の活用及び収納体制の強化
- (2) ふるさと納税の推進

(3) 受益者負担の適正化

### 3 住民参加の体制強化について

(1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映

(2) まちづくり懇談会の活用

(3) 自治公民館運営協議会との連携

むすびに、以上、平成30年度においても、本町を取り巻く環境の変化による町民ニーズに的確に対応しながら、「町民の英知を結集し豊かで住みよいゆんぬ創生」の実現に向けて積極的な行政運営に努めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本町の「第5次与論町総合振興計画」は、今年で8年目を迎える最終実施計画となる「第3期実施計画」と併せて地方創生に基づく「与論町総合戦略」の重点施策の展開を図り持続可能なまちづくり、明るい未来へのまちづくりに向けて、本町の基本理念である“共に創ろう 未来への架け橋”的行政推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ねてお願い申し上げまして、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（福地元一郎君） 町長の施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。10時40分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 日程第5 議案第4号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第4号「与論町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第4号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業の事業計画策定に伴い、介護保険第1号被保険者保険料の改定並びに、介護保険法第202条及び20

3条の改定を受けて改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） ただいまの町長の説明をいただきまして、内容は理解できましたけれども、開けて2ページ目の改正後と改正前の数字を1号保険者にかかる保険料の比較をしてみますと、9.7%上げているということで、見直しによって、あるいは法改正によって、こういった計算になったということだと思うのですが、9.7%という額は、結構大きいかと思うのです。

それで、主管課長から9.7%という数字の理由、背景、今後の対策、そういうところについて、お尋ねをします。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今の御質問に対してお答えいたします。

これは平成30年度から平成32年度の3年を経過期間とする第7期介護保険事業計画を策定するにあたりまして、第5期で保険料月額は基準額は6,200円でしたが、これを今回6,800円に増額改定いたしました。その件につきましては、今後3年間を見越してということですが、定員が29名の有料老人ホームを平成31年度の10月から開設する予定になっていまして、その分も含めた算定となっていきます。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第6 議案第5号 与論町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例**

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第5号「与論町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第5号、与論町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、平成30年度より居宅支援介護事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることを受けて制定するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、与論町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、与論町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第7 議案第6号 与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第6号「与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第6号、与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する法令が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、制定されるものでございます。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（高田豊繁君） 地域密着型の事業について、担当から大体の内容を説明していただけますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） これは厚生労働省での改正に基づきまして、様々な介護サービスの居宅基準等を改正する場合、地方公共団体においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の規定によりまして、条例改正を要するということです。

今現在は、本町は、当該する施設はないのですが、各町村必ず設けなければいけないということで、これを改正するのですが、訪問系サービス、通所系サービス、また短期入所系サービス、多機能型サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス、施設系サービスなど、各種サービスの運営基準の見直しを行っておりまして、実際、現在本町であるものとしますと、指定認知症対応型共同生活介護事業所、グループホームゆんぬがあります。

今度は、先ほど申し上げました平成31年10月開設予定であります有料老人ホーム、これが定員29人で指定地域密着型特定施設入所者生活介護事業者といっ

たものが、与論ではある予定なのですが、それぞれ算出の見直しとかございまして、障がい者と介護と、認定を受ければ両方利用できるような形の法改正もありまして、そういった等々も含めた形の法改正に基づき、この条例の提案でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そうしますと、今の説明によると、指定認知症対応型、いわゆるグループホームと、新たに開設予定の有料老人ホーム、この2カ所についてを主な対象と考えているわけですね。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） その施設が希望すれば、そういうことになると思うのですが、一応これは全国的に、町村にその施設がなくても条例改正をしなければいけないという県からの指導を受けて指針を定めているところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それは、そういう法制度のことを聞いているのではなくて、与論町で今のところ該当するのは、この2カ所ですね、ということを聞いています。

○町民福祉課長（田畠文成君） そうですね、はい。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第7号 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第7号「与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年4月1日より、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、所在地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされる者が後期高齢者医療制度に加入した場合に、該当住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、円滑に持続可能な医療保険制度を構築するための一部改正です。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第8号 与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第8号「与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第8号、与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例の一部改正は、平成30年4月1日から与論町内に住所を有する15歳に達する日以後、最初の3月31日までの者を対象に医療費の助成を行うものです。

本町における子ども医療費の助成拡大を行うことで、子供の健康増進を図り、さらには子育てに対する経済的負担を軽減することで安心して産み育てることができる環境づくりを目指します。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第9号 与論町子育て支援金条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第9号「与論町子育て支援金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、与論町子育て支援金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、児童を養育するUターン者及びIターン者が、支援金の受給対象者として認められるために、条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町子育て支援金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、与論町子育て支援金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第10号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第10号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年4月1日より、国民健康保険事業の運営主体が市町村から県へ移管されることに伴い、引用条項等の整備を行うため、与論町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第12 議案第11号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第11号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第11号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、国民健康保険事業の運営主体が県に移管されることに伴い、所要の改正を行うため、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税額について、これまで市町村において算定した基礎課税額を基にしたもののが、県から示される納付金の額を基に算定されることとなります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（川村武俊君） この条例案に対して反対するものではありませんが、一つだけお聞きをしたいと思います。サラリーマンが加入する被用者保険とかは、子供の人数が増えても保険料は変わりません。

しかし、国民健康保険税は均等割というのがありますて、世帯人数が増えれば増えるだけ、それに掛けられているということになります。

全国知事会においては、これは本当に子育てに関わる、そういう支援に対して逆行するのではないかということで、反対を国ほうへ要請しています。

そのあたりについて、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） そのことにつきましては、私まだ勉強しておりませんで、研究して取り組んでいきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 全国知事会で国のほうへ要請された文書がありますので、これを読み上げて私の質問を終わりたいと思います。

「今回、国が提案した方策の定期的な検証を通じて改善等を図ることはもとより、子育て支援の観点からの子どもに係る保険料（均等割）の軽減や、地方の自主的な取組を阻害している地方単独事業に係る国庫負担金の減額措置の廃止等、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策の実施に向けて真摯に検討すること。」ということで、国へ全国知事会で要請をしております。

ですから、サラリーマンなどが加入している被用者と国保税の違いというのは、どこにあるかといったら均等割ということになります。この均等割というのは、子供が1人、2人増えていけば、それに対して均等割で課税されていくというシステムになっていますので、子育て支援にあくまでも逆行してくるということになっています。

やはり全国知事会においても、こういった反対の要請を国へしていますので、そのあたりを町としても検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今、川村議員が言われたことはごもっともだと思います。国保世帯の人数が増えれば増えるほど、保険税が増えるという見込みでありますので、課税の仕組みが4方式と3方式というのがありますが、本町の場合は、均等割、平等割、所得割、そしてもう一つの方法は固定資産割というのがございますが、その固定資産割だけは、本町は抜いて課税をさせていただいております。

しかし、世帯の平等割と均等割につきましては、やはり人数が国保世帯が増えれば増えるほど、税額が上がるというのが現行の仕組みでございますので、その辺については、県、あるいは國の方針もございますので、一緒に勉強して伝えていければと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第12号 平成29年度一般会計補正予算（第9号）

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第12号「平成29年度与論町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第12号、平成29年度一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、町税、町民税1712万8000円、町税、固定資産税518万4000円、国庫支出金、民生費国庫負担金396万4000円などを増額し、繰入金、財政調整基金繰入金1578万5000円、繰入金、庁舎建設基金繰入金2030万2000円などを減額計上しております。

次に、歳出の主なものとしまして、民生費、障害者福祉費782万2000円、民生費、子ども・子育て支援事業費888万8000円、衛生費、ごみ焼却施設整備費4522万9000円、諸支出金、財政調整基金費5695万1000円などを増額計上し、総務費与論町役場新庁舎整備事業費2206万2000円、民生費、老人福祉費1676万円、衛生費、し尿処理費1019万1000円などを減額計上しております。

歳入歳出予算から、それぞれ3201万2000円を減額し、一般会計補正予算総額47億986万円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 7ページの繰越明許費と8ページの債務負担行為について、一つずつ詳しい説明をしていただいて、どうしてこうなったかということの経緯の説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私のほうからは繰越明許費の総務費、総務管理費の与論町庁舎建設事業基本設計、そして実施設計業務について、御説明を申し上げて、それ以降については、担当課のほうで説明をしていただきたいと思います。

この基本設計、実施設計業務につきましては、現在優先交渉権者と決定されて、そこと、いろいろな今後の設計にかかる協議をしておりまして、平成29年度中に契約という形をとりたかったのですが、いろいろな要求水準の中で、どれぐらいまでを事業費の中ができるかということで、いろいろ業者のほうと協議を進めている段階でございます。

そういうことで、協定を結びながら、今やっているところですけれども、4月に入って、庁舎の設計の契約ということで、進めている関係で繰り越しということになっております。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 続きまして、民生費のほうですけれども、児童福祉費の認定こども園施設整備事業3710万8000円、保育所等緊急整備事業1億4621万5000円、これにつきましては、ハレルヤこども園の施設整備の件ですが、平成29年度事業でありますが、当初着工が遅れた等々もございまして、平成30年度の12月ぐらいまでかかる見込みとなっておりまして、その点につきましては、繰越明許費となっております。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 款4の衛生費、項2の清掃費です。そして、事業名がし尿浄化槽汚泥処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務委託費でございます。

これは大気質、騒音・振動及び悪臭、水質を調査いたします。現在、契約まで進んでおりまして、遅れた理由としましては、町民への周知等で、時間がかかったということが原因でございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

畜産基盤再編総合整備事業、これは地域振興公社が事業を代行してやっている事業でございまして、農家負担分の繰り越し分で、まだ事業が終わってないところで、その分だけの繰り越しでございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 大角建設課長。

○建設課長（大角周治君） 町道兼母2号線の改良舗装整備事業でありますけれども、これは県道空港茶花線から与論駅に向かっての町道でございます。

ここは、今商工観光課で、にぎわい回廊ということで、遊歩道の工事が進んでおりますけれども、こことの高さの調整と、あと土地にあります残土が、今ハキビナのほうに運搬をしているところですけれども、この土を運んでもらわないと余計な費用がかかるということで、これは翌年度に繰り越して、30年度で実施したいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会学務課長補佐。

○教育委員会学務課長補佐（池田憲司君） 債務負担行為でございますが、与論小学校施設長寿命化計画策定業務委託ということで、国のほうから私の記憶ですと、平成32年頃までに、この計画を策定することとなっておりまして、今年度と来年度の2カ年計画で計画しております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君） 平成29年度で中央公民館、茶花公民館の指定管理が満期になりますと、平成30年度から新たに指定管理を募集しまして、お願いしましたところ、ヨロンスポーツクラブが、また来年度よりお引き受けいただきまして、平成30年から35年の5年間で終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） その繰越明許費については、分かりました。

債務負担行為について、お聞きしてみたいと思います。

今、最後に言った与論町中央公民館、茶花地区公民館の指定管理についてですが、金額的に以前も示したことがあるのですが、これは金額を見直す考えはあるかないか、このままずっといくのか、金額が大きいということで、前に質問したことがあります。

今後どのような方針で、方策でいかれるのか、副町長はどう思いますか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 公民館の指定管理につきましては、主管課が教育委員会で事

務処理をしておりますので、教育委員会から内容をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 教育長、本当にこれは有識者を交えて、この金額は検討をするべきだと思います。

この指定管理は、どういう目的で指定管理になったかという、まず理由、しっかりと理念を持っていないといけないと思います。どういうことかといったら、指定管理することによって、財政負担を減らす、軽減するという目的もあるのです。

それと、町執行部が独自に管理するよりも、委託したほうがより効果的な運営になるということが目的なのです。

この目的からすれば果たして、この5700万円というものは妥当かどうかということは、しっかりと考えておかないと、これは必ず禍根を残します。というのは、ほかの公民館との整合性とか、いろいろと指定管理しなければならない、あるいはまた、火葬場の指定管理問題。そういうこともある関係で、しっかりと理念に基づいて検討しないと、前そうだったからこうだとかというのも考えるべきだと思います。どう思いますか、教育長は。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。指定管理につきましては、私のほうもお聞きしながら、まだ向こうがやっているので、町の財政を圧迫させないという観点から、ウエイトを置いて見ていくか。また、雇用と与論町民へのサービスを拡大するためには、この施設管理については、ある一定の費用が必要なのかとか。

今、おっしゃられるように、施設と管理と、それから雇用等のこともありまして、確かにそのようなことが話題になっておりますので、おっしゃるようにもう一度全体像を確認して、しっかりと指定管理という費用をかけている分効果があるのかということは確認をしていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そのとおりです。それはそれで分かりました。

それと、最後に28ページのごみ焼却施設整備費の返納金だと思うのですが、4500万円、この県との交渉経緯を詳しく説明していただきたいと思いますが、どうですか。できる範囲内で結構です。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 与論町新ごみ焼却施設建設工事にかかる循環型社会形成推進交付金の償還命令に対する対応確認ということで、去る平成30年1月18日に県庁に行ってまいりました。

県庁の鹿児島県環境林務部、廃棄物リサイクル対策課に行きました、いろいろと

課長補佐、そして担当者を交えて確認しましたところ、償還の方向性については、償還することに変わりはなく、鹿児島県からの償還命令がくだったときには、20日以内に償還するようということでありました。償還がなった場合には、10.95%の延滞金を付けますよということでございました。

また、鹿児島県としましても、交付金の償還額を最小限に抑えようと努力をされたということで、最終的には、「要綱、要領に従事した流れを我々の力では変えることはできなかった。」ということで、力不足を感じたということでございました。

また、他県、1市2組合も年度内の償還を決めており、本町だけ償還をしないということはできないということで、速やかに償還をするようにという指導でございました。

以上で、簡単ですが報告とします。

○議長（福地元一郎君） ほかに。5番。

○5番（高田豊繁君） この繰越明許費の中で与論町庁舎建設事業基本設計のことについてですが、これから契約がなされるということですので、情報によりますと、応募者が少ないというのがあります。そうなると、どうしてもこれは随契に持つていかざるを得ないですよね。これには当然、自治法施行令、それから与論町の契約規則と会計規則がございますが、これに適切に的確に合致されるよう事務処理をしてもらいたいと、このように思います。

また、随契でやると、どうしても、先ほど総務企画課長からもあったんですが、業者さんからの見積額が単価的、そういったのも提示されるのですが、そういったのを業者側からの一方的な言い値にならないように、「言い値」という言葉がありますけれども、そういった一方的なオファーに対して、はいはいそうですね、ということがないように、それに対抗できるような素材をもって対処してもらいたいと、このように要望するところです。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回の設計施工一括発注、プロポーザル方式ということで、これはインターネット上に、全国の一般公募という形になっております。そういったことで、今回この募集に提案があったのは1社ということでありました。経過としては、あと1社、いろいろ説明を求めたりというところはありましたが、最終的には1社でした。考え方としては、指名競争入札の場合は業者をかえたりとか、そういったものになるかと思いますけれども、一般を対象とした、そういった公募についての方式でしたので、この方式は1社ということで、優先交渉権者として今交渉を進めております。

先ほどのいろいろな金額の問題で、私たちのほうも業者には事前に工事請負費と

いうのは提示している中で、私たちも技術的な面、その辺がちょっと分からぬ点もありまして、現在、総務企画課、それから建設課の職員、情報系の関係の皆さん、そういったところも、いろいろ体制を組んで業者との協議に入って、言い方は悪いですが、業者の考え方だけで金額が定まっていかないように、努めてまいりたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） ほかに。2番。

○2番（沖野一雄君） 質問の前に暫時休憩してもらっていいですか。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時27分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番。

○2番（沖野一雄君） 8ページの債務負担行為の、中央公民館、茶花地区公民館の指定管理委託、平成30年度から平成35年度までの期間になっていますけれども、先ほど説明の中では、既に次の指定管理委託を契約する先が決まっているような回答をされましたけれども、そこは、そのとおりなんですか。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君） 中央公民館、茶花地区公民館につきましての指定管理委託先は、公募を募ったところであります、指定は、今回の債務負担行為が通りましたら契約を結んで正式に行いたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、公募を募ったという回答でしたが、そういう作業も全てこの議決が終わってからなされる行為だと思うんですけど。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君） 本町の場合の条件を満たす指定先が同じく体育施設を指定管理すると同様、いろいろその業者を工面するということもありまして、事前にどういったところがあるかということで公募のほうも早めにしたほうがいいのではないかということで、急遽でした。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君） 失礼いたしました。先ほどの債務負担行為については、平成30年度から35年度ということで、提案していたのですが、こちらの記載間違いで、平成30年から34年度までの5年間の債務負担をお願いしているところであります。訂正いたします。

また、議決が済み次第、速やかに委託先等の検討に入ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 予算書の20ページ、先ほどの役場の新庁舎の整備事業にかかることですが、20ページの上のほうです。節を見ますと、先ほどの委託料のところは説明がありましたので、私は納得しました。

節の工事請負費の次の旧町立診療所・包括支援センターの解体工事、それから公有財産購入費、ついでですから、住宅補償金まで含めて減になった理由、例えば、公有財産購入費は当初予算計上も、そのまま落としていますけれども、そういうところの節15、節17、節22を分かるように説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御説明いたします。まず節15の工事請負費についてですが、本年度に診療所の解体ということで計画しておりました。今回アスベストの調査、それから、住宅周辺の住宅調査、解体することによって近隣住宅への影響があつて補償問題とならないために、この調査を行うということで、まず調査をした後に解体を図りたいということが1点です。

もう1点については、下の駐車場を予定している所に解体のコンクリートとかを埋め土として利用できないかということを検討していましたけれども、相続の関係だとか、農地法の農振法の手続きが時間がかかってしまいまして、このような期間的な問題がありまして、来年度4月に解体をしようということで、新年度予算に計上したところでございます。

それから、節17の公有財産購入費ですが、今回駐車場用地として2筆を予定していましたけれども、かなり勾配が強いということで、当初よりは駐車場の面積が取れないのではないかということ。それから、道路の建設についても、そういうのを含めると面積が小さいということも考えられまして、事業認定において下のほうの土地、あと7筆を加えて事業認定をできないかということで、新年度でまとめて事業認定を行うということで、平成29年度の分については、予算減にして、再

度筆数を加えた形で、平成30年度で事業認定を行いながら用地購入を計画しているところでございます。

それから、補償費ですが、これについても今回住宅の家屋補償と移転補償、これについては、私たちでは見積もりができない状況で、専門家の業者に対して委託をして家屋補償と移転補償費を積算しまして、今回は500万円あったのですが、29年度は150万円を調査費に充てて、残り350万円については、新年度に家屋補償と移転補償の執行ということで、減額になります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 内容については、理解できました。申し上げておきたいことは、先ほども他の議員からありましたように、当初の計画から少しづつ工期予定のスケジュールが遅れていったりする分は、より慎重にするという意味ではやむなしと考えますが、事業費の増大も去ることながら、時期がどんどん引っ張って遅れていくことがないように、かつ慎重に一つ一つステップをしっかりと踏んで、しっかりやっていただきたいということ。

それから、町民への説明もしっかりと工事が当初から遅れているのであれば、そういった説明も当然必要になってくるでしょうし、そういったことで大型プロジェクトですので、ぜひ慎重に、あまり事を急ぎすぎてもいけませんけれども、先ほども明許縛越がだいぶ出ていますが、しっかりと年度内で工事が段階的に進んでいけるよう努めていただきたいと要請をしておきたいと思います。

次に、25ページの下、ちょっとこれは細かいところですが、右下の衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費の中の繰出金9万8000円減になっています。と畜場特別会計繰出金とのやり取りです。と畜場会計の一般会計補正予算の今年のは今から出てくるのでしょうが、それと照合して見ましたら、と畜場特会の繰入金のほうは9万1000円の減になっています。これは整合性がとれていないのですが、そこはどちらが正しいのか、おそらく、と畜場特別会計に計上されている繰入金のほうが正しいと思いますが、そこは総務企画課長と、と畜場特別会計の主管課長は、しっかりと整合されたのですか、確認をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） と畜場会計の一般会計からの確認ができてなかったかと思います。訂正させていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時55分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 休憩前に御質問のありました件につきまして、一般会計との繰入れ、繰出しの食い違いがあったところから、修正をさせていただきました。

したがいまして、と畜場の特別会計の歳入の一般会計繰入金のマイナス9万8000円、全体的に9万8000円の減ということで、9万1000円から9万800円に修正させていただきました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今までのを再度確認しますと、要するに一般会計のマイナス9万8000円というのが正しくて、あとで提出される29年度のと畜場特別会計の補正予算のほうの繰出金が数字が誤っていたということで理解しました。そのような形で理解したいと思います。

それでは、次に最後になりますが、31ページの細かい事業なのですが、一番上の農業費の中の目22、機構集積協力金交付事業、これは28年度も29年度もある事業だと聞いておりましたけれども、今回100万円の減になったということで、100万円は当初予算でも確かに100万円計上されていて、そのまま丸々落としますよということのようですが、この事業中身、確かに農地の貸し手とか、あるいは借り手とか、そういう方々に支援金を出すというような県の補助、国の補助なのですか、県の補助金の機構集積協力金だと理解しているのですが、再度事業の中身の説明と、なぜこれは全額落とさなくてはいけなくなったのか。あるいは、新年度において、また計上されるのか、そのあたりの見通しも含めて説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

この農地機構集積協力金交付事業というのは、地域振興課の中にあります事業でございまして、農地を担い手農家とか、一部個人でも結構なのですが、そういう意欲のある方に貸したり借りたりするような事業に対して、農地中間管理機構のほうからの補助金が出るといった事業でございまして、本年度あまりにも少なかったという関係で29年度は補正で落としております。

30年度事業については、那間南地区、那間北地区とか、新規事業導入にも関連する関係上、150万円ほど計上しております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） せっかく県の補助事業でありながらニーズがなかった、要するに借り手、貸し手の希望がなかったということなのですか。事業が縮小していくことは、あまり好ましくないように思われるのですが、これから対策について、含めて再度回答をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） はい、お答えいたします。

ニーズがなかったというよりも、新規事業でこういった事業をしようとして計画をしていたのですが、それ以上の新規地区でのニーズがなかったということで、来年度は、そういうことがないようにということで、今年度から要望の取りまとめを今現在しているところでございます。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第13号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議案第13号「平成29年度与論町国民健康保

険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第13号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので、国民健康保険税2564万8000円増額、国庫支出金を4133万1000円増額、県支出金を480万4000円増額、雑入を121万1000円増額計上しております。

歳出の主なものでは、保険給付費1億700万円の増額、共同事業拠出金2113万5000円の減額、後期高齢者支援金等972万9000円の減額、介護納付金137万3000円の減額、保健事業費111万円の減額、総務費65万9000円減額計上をしております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 歳入で2564万8000円ということで、増額計上されておりますが、増額となった要因というのは、どういうふうに分析しておりますか。その理由を聞かせてください。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） これは後期高齢者支援金分の現年課税分でありますけれども、大変恐縮ながら、当初の見積もりが誤りということで、本来ですと一般医療の分と、後期高齢者の支援金、介護納付金と3種類課税するのですが、その中の後期高齢者分が見積もりが誤り、大変恐縮ですが、その部分だけ2564万8000円を増額計上させていただいております。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私が聞いたのは、この増額になって補正をしているわけで、その主だった要因、上がった要因をどう見ていますかということなのです。当初は1億7800万円の予算を計上しておいて、補正で2500万円という大きな額が計上されているので、上がった要因は何ですかということです。

○議長（福地元一郎君） 徳田税務課長。

○税務課長（徳田康悦君） 主な要因といたしまして、平成28年度ですが、町民の所得が大幅に上がってきております。1000万円以上の農家が28名で、29年度

町県民税の申告を受け付けていますが、それでも38名となって、結構ふえてきております。

○8番（野口靖夫君） 畜産農家ですか。

○税務課長（徳田康悦君） そうです。その畜産農家におきましては、100万円以上の競り価格が29年が80頭、その前が10何頭でした。総体的にふえてきておりますので、税金そのものも上がってきております。徴収がでてしておりますので、徴収率も上がってきていますし、税額も上がってきてているということで解釈しています。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第14号 平成29年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第15、議案第14号「平成29年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第14号、平成29年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で一般会計繰入金9万8000円を減額計上しております。

歳出では、総務費9万8000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成29年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成29年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第15号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長（福地元一郎君） 日程第16、議案第15号「平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第15号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ32万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3235万6000円としております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第16号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福地元一郎君） 日程第17、議案第16号「平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第16号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので保険料698万7000円、国庫支出金599万9000円、支払交付金448万円、県支出金299万9000円、繰入金74万3000円をそれぞれ減額計上しております。

歳出の主なもので、総務費217万4000円、保険給付費1600万円、地域支援事業費731万5000円をそれぞれ減額計上し、諸支出金428万1000円を増額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第17号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（福地元一郎君）　日程第18、議案第17号「平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君）　議案第17号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので後期高齢者医療保険料17万9000円、一般会計繰入金273万円をそれぞれ減額計上しております。

歳出の主なもので、後期高齢者医療広域連合納付金290万9000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第17号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君）　日程第19から日程第25までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

#### 日程第19　議案第18号　平成30年度与論町一般会計予算

○議長（福地元一郎君）　日程第19、議案第18号「平成30年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君）　議案第18号、平成30年度与論町一般会計当初予算について提案理由を申し上げます。

平成30年度一般会計当初予算の総額は、39億8803万5000円となり、対前年度比約8.31%の減額となっております。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より282万7000円の増額となる3億2290万円、地方交付税は4190万7000円の増額の18億7335万7000円で計上しております。町債の総額は、5億6157万6000円となっております。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から1億1196万1000円を繰り入れて対応することとしております。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費で与論町役場新庁舎整備事業1億7927万9000円、民生費で子ども・子育て支援事業2億378万2000円、衛生費で、子ども医療費助成事業589万4000円、農林水産業費で漁港管理費1億4519万3000円、商工費で観光施設整備事業1894万8000円、土木費で町道改良事業費7876万5000円、住宅管理費1億5237万2000円、教育費で多目的運動広場整備事業2000万円などを計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第20　議案第19号　平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君）　日程第20、議案第19号「平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第19号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約22.08%減で、7億7644万7000円となっております。

歳入については、前年度比増減の主なものといたしまして、国民健康保険税1952万9000円の増額、県支出金4億7573万2000円の増額となっております。

また、新年度より国保制度が県へ移管することに伴い、国庫支出金3億1153万円の減、前期高齢者交付金9340万円の減、療養給付費等交付金2050万1000円の減、国保共同事業廃止により、共同事業交付金2億7219万2000円の減となっております。

歳出につきましては、前年度比増減の主なものとしまして、総務費133万6000円の減、保険給付費2970万8000円の増、保健事業費300万円の増、共同事業拠出金2億8457万1000円の減、市町村から県へ納付する国民健康保険事業費納付金2億2477万4000円の増、後期高齢者支援金等1億2224万4000円の減、介護納付金6500万円の減となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

### 日程第21 議案第20号 平成30年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第21、議案第20号「平成30年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第20号、平成30年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、25万3000円で、対前年度より2万1000円の減額となっております。

対前年度の減額の主なものとしまして、歳入で一般会計繰入金2万2000円を

減額計上し、使用料及び手数料で1,000円を増額計上しております。

歳出では、総務費2万1000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

### 日程第22 議案第21号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第22、議案第21号「平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第21号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度13.47%の増で、3582万円となっております。

歳入で、分担金16万2000円、使用料1173万6000円、国庫補助金215万円、繰入金2176万9000円、歳出で総務管理費2355万9000円、事業費440万円、公債費776万1000円を計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

### 日程第23 議案第22号 平成30年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第23、議案第22号「平成30年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第22号、平成30年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比2.59%減で6億7782万3000円となっております。

歳入につきましては、前年度比増減の主なものとしまして、保険料102万円、支払基金交付金473万2000円、県支出金200万4000円の増、国庫支出金989万7000円、繰入金1587万3000円の減となっております。

歳出につきましては、前年度比増減の主なものとしまして、総務費313万6000円、保険給付費369万4000円、地域支援事業費118万5000円、諸支出金999万9000円の減となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第24 議案第23号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第24、議案第23号「平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第23号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約0.43%減で、7042万8000円となっております。

対前年度比増減の主なものとしまして、歳入では、後期高齢者医療保険料265万5000円の増額計上、繰入金287万円の減額計上となっております。

歳出では、総務費18万9000円の減額計上、諸支出金12万9000円を減額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。



## 日程第25 議案第24号 平成30年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第25、議案第24号「平成30年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第24号、平成30年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,805件、年間給水量59万トン、1日平均給水量1,616トン、建設改良費9613万3000円となっております。

収益的収入で、営業収益1億7245万3000円、営業外収益1497万100円、収益的支出で営業費用1億7731万2000円、営業外費用909万3000円を計上しております。

資本的収入で工事負担金36万円、補償金1,000円、資本的支出で建設改良費8354万3000円、企業債償還金1259万円を計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 確認の意味で1点だけ、水道課長に確認をしたいと思います。

昨年の12月議会で今の水道事業会計の予算書の様式というのは、改善が必要ではないかということで調査、事務局のほうに情報収集して必要であれば様式を変えるべきじゃないですかというふうに申し上げました。

今回拝見しますと、所々様式が変えてあったので、改善努力が行われて非常に敬意を表したいと思います。その点を評価しながら確認なのですが、今回様式を若干変更されているということで、例えば、本冊の中の予算の実施計画の中で、款項目があつて、節については、実施計画の内訳書という形で別冊資料として添付されています。

そういうところは、例えば、鹿児島県とかの当局の指導を受けて様式を変更した結果だろうと思いますけれども、そのあたりの経緯、どういった勉強の結果こういうふうに様式を変えましたという経緯を確認の意味で説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 昨年、様式の変更ということをしましたけれども、今回

県の指導を受けながら、こういった形の様式に変更してございます。これは各町村の資料も参考としまして作成しております。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ところどころ聞き取れない部分があったのですが、要するに県の指導を受けながら、各市町の先進事例を参考にしながら新しく作られたというふうに聞こえましたけれども、そんなところですよね。

それでは、様式を変えるというのは、なかなか大胆な変更になります。なかなか思い切ったことで大変だったと思いますけれども、ぜひ当局の事務局には引き続きしっかり勉強させていただきながら、特に公営企業関係は、非常に理解が難しいところがあります。執行部はもちろん私ども議会でも、なかなか理解がしがたい複式簿記になっておりますので、そういう意味でも引き続き勉強していただいて、できるだけ我々議会のほうにも理解がしやすいように、もちろん町民に理解しやすいように広報・啓発も含めて、今後とも努力をいただきたいと要請して質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第26 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第26、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第18号から議案第24号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時40分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けました  
のでお知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に高田豊繁君、以上のとおりでありますので、報  
告を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月14日本会議（一般質問）であります。

午前9時まで御参考願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時41分

# 平成 30 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 30 年 3 月 14 日

平成30年第1回与論町議会定例会会議録  
平成30年3月14日（水曜日）午前9時00分開議

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 遠山 勝也 君	2番 沖野 一雄 君
3番 川村 武俊 君	4番 林 敏治 君
5番 高田 豊繁 君	6番 町俊策 君
7番 大田 英勝 君	8番 野口 靖夫 君
9番 林 隆壽 君	10番 福地 元一郎 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 武東真奈美君	税務課長 徳田康悦君
市民福祉課長 田畠文成君	環境課長 田畠博徳君
農業委員会事務局長 野口芳徳君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 大角周治君
教育委員会学務課長補佐 池田憲司君	教育委員会生涯学習課長 山下一也君
水道課長 竹田平一郎君	与論こども園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 池畠あけみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開議 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから本日の会議を開きます。

3月6日に諸般の報告で報告できなった教育委員会活動の点検・評価報告書については、教育長から3月8日に提出されておりますので、報告いたします。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。

○2番（沖野一雄君） まず、私の一般質問に入る前に、今日からちょうど10日前に開催されました第27回ヨロンマラソンが、島内外から1,029名がエントリーされて、無事成功のうちに終了できましたことに対し、皆様と共に喜びを申し上げたいと思います。

また、先月、韓国で開催されました平昌オリンピック、そして今、行われていますパラリンピックにおける日本代表選手の活躍には、過去最大級の活躍ということがありました。超一流のアスリートには表舞台の華やかさもさることながら、裏側にもそれぞれのドラマがあり、夢に向かって努力する姿勢の美しさ、スポーツに打ち込むことのすばらしさ、加えて、その精神性の高さにも深い感動を覚えます。

いよいよ2年後に迫った夏季オリンピック、パラリンピックにおける日本人選手のさらなる活躍を大いに期待しながら、私の一般質問は、まずはスポーツの普及振興をめぐる質問を切り口にしまして、議論を交わしてみたいと思います。

それでは、まず最初の質問でございます。

#### 1 スポーツ振興及び健康増進対策について

- (1) 与論町多目的運動広場ゆいLANDの完成により、体育・スポーツ等の一層の普及拡充はもとより、交流人口の増大も期待されていますが、これら施設等の有効活用を含めて、どのようなビジョンのもとで具体的な振興策を進めていく方針であるか。
- (2) 高齢者等を含む年齢層や性別にかかわらず、あるいは家族ぐるみでも気軽に楽しめるウォーキングサッカー等のニュースポーツの普及促進に本腰を入れて取り組む考えはないか。
- (3) 町民の健康増進や体力向上、医療費抑制にもつながる一石三鳥の手立てとして、日常生活に自転車利用の普及拡大を図る必要性を痛感するが、全町的に推進する考えはないか。

## 2 広域事務組合負担金について

(1) 沖永良部与論地区広域事務組合に係る負担金額の見直しを企図する組合規約変更議案について、平成27年12月に本町議会で否決した経緯があるが、その後も消防本部等を中心に本町分の負担割合を増やす方向での見直し論が関係会合等において度々提起されているようである。

地方交付税の基礎数値により負担額を算出する現行システムこそが、最も公平で最良の算定方法と考えるが、町長の認識と考え方、今後の対応策について伺いたい。

以上の4点でございます。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 本町は、多目的運動広場・施設を核とする既存の施設や、自然環境資源を活かし、「与論町スポーツアイランド」を確立します。これは、スポーツを通して交流人口の拡大、町民の健康増進、青少年育成、与論島の特産品PRなど、農林水産業と商工観光業と連携し、生涯学習や学校教育面でも活性化を図るものであります。

はじめに、町体協や競技連盟（団体）が一層連携しながら活動できるようにするとともに、その経験や知恵を融合するようにします。

次に、スポーツ合宿やキャンプの誘致活動をはじめ、鹿児島・沖縄・奄美群島からの青少年向けスポーツ大会の開催や誘致活動を行ってまいります。

そして、そのような経験を生かして、東京オリンピックや、かごしま国体に向けた合宿・キャンプ誘致も推進し、継続的な交流拡大ができるようにしてまいりたいと思います。

次の高齢者等を含むウォーキングサッカーについてです。

ウォーキングサッカーについては、今回の与論町多目的運動広場ゆいLANDの完成祝賀式典において紹介され、誰でも参加しやすく、老若男女、年齢や性別を問わず、サッカーの未経験者、初心者、経験者のスキル差も気にせず、安心して気軽に試合に参加できるニュースポーツと聞いております。

今後、与論町民の健康増進、スポーツに親しむ環境づくりにも、このニュースポーツの導入は大切であると考えますので、その他のニュースポーツ導入も含め、環境づくりを推進してまいります。

日本スポーツ振興財団よりウォーキングサッカーの指導者派遣のお話もいただいておりますので、指導者養成を始めに、啓発・普及へと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 日常活動の中に自転車利用拡大を図る考えはないかということ  
でございます。

今年度策定する第2次与論町民健康づくり計画「健康よろん21」の中にも、目指す姿として、「健康で生きがいを持ち、誰もが安心して暮らせる長寿のまち」を掲げ、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目標に、「仲間をつくり生活の中に運動を取り入れるまち よろん」をスローガンとして、運動・身体活動に取り組むことを目指しております。

御提言にあります自転車利用の普及拡大につきましては、ある程度体の動く方にとっては、安全運転に心がけ健康維持増進を図る上において非常に有効な手段と思われます。

現在NPO法人ヨロンSCを中心に、主に幼児から大人まで若い人たちが様々なスポーツに親しみ、健康づくりに貢献しておりますが、その一方で高齢者の会員が非常に少ない状況であります。

高齢者につきましては、老人クラブを中心に、ゲートボールやグラウンドゴルフなどの様々な大会に向けての取り組みが活発に行われておりますが、若い世代との交流も含めて、もっと身近に誰でもができるスポーツに参加してもらいながら、健康づくりができるようスポーツクラブあるいは地域サロン等での健康づくり運動への積極的な参加を促してまいりたいと考えています。

次に、広域事務組合の負担金についてです。

沖永良部与論地区広域事務組合の負担金につきましては、基準財政需要額の消防費の割合を基準とする組合規約を「均等割20%、職員割30%、基準財政需要額50%」に変更する旨の組合規約変更議案が、平成27年12月の与論町定例議会において否決した経緯がございます。

このことについては、これまでに消防本部から組合負担金の変更に至った背景や負担割合の根拠となる資料説明に基づき協議を進めてまいりました。

本町の負担割合の考え方としては、昭和58年組合設立当初の規約制定を基本とすることの重要性や、これまで協議してきた結果を踏まえ、基準財政需要額を基本とする考え方としておりますが、構成町の共通的経費については、それぞれの町負担とする均等割も考慮した上で、「均等割20% 基準財政需要額80%」として要望しているところです。併せて今後の運営状況の変化に応じた負担金割合の考え方について、5年をめどに見直しが図られるよう要望しているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、各項目ごとに順番に少し深掘りをしてみたいと思い

ます。

まず最初のスポーツの振興、健康増進対策のところで、既存の施設、あるいは環境資源を生かして、与論町のスポーツアイランドを確立されるという御答弁でございました。スポーツを通して交流人口の拡大であるとか、健康増進、あるいは与論町の特産品のPRもして、農林水産業、商工観光業と連携して、さらに生涯学習、学校教育面でも活性化を図るという、少し幅の広い答弁をいただきましたが、教育長が御答弁された内容というのは、ペーパーになってビジョンとして策定されたものですか。それとも、教育長の考えということでしょうか。お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これは当初から多目的運動広場施設をつくる時に、構想として構想図の中に入れて準備をしていたものを今回は口頭でお話しています。ビジョンですので、先ほどありましたように、幅広い形でつながりを付けて広がりを持たせ、交流を深めたいという計画のもとです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） スポーツの振興といいましても、御案内のように、チャンピオンスポーツ、競技スポーツ、御答弁いただいた内容は、少し競技スポーツ、例えば、東京オリンピック、あるいは鹿児島国体に向けた合宿、キャンプ誘致とか、そういう具体的な答弁をされながら、チャンピオンスポーツについてのものが少し重視されているようですが、また2番目の質問にニュースポーツはいかがですかという提案もさせていただきましたが、私は、やはりチャンピオンスポーツ、いわゆる競技スポーツとニュースポーツ、最近はソシアルスポーツとか、コミュニケーションスポーツという横文字も使って、かなり幅が広くなっていますが、要は、オリンピック、あるいは国体選手を養成するような、そういう考え方はもちろん大事ですが、それ以上にむしろ生涯スポーツというところにウエイトを置いて、チャンピオンスポーツとのバランス、どのようにバランスをとりながら両方振興を図っていくかという視点が非常に大事だと思うのです。そこを行政のトップの皆様がしっかりと意識を持って、チャンピオンスポーツは、例えば、競技も絞っていただく、そして、ニュースポーツも、あれもこれもということではなくてニュースポーツの中で、これはより向いているのではないか、これだったらみんなの健康増進につながる、あるいは医療費の抑制にもつながる、あるいは最近問題になっている健康寿命という視点から、できるだけ要介護の期間を短くして、健康寿命を延ばすという意味で、介護医療費についても抑制が図られていくような町民全体のレベルアップ、健康のレベルアップを図る。そういう視点が非常に大事だと思うのです。

私としては、町民の健康づくり、医療費を抑制する、そういうソシアルスポー

ツ、生涯スポーツというところにウエイトを置いて頑張っていただきたいなというところがあるのです。そういったことで質問させていただきましたが、今現状としては、御案内のように実態は、例えば、町の教育委員会、生涯学習課が主にスポーツの振興というところを進め、そしてまた、具体的には町長部局においては町民福祉課が健康増進というのを力を入れてやっていると。いわゆる行政の横の連携も当然大事ですし、また、民間レベルにおいては、各競技連盟、それから、体協の傘下にある競技連盟、団体、そういったのを連携するのはもちろんですけれども、そのほかに指導者とか、進めていく組織、具体的にはNPO法人に管理委託されているのですが、最近いろいろな方々からNPO法人に丸投げされている状態で、例えば、平成28年度の実績でいきますと、管理運営委託として、約5700万円ぐらいの管理運営委託費が、体育施設についてされているということの中で、そのNPO法人が、今のところは順調に運営されていると思うのですが、昨日の夕方のNHKのニュースでも取り上げていましたが、学校の部活においても教師の負担、あるいは部活生徒の負担というものが大きすぎるのではないかという声がだんだん大きくなってきて、国としては部活動についても、あまり時間をかけないように、できるだけ時間を短くして、むしろ内容の量より質の向上を図りたいということで、一番のねらいは、おそらく教師の負担を減らすということでしょう。じゃあどうするんだということで、その方向性としては、昨日ニュースを観た方は、お分かりになるかと思いますが、地域のスポーツクラブにお願いしていこうではないかという動きが、今、国のほうでも起こっています。おそらくこれは、今からだんだん加速していくことでしょう。そういった意味でのスポーツクラブの存在、どういった運営をしていくのか、リーダーシップというのは行政がとるべきだと思うのですが、民間が先頭に立って与論のスポーツ、チャンピオンスポーツも含め、生涯スポーツを進めていく上で、スポーツクラブの存在というのは非常に大きいと思うのです。そこに人材は、どうしていくのか、あるいは財政的にどういう支援をしていくのか。あるいは指導者、この指導者というのが非常に大事で、指導者がいないと、どんなスポーツも育ちません。チャンピオンスポーツはもちろん、生涯スポーツもそうです。

そういう意味で、指導者を育成しないといけない、これはスポーツクラブに丸投げしてもスポーツクラブができるわけでもないし、できる部分はあるかもしれません。ですから、指導者を育てる、財政支援を重点的にしっかり選んで配分していく。そして、しっかり行政とスポーツクラブと競技連盟とか、関係者がしっかりスクラムを組んで、まさに教育長の答弁にありましたように、連携しながら、そして、融合しながら、常に与論町のスポーツ発展、生涯スポーツの発展、健康づくり

り、そういったことに視点を置いて進めなければいけないと私は思います。

そこで、改めてお伺いしたいのは、スポーツクラブの抱えている現状、課題、今顕在化している部分、あるいは、これから潜在的な課題として出てくるのではないかというところがありましたら、教育長から意見といいますか、考え方を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃられるとおり、これからの中学校への部活動の支援、それから交流拡大の人的措置も各種連盟との連携をしていかなければいけませんが、今おっしゃるように、御指摘のスポーツクラブの課題は、どうかと言われますと、中学校の部活動の働き方改革の中での問題の中で、スポーツクラブともお話し合いをしております。今後、どの部が連盟として協力して、小中高まで一貫して指導をするかとか、そういう指導者の少ない中で、より多くの子供たちを効果的に指導していく組織も、さっきのようにスポーツクラブだけではできない。そこで委託するにあたっては、今いる現状から夕方から部活動をする6時までの勤務態勢、といったものをどうするか、費用をどうするかという働き方と雇用との問題もあるようです。

その辺についてもスポーツクラブと十分打ち合わせをして、そして、競技連盟への連携を図って、課題ははっきりと明確にして、その後、対応策を練っていくという方向でスポーツクラブとは考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ただいまの御答弁では、具体的な課題というのは示されなかつたのですが、私としては、先ほど申し上げましたように、学校教育、学校の体育という視点でスポーツクラブの存在というのは大きくなっていますので、これは右肩上がり的に非常にニーズが大きくなってくるということですので、ぜひ学校とも連携しながら、スポーツクラブの存在というのをもう少し重要視していただいて、丸投げをするのではなくて、しっかりしたビジョンのもとで育成支援を図っていただきたい。それは財政的な支援は今行われているという意見もあるかもしれませんのが、今は管理運営委託の費用を出しているわけで、そこにしっかり民間の代表組織として活動しやすいように、人的な支援、人材というのは一番大事ですので、物事を進める上では、財政的な支援とともに人材の支援、そして、行政の中で一番大事なことは、先ほど申し上げましたが、生涯学習担当課と市民福祉課、あるいは保健センター、そういったところとしっかりと連携を取って各競技団体ともですが、スクラムを組んでしっかりとやっていただきたい、そういうことをまずしっかりと要請しておきたいと思います。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、町長は公約の中で、こういう文言を出されておりました。要するに教育長の答弁の中にもありました、観光振興の手法の一つとして、スポーツ団体の合宿等を誘致するということを公約の中で、確かうたわっていました。施政方針の中でも、それが冒頭の部分とかでもしっかりと出てきます。生涯学習のところでも、もちろん出てきます。

そこで町長にお伺いしたいのは、与論町のリーダーとして、具体的にスポーツ団体合宿等を誘致するというところの具体策、既に御当選されてからかなり経っていますが、残された任期の中で、どういった形で具体的に進めていくのか。この多目的運動広場というのは、具体的には教育委員会が進めるのですが、町長のリーダーシップというのは非常に大事だと思うのです。いろいろ島外の方にコネクションもお持ちでしょうから、そういったところも活用しながら、どういう具体策を進めていくのかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、ゆいLANDができて、いろいろなスポーツの合宿の可能性が膨らんできたなと思うところでございます。特に、高校生あるいは女性団体等の合宿ができればなということを考えたりしておりますが、交流としては、今現在行っている沖縄県との老人クラブの交流、あるいはグラウンドゴルフ、ゲートボールの交流とか、そういうふうなことを今行っているのですが、今後、姉妹町である南島原市とのサッカー交流も始まるのではないかと、この前のヨロンマラソンの後でお互いにそういうお話し合いをしたりしながら進めていきたいということでございます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今日は、私は4項目も欲張りをしてあげたものですから、時間的な都合もありまして、次のところに移りたいと思います。

今、町長の御答弁、高校生あるいは女性団体、沖縄県、姉妹都市盟約のところをつながりにしながら、しっかり進めていきたいという答弁をいただきました。

ぜひ、その方向で各関係団体、行政、民間の組織、しっかり連携を取って、さつき教育長から具体的な課題の紹介がなかったのですが、現状をしっかり分析して、どういった課題があるのかというところが、少しヒアリングが不足しているのではないかという印象を受けましたので、ぜひスポーツクラブを中心にヒアリングをしていただいて、あるいは各連盟とも、体協長あたりも一緒になってヒアリングをしていただいて、チャンピオンスポーツを振興する一方でしっかり与論にあった生涯スポーツの重点的なチョイスといいますか、そういったこともしっかり進めていただいて、重ねて申し上げますが、スポーツクラブの未来というのは、非常に責務が

大きくなっていますので、そこをしっかりとサポートしていただきたいということを提案申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

答弁の中にはありますように、先ほどのゆいLANDの完成祝賀式典におきまして、日本サッカー協会の最高顧問川淵三郎氏からウォーキングサッカーの紹介がありました。私も非常にすばらしい提案だなとお聞きしました。おそらく町長も教育長も、そのように受け取られたことだと思います。

ウォーキングサッカーというのは、たまたま例示として挙げたわけで、与論には与論に合ったスポーツが、ニュースポーツ、あるいはソシアルスポーツ、生涯スポーツといわれるものの、その最たるもののが、今、私の頭に思いつくのはウォーキングサッカーしかないという印象を受けたのですが、それも含めて、あといくつかあってもいいと思います。しかし、私は体育指導員を長い間やりましたが、今はスポーツ推進員という名称に変わりまして、スポーツ推進員は、確か定員が11人だったと思うのですが、私は、こういったウォーキングサッカーも含めてニュースポーツを進めていく上においては、その関係する競技団体の頑張りももちろん重要ですが、老若男女、年齢を問わず、あるいは健常者、障がい者も含めて、いろいろな方々にスポーツを楽しんでいただく。スポーツを楽しむことによって心の健康づくりにもつながっていく、そういった意味では、非常に重要な使命というか、効果があると思うのです、スポーツというものは。そういう意味で、誰でもいつでも、誰とでも楽しめるというウォーキングサッカーの事例を一つしながら、あといくつか、ぜひチョイスしていただいて、しっかり重点的に財政的な支援、あるいは人材的な支援をしっかりとお願いしたいと、お願いというか提案をしたいということでございます。

ウォーキングサッカーの特徴、いまさら私が申し上げるまでもないのですが、非常にすばらしいものでございます。走らなくてもいい、ゆっくり歩くような、走ってはいけないのです。歩きながらできる、体をぶつけない、タックルはしてはいけないです。ヘディングとかスライディング、危険な動作はない。高く蹴り上げても駄目だということで、非常にゆったりしながらみんなでワイワイしながら楽しめる。ウォーキングサッカーに限りませんが、これはウォーキングという名前が付いていますが、例えば、日本のウォーキングスポーツと言われる歩くを中心としたニュースポーツとともに含めて、大体愛好者は2000万人以上いるのだそうです。それは、どんどん増えているということです。それだけ日本人というのは、だんだん物質的な豊かさに満たされてきて、やはり心の健康、体の健康に非常にウェイトが大きくなってきて、ウォーキングを中心としたスポーツが非常に増えています。これからも大きくなるのです。そういう意味で、こういったウォーキングサッ

カーを中心に、ニュースポーツというのは前向きに、財政的にも人的にもしっかりと支援をして育てていただきたいというのが、私の2番目の提案でございます。

そこで一番大事なことは、先ほど少し申し上げましたが、各競技団体のリーダーの皆さんはもちろんですが、スポーツ推進員の活動いかんというのは、非常に私は重要だと思います。おそらく、私の昔のイメージからしますと、いろいろなニュースポーツを幅広く紹介するにとどまって、地域にスポーツ推進員を派遣したり、そういう活動というのは不足しているのではないかと私は思っています。しっかりとニュースポーツを中心にチヨイスしていただいて、もっとスポーツ推進員の皆さんのお尻をたたいていただいて、しっかりと頑張らせていただきたい。

あわせて行政側のほうには保健センターに健康運動実践指導員というのが1人おられます。これは非常に専門的知識、体育的な知識もちろんですが、体のしくみとか、そういったことも含めて、非常にレベルの高い資格ですが、この健康運動実践指導員もおられますので、そこでしっかりと連携を取っていただいて、いかにすれば与論の高齢者、中高年齢層を含めて、先ほどのスポーツクラブの会員増というの大きな課題の一つだと思うのです。スポーツを楽しむ年齢層を増やす、町長の答弁の中で、老人クラブの活動に力を入れたいというのもありましたが、老人クラブの加入率というのは非常に低いです。与論は低いです、他の市町村と比べて、あとで町民福祉課長に伺いたいと思いますが、そういう意味で頑張らなくてはいけない組織、頑張らなくてはいけない人たちが、与論にも実はたくさんあります。そういった今あるもの、人、それから物、物というのは施設です。施設は十分足りつつあり充足していると思いますので、金もある程度、前で予算を組んでいただいてされています。「人・物・金」の資源をしっかりと使って与論のニュースポーツ、ウォーキングサッカーを中心にやっていただきたいというのが私の要請でございます。

先ほど申し上げましたが、スポーツ推進員の現状、それから、これからの課題、方向性、そういったところを教育長に改めて伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 現況と課題として整理はしてございませんが、毎月定例会も推進員のほうはしていただきまして、先ほどありましたようにニュースポーツへの推進普及のための講習会等も町民に知らせて行なっています。

確かに、一つについて、みんなが集まつてくるというのが、なかなか波及しないというのも課題でございまして、先ほどありましたように、普及や推進員の派遣をして行っていくというのは、各種団体との連携も必要かなと考えています。

今御指摘の老人クラブであったり、地域女性団体連絡協議会であったり、青年団

であったりの中で必要なところに応じて、そこに派遣して、そこから広げてもらうという講習会も必要なのかなと、スポーツクラブの中でも、このための広報は行っているのですが、やはりいろいろなものに、みんなの集まりが少ないというのは大きな課題の一つでございます。十分整理をして、一つずつ対応していかなければいけない課題であると思います。

ニュースポーツについても、おっしゃられたとおりですので、たくさんの紹介もですが、紹介しながらニーズの高いもの、島の町民にとって健康増進で図れるというようなものに分かれて、町民福祉課との連携で、歩くことや、マシーンを使った健康増進のために、あの施設を有効利用する有機的なつながりのための話し合いも今後進めていこうと考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、教育長の御答弁にありましたように、そのような方向でぜひ力を入れて頑張っていただきたいと期待を申し上げたいと思います。

そこで3番目の、今度は少しチャンネルが変わりますが、自転車利用の普及について提案をしたいと考えます。

私の個人的なことで申しわけないのですが、役場に勤めておりました頃、後半の10年から20年ぐらいは、自転車を使って通勤しました。非常に効果があります。私は腰痛持ちでしたので、腰痛もほぼ改善されました。もちろん自転車が全てとは申しませんが、自転車を一つの手法として非常に有効だというのを私は身をもって体験しました。

こんな小さな与論ですので、車ができるだけ使わずに、土日も含めて、ふだん自転車をぜひ利用していただきたいというのが、私のふだんからの気持ちでございまして、これを質問という形で出させていただきましたが、これはいちいち自転車の効用について、私が申し上げることもないと思います。

自転車に乗れない方は、ほとんどいらっしゃらないわけで、ぜひ全町民、体の動く方は使っていただきたい。そのことによって健康づくりが進められ、医療費が抑制され、要介護状態になるのを防ぐことができます。そういうことで、ぜひこれはもちろん一番リーダーシップを町長、副町長にとっていただきたいのですが、先ほどの町長の答弁の中で、老人クラブ、スポーツクラブの中心にというのはもちろんですけれども、高齢者のスポーツに親しむ会員というのは、非常に少ないと答弁がありました。

まっ先に町民福祉課長に確認したいのですが、老人クラブの与論町の高齢者の中に占める加入率、それは県内の中でどういう状況にあるのか。また、どういう見通しを立てているのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） ただいまの御質問にお答えいたします。

直接、今は資料を持ってきていないので、人数については申し上げられないのでですが、与論の場合、この答弁にもありますとおり、ゲートボールとかグラウンドゴルフ、そういった競技等々につきましては、かなり活動はされていると思っております。

ただ、現在60歳になられてから老人クラブに新規加入という形でした場合に、やはり今現在60歳過ぎても健康の方がいらっしゃいますし、いろいろな面で仕事を持つていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういった中で、なかなか若い方がすぐに老人クラブに加入という面につながってないのかなというふうに理解しておりますし、大体少し年齢のいった方々が、いろいろな活動に頑張つていらっしゃるのかなというふうに受け取っていますが、その老人クラブのほうで、いろいろなボランティア活動等、今はむしろ青年団にしろ、地域女性団体連絡協議会にしろ、昔は活発な団体が少し戻り込み的な面もありますので、そういう中では老人クラブは、かなり他の町村と比較しても結構いろいろな活動を頑張っているのではないかと受け取っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 老人クラブが頑張つていらっしゃるのは、数多くある与論の高齢者の老人クラブ会員対象者の中のほんの一部なのです。調べていただければ分かりますが、非常に会員数は少ないです。加入率は、鹿児島県の中でも低いです。私が具体的な数字を申し上げるのは控えますが、老人クラブの方々にも確かに元気な方はいらっしゃいますが、与論の中高年齢層の健康づくりを進める上で老人クラブの存在というのは非常に大きいです。

町長の答弁にもありましたように、そこでやはり老人クラブに入っていただく、いただかないというのは私が力説するところではなくて、会員の方も会員外の方も別に自転車利用には関係ありませんので、広く自転車利用を進めていただきたいというのが私の提案でございますので、ちなみにちょっと紹介しますと、御案内のとおり、今年の3月9日に厚生労働省が発表した健康寿命というのがあります。新聞でもちょっと出ました。健康寿命、日本の男性の平均健康寿命というのは72.1歳、女性が74.8歳、つまり平均寿命からこれを引くと、どういうことになるかというと、大体男性の場合9年間ぐらい、女性の場合は12年くらいがなんらかの介護を必要とする状態になるということです。男性の場合9年、女性が12年で10年前後、大体平均的に男性も女性もなんらかの介護が必要になるという状態になるのです。

だから、その期間をできるだけ短くする、不健康寿命といいうんですかね、誰かの助けを借りなければいけない状態といいうのをできるだけ短くする。そういう意味でも、予備群の中高年齢層の方々は特に自転車をしっかり使っていただきたい。

自転車を使う上で、答弁にもありますが、安全運転といいうのが大事なのです。非常に自転車の事故といいうのも増えていますので、しかし、このリスクを考えては、なかなか前に進みませんので、安全といいうのは後から考えながら、あわせてしっかり進めさせていただきたい。

そういう意味で、この質問の最後に町長に取り組んでいく上でのお覚悟、ぜひ積極的に、なかなかそういうのを言うと、じゃああなたは自転車に乗っているのと言われますので、できるだけ町長も時間があれば休みの日でも結構ですので、自転車を使っていただきながら町民にもPRしていただきたいと思いますが、町長のお取り組みの覚悟のほどを伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私に自転車に乗れという声に聞こえますけれども、なかなか難しい点があろうかと考えます。

本当に与論の地形等を考えますと、沖野議員みたいに体力のある方は、少々の坂でもこいで茶花まで下りたり、こぎ上がったりする体力がある方はいいと思いますが、特に老人に勧めるということは難しいのではないかなと思います。

ただし、自転車だけではなく、ゆいLANDもできることですから、ウォーキングとか、いろいろなスポーツに取り組んでいただいて、できるだけ健康で自分の人生を全うできるような、そういうふうな方向に町民全体がなっていけるように、地域サロン等も活動をお願いしながら取り組んでいきたいなと思います。

特に、老人クラブの点につきましては、私も実際に叶で体験をしまして、私よりも非常に賢い方々は、「まだ若いからゲートボールをするよりも、キビ刈りをしたほうがいいよ」と、与論の経済面では、そのほうがいいんだということでお叱りを受けたこと也有ったり、いろいろありますが、本当に町的に健康づくりという面から老人クラブの方々に、いろいろなスポーツに取り組んでいただくということは大変大事なことかなと思いますので、今後また、そういう方向で、この町民の健康ということ、あるいは要介護、要支援にならないようにするために、どういうふうにしていけばいいかということを町民福祉課と相談しながら進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 前向きな答弁をいただきました。ぜひ、自転車の普及利用につ

いて、まとめて改めて皆様に提案申し上げます。自転車というのは、燃料代が要らず経済的なのです。財布にも優しい、環境にも優しい、体にも優しいということで、ぜひ要請したいと思います。

最後の質問になります。広域事務組合の負担金について。

これは今度また、この議会が終わりましてから3月19日に沖永良部のほうで広域事務組合の議会がありますが、その中で、議会の前に組合負担金の見直しについての勉強会があるという通知をいただいて、アンケートまできました。いろいろ事あるごとに、最近見直しをするんだという非常に使命感に燃えていて、私としては非常に不愉快です。なぜ不愉快なのか、この質問の中でもさせていいただきましたが、地方交付税の普通交付税、基準財政需要額、その中で消防費というのがあります。行政項目といいますけど、非常に公平で、地方交付税の制度の仕組みについて、今は紹介する必要もないですが、どんな自治体も日本全国の自治体、過疎地も山間地も、外海離島も頭のいい国の方々が考えた、考えに考え抜いて普通の人には理解できないような本当に難しい仕組みをつくったのです。どうすれば公平な行政サービスを維持して、日本人らしい行政サービスを受けられるのかということを考えて、非常になかなか理解し難いぐらいの人口割であったり、面積割であったり、高齢者割であったり、そういうのを数値化して、いろいろな補正係数を掛け合わせて、地方交付税というのは算定されています。ですから、最近消防本部のほうが提案されているような均等割であるとか、人口割はもちろんですけれども、人口割というのは、もともと交付税の中に入っているのです。法律の中にもちゃんと入っています、全部普通交付税の中に、そうやって算定されているのです。

それで、本当に真の平等とは何か、公平公正で、今の見直し論を提案されている方々は、公平じゃないという言い方をされます。なぜそういうふうになるのかといったら、当たり前ですよ、3町とも全然財政規模が違うからです。いわゆる財政規模という視点では、例えば、標準財政規模です。国の全国の市町村を比較するときによく使う言葉に「標準財政規模」というのがあります。要するに、地方公共団体が通常の水準の行政サービスを全国的に行う上で、必要な各市町村に応じた必要な一般財源額の目安は数値、目安の指標、それを標準財政規模というのですが、その規模が沖永良部2町と与論とは全く違うのです。要するに沖永良部2町のほうが大きいのです。

そうすると、与論みたいに本当に厳しい条件にあるところは、これは極端な話、交付税の算定に沿うのではなくて均等割でいきましょうよ、3分の1で割ってとなると、1億数千万円になります。今は9000万円余りの実績ですけど、負担金がですね。何が公平で何が平等なのかという言葉を使うのは、非常に私は不愉快で、

国の方々が最初から、この組合を設立した時に、昭和58年、もう35年間変わっていない、だから時代の流れに合わせて変えていかなくてはいけないというのは、とんでもない暴論で、この組合をつくったときから、当然、財政規模とか、その団体の力によって差があるのは当たり前の話で、そこを承知した上で広域事務組合をつくったわけですので、そこをぜひしっかりと把握していただいて、私は絶対ゆるべきじゃないというのが私の持論です。

今の山町長に移る前の選挙の年、選挙の年の直前に運営協議会というのをもっているのです。私が特に不愉快なのは、この運営協議会というのは、平成27年8月にやっているのです。それは、町長選挙の直前です。そういったところにもってきて運営協議会を開いて、当然3町の副会長としての南町長は参加されていないのです、そんな大事な時期に。そして、かたや今の沖島課長が、その年の4月から担当していますから、よく分かりませんよ、勉強不足で、申しわけないけど。そういう状態の中で、留守宅を狙ったような形で運営協議会を開いて、これで決定しましたなんていうことで、均等割20%、職員数割30%、需要額割50%に決定しましたとかいう感じで文書がくるのです。資料の中にあるのです。非常に不愉快です。

それはさておき、どうも彼らの主張を見てみると、考え方は5つぐらいあるのです。その中で、例えば、最初は見直し、時代の流れとともに事業費補正を入れるべきだとか、いろいろ提案があって、総務企画課長はもちろん御案内とおりですけれども、5つ方法があるのです、今のところ。1つ2つのような気がしますけど、そうじゃなくて、要するに従来の基準財政需要額、消防費をもとに算定する方法、それから一時期言っていた事業費補正を算入しましょうという方法。それから、運営協議会で決まった均等割20%、職員は30%、基準財政額50%でいきましょうよと。

それから、今度新しい来週の組合議会の勉強会のときに提案するらしいのですが、均等割を30%、需要額割を70%にしましょうという、これは4番目の案。そして与論町が提案されたという、私は承知していないのですが、与論町提案型の金等割20%、基準財政需要額80%、これが5番目の提案です。5つの選択肢は今、俎上に上がっているというわけではないですが、過去の経緯を見ながら整理していくと、こういう5つの選択肢があるのです。私が懸念するのは、均等割30%、あるいは20%とか、いろいろな考え方があるかもしれない。1回そうしてしまうと、どうもまた事情が変わってきたから、今度は与論町の負担を増やして、40%にしましょうよとか、半々にしましょうよとかいう案が出てこないとも限らないです。当然そういう方向になるのです。

私は、そこをしっかりと釘を刺して、絶対私が議員をしている間は私は反対をした

いと決意表明をしたいと思います。

ほかの議員の皆さんには、おそらくおおむね、そのとおりだと思いますが、これは交付税の制度を勉強していただかないと、いかんとも流されてしまうのです。事務の皆さんには結構勉強していらっしゃるように見えるんですけど、実はそうじやないですよ、ぜんぜん、表面だけしか見ていないです。何が平等で何が公平なのかという基準は交付税のことについて勉強していただければよく分かります。そういう意味で、私はもって、この均等割を幾らにするんだとか、職員割は幾らにするんだとか、よく整理して勉強していただければ分かりますが、本当にこれは人口規模とか面積とか財政力というのは、数値化されて交付税の中にしっかり入っているのです。これを見直しするなんているのは、私に言わせれば暴論でございます。

ちょっとしゃべりすぎて、あまり時間がなくなってきたのですが、この3町の広域のスケールメリットというのをしっかり町長は認識していただいて、これが、もし間違って、もうやめましょうよ、それぞれ独立してやりましょうよということになつたら、国の政策にも消防組織法という法律の中にもありますが、しっかり広域化を進めましょう、進める義務がありますといううたい方になっています。広域は進めなくてはいけないです。ですから、そういうことで、私たちは単独ではなかなか難しいからやつたんで、それは沖永良部も一緒なのです、知名町も和泊町も。お互いに弱いもの同士助け合ってスケールメリットを享受しながら、そして起債の制度も優遇されています。そういうふうに広域事務組合をつくればですね。新しい消防自動車を買ったり、何か新しいハード面を充実したりするときには、しっかり財政支援が受けられるようになっています、国からもですね。そういうふうなメリットを享受しながら、与論町のために沖永良部2町が負担してやっているみたいな言い方をするときもあるようですが、非常にいけないと思います。

そういう意味で私は、町長の答弁の中にありましたけれども、均等割20%、基準財政需要額80%を要望しているところですと、そして5年をめどに見直しをしていただくように要望していますという要望、おかしいと思います、私は。当初から何のために3町合併したのか、初心に返っていただいて、お互いに助け合っていきましょうということでやつたのであって、これは設立した当時の為政者の皆さん、リーダーシップに関わった皆さんに対して失礼だと思います。

そこで町長、お覚悟のほど、御認識のほどを改めて確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 町長としては、本当におっしゃるとおりの与論町の負担が少しでも少なくなって、そして、より効果が上がるということは要望することは当然でございます。

ただ平成26年度までの基準財政需要額、あるいは、その各町に対する按分率を見ていますと、和泊町が38%、知名町が34%、与論町が28%の負担ということで按分をされているようです。

設立当時どういういきさつで、こういうふうな按分率になったかというのは定かではありませんが、それぞれの代表した町長が話し合いをされ、あるいは事務局が話し合いをされて、こういう按分率になったと思われますが、それがずっと積み重なってきて、沖永良部の2町が非常に不満が募ってきたということのようでございます。与論町としましては、できるだけで妥当な点を見つけて合意をしていかないと、この広域の消防が維持できなくなると、やはり困ると思いますので、そういうふうな妥協点を探るために、均等割20%、基準財政需要額80%という数字を出したのですが、今後これについても検討をしながら何とか広域事務組合を維持していくべきだと思います。これは町長としての要望でもあり、また広域事務組合を構成している1人の首長としてのお願いでもあります。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと時間の都合で、個別ごとに非常に一つ一つの見直し論者側からもらった資料を基に一つずつ私は反論したいという気持ちがありまして、この町議会の前の勉強会の時にも必要であれば逐一反論を重ねていきたいと考えているのですが、基本的なところを総務企画課長に確認したいと思います。彼らが言っている直接経費、これはところどころ所掌経費という表現に変わってますが、所掌経費、直接経費という言葉を使いながら、一方で共通経費というのがあります。この資料を基に、いつも比較算定するのですが、木を見て森を見ずというような判断をしてもらうと非常に困るわけで、町長にもその判断を木を見て森を見ずにならないように、3町の組合組織をしっかりと維持していこうと、お互い助け合いながらという意識を持って進めるためにも、分裂したらもう終わりですよ、お互いに3町とも、与論町だけではありません。知名町も和泊町も困るはずです。そういうことにならないように、総務企画課長に1点だけ確認させてください。所掌経費、あるいは直接経費という言い方をします。共通経費の定義、それから明確な区分、そういったのをちゃんとしているのか。先ほどの歳出の節24のところで振り分けをしているのか、あるいは細々節まで、細節まで含めて、ケースバイケースで中身によって振り分けをしているのか、そのあたりをしっかりとなされているかどうか確認させてください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

この件に関しましては、平成27年12月に否決になった後に、この答弁にも書いてあるのですが、そういった与論町のほうが決算よりも負担金が少ないのでないかという大きな問題について、それから向こうから提示してきた負担割合について、どうしてこういう根拠になるかということで、再三資料も求めながらやってまいりました。

私たちのほうで、予算書とか決算書をつくってない関係で予算書、決算書に基づいて細節レベルで、この費用、この決算はどの経費に当たるかというのを一つ一つ見てきた経緯はあります。そういった中でも、やはり与論町の負担のほうが、やはり少ないということで不公平感が2町とてはあるということで、こういうことになってきています。

沖野議員がおっしゃるように、私たちとしても基準財政需要、そういったことを踏まえて、将来あり得ることも可能性もあるとしてやってこられた中で、いろいろ状況が変わったということで、突然のような感じではあったんですけども。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと時間も迫ってきましたので、私は、本当に重ねて申し上げたいことは、この広域事務組合をつくった設立当初の3町の思い、当時の町長の思い、それから執行部の副町長も含めて総務企画課、消防担当、これで与論、沖永良部の常備消防が整備されて、すばらしい消防行政が行われるのだという期待を受けてやったと思います。それが今になって、交付税というのは年々見直されているのです、時代とともに見直しが必要だという論拠をあげいらっしゃいますけど、毎年度毎年度細かい改正が行われています。そういう意味で、地方交付税の普通交付税の平等性・公平性、どんな団体も国民に必要な行政サービスを享受するために考え抜かれた制度ですので、それを崩すべきではない、これを崩したら、また必ず毎年のように見直し論が起こってきます。これは無駄な事務労力が求められますよ、私は、そういうことをするべきでないということを再三申し上げで、最後に町長、あと一言お願いします。見直すべきではないというふうに、譲るべきではないというのが私の意見です。町長のお覚悟をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私も、この広域事務組合の副管理者でございまして、平行線をたどって、ずっとそのままいくということはどうだろうかなということを考えています。でるだけ与論の主張を提案しながら、できればどこかで落としどころを見続けて合意していただければと考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

15分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時00分

再開 午前10時11分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、高田豊繁君に発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。それでは、ただいま議長から許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

1 町職員給与の支給について

- (1) 労働基準法上、超過勤務手当の支給については、2年の時効期間があるが、町職員の時間外勤務手当は、適正に支給されているか。
- (2) 本町職員の給与水準、ラスパイレス指数は全国的に極めて低い状況にあるが、今後その解決に向けた具体的な取組と、そのための財源確保はどのように考えているか。

2 役場庁舎の跡地利用及び周辺再開発について

- (1) 役場庁舎の跡地利用や周辺を一体的に再開発するアイデアを一般から懸賞付きで公募する考えはないか。

3 産業廃棄物処理の適正化について

- (1) 営農活動を行う農業用廃プラ等の産業廃棄物処理に関し、有識者や関係者による対策協議会を設立し、早急なる対策を講ずる必要があると思われるが、今後の方向性を伺いたい。

4 公共交通機関の運行対策について

- (1) 役場仮庁舎への利用や交通条件不利地域の住民、高齢者及び交通弱者等の公共交通対策について、町長はどのように認識しているか、また、公共交通対策会議（仮称）設立の目処や今後の対策についてどう考えているか。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） それでは、1、町職員の時間外勤務手当は適正に支給されているかということです。

平成16年12月に議会議員や各種団体長、役場課長会などで編成する与論町自立化戦略会議において、行財政改革の基本の方針として「与論町自立化計画への提言」が策定されています。この自立化計画の中で、職員の時間外勤務手当支給の考

え方については、支給の上限を設定し、行財政運営に取り組む方針が明記されており、これまでこの計画策定を基本として行政運営を行ってきてているところです。

例外的に国・県の補助金や委託金などで実施する事業については、この方針の対象外として運用しているところです。

大島郡内においても、ほとんどの市町村において、このような上限設定のもとで行政運営がなされているようです。また、この上限を超える時間外勤務がある場合につきましては、代休制度の活用による対応をお願いしているところです。御指摘の内容については、不適切な時間外勤務手当の取り扱いがないか、今後実態把握を行い、対応してまいりたいと存じます。

今後の時間外勤務の考え方については、職員に過重な業務負担とならないことや、各課職員定数の適正配置、業務量の見直し、増減率の見直し等を行いながら、代休制度の活用が一層図られるよう職場環境の改善に努めてまいりたいと考えています。

2. 本町職員の給与水準、ラスパイレス指数が極めて低いと、その解決策はということです。

本町のラスパイレス指数は、平成29年度4月1日時点の調査において85.0となっており、鹿児島県内において最下位となっている状況です。県内町村の平均値を見ると、94.2となっており、町村別においても大きな差が生じているところです。本町の場合、職員の経験年数別でみると10年以上25年未満の職員において数値が低い状況となっています。今後、この改善に向けた取り組みとしては、昇格、昇給等基準の運用検討や人事評価制度による職員給与への適正な反映を行い、職員給与の改善に努めてまいります。

財源確保の点につきましては、一般財源により対応してまいりたいと存じます。

次に、役場庁舎跡地の利用及びその周辺の開発についてでございます。

役場庁舎の跡地利用につきましては、平成30年2月に与論町役場旧庁舎跡地利用検討委員会を設置し、旧役場庁舎及び南庁舎の跡地利用について検討を進めているところでございます。現段階においては、平成30年度において町民アンケート調査を実施し、幅広く意見を集約し、協議を進めていくこととしています。アイディア募集につきましても、今後検討してまいりたいと考えています。

次に、産業廃棄物処理の適正化についてでございます。

農業用廃プラ等の産業廃棄物処理については、これまで島内の民間業者の焼却処理施設で焼却処理を行ってきましたが、焼却炉及び施設の老朽化が進み、事業継続が厳しく、農業用廃ビニール等を含む廃棄物の適正処理ができていない状況下にあります。

また、新規に産業廃棄物処理業の許可を得るためには、申請前に事前協議が1年半程度要することや、周囲の町民の同意が必要になることから現在地の地点で継続が望ましいという結論により、補助事業導入による更新を検討してまいりました。

補助事業については、鹿児島県農政部畜産課、鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課、経済産業省九州経済産業局地域経済部、鹿児島県産業廃棄物協会、鹿児島県中小企業よろず相談拠点（名山町）、鹿児島県離島振興課に問い合わせましたが、相応の事業が見つからず2017年11月に地域振興推進事業2分の1を申請しておりました。しかし、2018年2月末に大島支庁総務企画課より、地域振興推進事業の要件になじまないという理由により、不採択になっています。

今後、与論町農業用廃プラスチック類適正化処理推進協議会や有識者の御意見を踏まえ島外へ搬出も含め検討し、対応したいと考えています。

次に、公共交通機関の運行対策についてです。

役場庁舎移転に伴うバス利用や県道路線外の条件不利地域、交通弱者の支援など現行バス路線の運行において様々な課題があり、町民ニーズに対する公共交通に支障を来していると認識しております。

公共交通対策については、平成29年3月に「与論町地域交通会議」を設置し、高齢者及び交通弱者等に配慮した今後の公共交通のあり方について検討を行っているところです。協議内容としましては「地域住民全体のバス利用の公平性」、「新しい施設や大型商業施設等への利用」、「空港や港への利用の再検討」、「仮庁舎や新庁舎へのバス路線設定」などについて、各関係機関を交え協議しているところです。現時点においては、新庁舎建設に伴う路線設定に合わせて新たな与論町全体の路線設定を検討していくことを本会議の考え方としております。また、現行の公共交通バス路線の形態においては、どうしても地域全体の町民の利用に不公平が生じるため、福祉面等からの公共交通についても本会議の中で検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君。

○5番（高田豊繁君） まず第1点目の超過勤務手当について、事業所回りをしていくと、やはり不払いが多いのです。この問題を言っているのです。この2年の時効期間があるかというのをですね。

それと、私どもは重要なことなのですが、服務の宣誓を公務員はしますけれども、「私は、ここの主権が国民に存することを認める日本国憲法に服従し」これは国家公務員のやつですが、「かつ、これを擁護することをかたく誓います。私は、国民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚

し、国民の意思によって制定された法律を尊重し、誠実かつ構成に職務を執行することをかたく誓います。」ということで、服務宣誓がなされておりまして、公務員は労働基準法の適用外みたいな認識をよく持つのではないかということで、与論町の給与条例、これは地方公務員法の中で与論町は独自に条例を制定して、勤務に関する条例をつくるということになっておりますが、これはあくまでも労基法をベースにした物事の考え方です。これは他の県で地方裁判所で判決が出ているのですが、「労働基準法が適用される限りにおいては、地方公務員の勤務状況は、これを条例で定める場合においても労働基準法で定められた基準以上のものでなければならない。」というように出ているのです。それは、もう皆さんも御存じだとは思いますが、先ほどの答弁では、これまでの未払い、不払いに関しては一言も触れてないです。これからのことと一方的に雇用者側の考え方だけで述べていますよね、職員の立場になった組み立て方は全然なされていないと思います。

例えば、自分の家を建てた、去年大工さんを雇って仕事をさせたのですが、去年の未払い賃金が、まだ残っていると、そうするとそれは蚊帳の外にして新しい今後の方向性を述べているのと一緒です。そういうことが民間では成り立ちますか、賃金の不払いはいかに重大なことかというのです。労基法の114条にこう書かれています。「裁判所は、これらの不払いに対しては、不払い賃金のほか、同一類の付加金の支払いを命ずることができる」とあって、要するに倍額を払う命令を、判決を出すということになっているのです。ですから、これは昭和22年にこの法律はできていますが、財閥解体と一緒に一括して労基法というは、GHQの命令で出されている法律ではあります。しかしながら、労働者の人権、基本的人権を守るために、この法律ができていますので、仮にも上司が予算があるなしにして、時間外勤務を命令してから、その命令したもの仕事をさせてから賃金を支払わないというのは、これは大きな法律違反なのです。ですから、上司というのは管理職手当を100分12、いわゆる12%の管理職手当を取っています。そうすると、職員を管理する責任があるということは、使う側もですが、その職員を使った後のアフターというのは、課長あるいは上司が責任を持って予算を立てて賃金の支払いをしなくてはいけないということが大概の流れなのです。これがなされてないという状況を僕らは昨年確認いたしました。これは、いつからそういう自体があったのか私は知りませんが、私が現職にある間は、そういうことがあったということは、どこの課においてもあり得なかったのです。聞いたことがない。いつからこの法律が変わったのか、私は、それがあまりにも不思議で、たとえ、これが県からの指導があったというこれは、県は法律ではないですから、県は全然関係ない、与論町において法律違反がなされている、いわゆるコンプライアンスの遵守がなされていないという

ことは、これは大変なことなのです。ですから、この問題は安易に考えてはいけないと思います。これは労基法を見たらわかりますが、2年の時効があります。これは2年で消滅します、休みもですね。退職金については5年ですが、時間外勤務手当については2年で時効消滅するということになっています、年休もですね。

そういうことで、再度この問題については、この答弁の内容では不十分だと思います。職員の人権というものを頭から無視した答弁だなど残念にお思います。もう1回、不払い関係について、町長の率直な考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほどもお答えしたように、過去に適切な時間外勤務があつて、手当を払っていないということなどを含めながら、今後は実態把握をして、それに対して誠実に対応していきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 私がお聞きしたいのは、不払いの分について、合法的に払う意思があるか、ないかということを聞いているのです。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） その事実が判明した時点で判断し、払っていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この件については、私は監査委員からも聞いているのですが、それではいけませんよということで、監査委員からも指導がされているということなのです。やはり公務員というのは、コンプライアンス、これはJAとかもですが、本当に法律の適正さ、法律に基づいて仕事をするというのは、本当に公務を執行するうえで重大なことで、先ほど職務の宣誓にもあったのですが、大事なことです。

今、東京の永田町、あるいはその他霞ヶ関あたりで、いろいろな森友学園の関係で騒いでおりますが、これも法律に遵守して法律にのっとって仕事をしていないとああいうことになるということを認識をしてもらわないといけないと思います。ですから、非常に公務員は、それだけは気をつけていただきたいということです。

その次に、ラスパイレス指数について論議をしたいのですが、先ほどの答弁では、県下最下位ということですが、全国でも非常に低い水準にあるのです。ここに全国のデータがあるのですが、1番全国で低いところが東京都の青ヶ島村77.5%、この村は人口が168人、面積が約6平方キロの島でございまして、与論町でいえば那間校区ぐらいの大きさになりますか、そのぐらいのところです。ここは

77.5%で、与論町は全国レベルでいくと最下位から5番目で85%です。これについて、県のほうから数字をあげなくてはいけないではないかという指導とか、アドバイスとかはありましたか、どうですか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　毎年給与実態調査というのが行われてはいますが、そういういった指導というのは、特に聞いてはいないところです。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　鹿児島県内のデータなのですが、鹿児島市は99.4%、龍郷町は95.1%、喜界町は94.2%、和泊町は91.4%、知名町が93.1%、与論町が85%、こういうことでございまして、最下位にしてもちょっと開きがありますという大変残念なデータです。

実は、昨日かつてのOBと話をしてみたのですが、昭和60年頃に、この問題について取り組んだのを覚えてますが、その時に75%ぐらいだったと覚えてますが、その時に2年がかりで職員の昇格、あるいは人事異動の際に、これに乗っけて二つずつ上げたのです。そしたら、甚だ地方課から叱りを受けたということのようでした。しかし、そういうことは、ほかの町村も全部やっているのです。いわゆる「わたり」とかという言葉で表現されますが、昇格、異動の際に給与を重ねて増高してラスパイレス指数の改正を図っていくということで、自分たちのことは自分たちで解決していくのは当然のことですから、これは県の自治体とは全く異なるのですから、県は指導するかもしれないですが、こういうことに関して権限は何もないのです。ですから、それは互助会があるのですが、互助会長はここにおられですか、いないですよね。そういうことも互助会の活動だと思いますので、しっかりと、この問題については、取り組んでいってもらいたいと。副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君）　久留副町長。

○副町長（久留満博君）　大変OBとしてすばらしい御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今のラスパイレスの流れを見ていますと、確かに、ここ10年ぐらいは、それなりに経験年数というのを加味して、初任給からスタートをしています。ところが、それ以前に採用された職員につきましては、初任という形で採用があったわけですから、初任給からの上がり方が、要するに率は一緒なのですが、額として低かったというところがあります。ですから年齢でいきますとある程度県の水準にきている年代、そうでない年代、そして、それ以上というところは全くないのですが、その辺の調整を今総務企画課のほうでも検討をしていますので、2、3年内にすぐできるということでもないでしょうけれども、より適正な形で職員の給与については考

えてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ひとつしっかりとやっていただきたいと思いまして、そこで、予算書から見る範囲内で、仮にちょっと試算をしますと、一般行政職で平均給与額は27万2209円となっていますが、これは2ポイントラスパイレス指数を上げていくと、どのくらいになるかというと、27万8000円で、そんなに大きい数字ではないのです。全体の給料額で約2000万円ぐらいは年間で増となります。先ほど、一般財源で考えていきたいということでございまして、こういうことに関しては、将来また、この間の予算委員会でも、総務企画課長が1億円ぐらいのふるさと納税の予定を計画しているということがございまして、1億円でも決してこれは大きい数字ではないのです。2、3億円というのは、ほかのところはやっているのですから、これは新しいシステムづくりをして、ふるさとチョイスを使ってやつていくということのようでしたが、こういったのをやはり職員の給与を削って、それを甘んじて他の事業とかに仕事をつくっていくというやり方は、これはやってはならない。

こういったことは、先ほどの超過勤務手当のカットとか、そういう職員の給与のラスパイレス指数の低さ、これをそのまま継続していくということは、職員がやる気をなくす可能性が非常にあります。モチベーションが下がってきて、私は今回10人以上の職員退職者があるということをお伺いしてびっくりしているのですが、定年退職は、普通の公務員の道なのですが、課長補佐級とか、それと同等ぐらいの方々が退職されるというのは、非常に行政を執行していく上で、大きなスプロール化、空洞化が出る可能性があります。そうすると、あの職員は若い職員になるのですが、ベテランの方々の穴埋めは級ではできないから、そういうことも総体的に考えなくてはいけない。

それから、今後与論町役場にIターン・Uターンして入りたいという若者もいるでしょう。だけど、全国的には年々ラスパイレス指数が低いという状況、あるいは超勤手当は支払われないという状況があると、これはやはりいかがなものかと思います。

そういうことで、この問題は一時期の問題ではないのです。ですから、今後の与論町全体における非常に重要な要素を含んでいます。そういうことで、この問題はしっかりと取り組んでいただきたいということで、特にふるさと納税については、総務企画課長が、この間おっしゃったのですが、これは総務企画課だけの問題ではない、どういったものが考えられるかということで、全課が一枚岩となって、ふるさと納税の增高対策については頑張っていただきたいと思いますが、商工観光

課長どうですか、ちょっと退屈そうな顔をしているから、ふるさと納税のことは。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

このことについては、早速商工観光課のほうにも総務企画課長がおっしゃいました。

確かに観光の中で、今増加傾向のある中でも、いろいろなイベント、いろいろな形でふるさと納税のことについては周知をしながら、御協力いただきたいということで、沖島総務企画課長のもとに1億円を目指して頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 全ての意見を集約した形で、与論町を売るということなのです。そういうプレゼンスをいろいろなところから出していただいて、やはり与論町を売って一つでも納税額を増やして、よりこの一般財源の充実に頑張っていただきたいと思いますので、そのための酒飲みだったら大いにやっていいのではないかと思いますので、ひとつお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの役場庁舎の跡地の再開発のアイデアコンペについてですが、町民がいろいろな考え方を持っていらっしゃるのではないかと思うのです。わくわくしながら、これを考えている方もいらっしゃるでしょう。ですから、やはり何にもないで、何のプライズもなくて、ただ意見だけ出してくれといったって、これはちょっとあんまりおもしろくないので、例えば、10万円、20万円ぐらいの懸賞金を付けて、最優秀には、これを出したいということも一つの案として、策として考えていただきたいなということで、この質問を出したのですが、そのことについては、先ほどの御答弁で十分ではないかと思いますので、いろいろ大所高所から、それを検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、産業廃棄物の適正化についてですが、産廃法におきましては、法律の文言ですが、「事業活動に伴って発生した廃棄物は、それを発生させた事業者に処理責任がある」ということになっています。私は、この文言が、まさに役人が考案した実に一方的な言い分のような気がして、私どものように小離島、外海離島では不合理に思えるようなところもございます。そういうことで、産廃の対象は廃プラからはじまって20品目ぐらいあります。一般的に言われているのが、瓦れき類等の安定5品目というのがございまして、この中で主に廃プラ、これは農業関係が主ですが、畜産関係、あるいは野菜関係のハウスとか、サトイモをつくるときのマルチ、こういったものが主な対象になってくるのですが、沖永良部の例を申しますと、両町で廃プラ関係の対策協議会をもって、お互いに経済課同士で両町とも隔年で事務

局をもってしているようですが、沖永良部の場合は、中間処理業者が2社ぐらいあります。沖永良部の場合ですが、公益財団法人沖永良部農業開発組合というのがありますと、そこは廃プラはやっていません。動物残さとか、そういうのはやっていますが、開発組合も瓦れき類とかしてないです。あとは、久保健設が瓦れき類をやっている。光輪というところが廃プラをやっています。廃プラのやり方としては、圧縮と破碎と切断があるんですが、切断をして、それから圧縮をして、これを徳之島の安定処理場、これは株式会社新都コーポレーションというところが、最終処分場の資格を持って、これで安定型の埋め立てをやっています。大島郡では、ここだけのようです。奄美大島では、安定処理場のことについては載っていないです。

廃プラの場合、燃やすというのは、与論町だけは今までしていたのですが、しかしながら、焼却すると燃え殻とか、焼却灰、これを内地に運ばないといけない、管理型処分場に運ばないといけないので、薩摩川内市にエコパークというのがありますと、県内のものは向こうに運ばれているようですが、一般廃棄物の与論の管理型処分場では、産廃の灰は、それはできないでしょう。環境課長、お願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 合わせ産廃ということで、県に申請すればできるようですが。ですけれども、今の段階では許可が得られていませんので、できないということになっています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、議会のほうでもいろいろな調査もしてやっているのですが、町内の業者さん、これは初期投資だけで1億円ぐらいかけたようなのです。だけど、ほとんどこれは採算が取れていないのです。株式会社ですから当然商法法人ですので、営利を目的とするのですから、ボランティアばかりで会社の企業経営は成り立っていないので、そうなると、それ相応のコストがかかるので、イニシャルコストに対して、それだけ焼却をしていかないと、全く採算が合わないということになりますので、やはりダイオキシン管理法というのがありますよね。そうすると、どうしてもダイオキシンの場合、炉の床面積が0.5平米以下、0.5平米未満で、それから1時間当たりが50キロ以内については、適用を受けないとなっていますが、この廃プラについて、将来にわたって燃やすという行為は、ダイオキシンがないわけではないのですから、そうすると、後々も問題がないわけではないのではないかと、私は個人的に考えるのです。

それと、その機械を仮に導入しても、また人件費をしおちゅう入れなければい

けないし、そういうことを相対的に考えると、沖永良部とか徳之島、あるいは大島郡がしているように、圧縮破碎、切断、この三つに絞って安定処理場に運ぶような方法ですね。ちなみに、沖永良部の場合は、受入れが1キロ当たり100円だそうです。産廃協会から10円出して、50円は農家さんが出しているということで、今はやっているようなのです。

この会社は、百合ヶ浜のほうで商工観光課が発注されたモクマオウの残骸処理をされて破碎をした会社のようですが、そこに状況を聞いてみると、農家から集まつたものを15センチに切るそうです。これは昔は30センチでした、本部に今も産廃処理場がありますが、これが今は15センチになって、それをさらに圧縮をして、これを専用の産廃運搬車というのがありますので、これは登録が要りますが、登録された車両に積んで徳之島の安定型処理場まで運んでいくということで、今は1キロ当たり100円でされているということです。

そういったことで、先般副町長のお話もあったのですが、トータル的に近隣市町村の例も参考にされながら、大所高所からいろいろなところの例を見られて、検討会をもって、業者さんとも意見交換をされながら、町が関与する形、町がある程度助成する形で、これは結局農家に助成しているのと同じですので、助成するということは、それだけ農家の負担が少なくなると、園芸農家、あるいは畜産農家のラッピングとかの処理が少なくなるので、そういった体制をつくっていただけないか。

特に、産廃のうち廃プラだけを重点的に、私が今日申し上げているのは廃プラ、いわゆる農業ビニールです。そういったことで、ほかの瓦れき類については、これは業者さんが一方的にされるので、そういったことに対しての町からの助成は考えなくてもいいのではないかと思っていますが、町長、ひとつ今後の方向性について、再度。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおり、廃プラにつきましては、町全体でいろいろな事業所等、あるいは農家とも協議を重ねながら良い方向に進めていかなければならぬと常々考えていました。

特に、今まで燃やすということを中心に考えていたのですが、これがやはりいろいろな機械の導入とか、いろいろなことで各方面への問い合わせをした結果、あまり良い返事がいただけなかつたので、おっしゃるように圧縮して、あるいはまた島外へ持ち出すということも念頭に置きながら検討していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そういうことで、ひとつ今後早急に考えていただきたい。この問題については、環境課ばかりの問題というか、むしろ産業振興課のほうが窓口

で、これは沖永良部もそういうことですので、そのように理解して沖永良部との情報交換もされながら頑張っていただきたいと思います。

その次、公共交通機関の運行対策についてですが、今は役場仮庁舎へのバスの運行がないということや、また、ほかのところのニシムタとか、その他、風花苑とか、そういったところへのバス路線があつたらいいのにねというのがありまして、今、敬老バスが80万円でしたか、今出されているのですが、たまには4人ぐらい乗っていらっしゃるときもありますが、ほとんどゼロの状態のときも多々あります。

そういうことで、敬老バスについても、80万円満額消化されていないというのがよくあります。これをトータル的に検討していただきたいということで、これは先ほどの答弁でされていたのですが、本来は、役場仮庁舎への移転前に、十分に交通機関の路線配備を役場が事業所に対してお願いをして、こうして補助金を出すのが筋道だと思うのです。それをなされないまま、そくさと職員だけ移動させたという、これは町民が納得していないのではないかと考えるのです。ですから、例えば、5階建てぐらいの建物をつくるときに、1階をつくってからでないと2階はできないですよね、2階をつくってからでないと3階はできない、RC構造の場合ですよ、鉄骨の場合は違いますが、そういうことで、それが普通のやり方で、それは納得いくのです。ところが、そこに役場があるのですから、そこに町民がいけるように、バスも使えないという状態では、新庁舎ができるからやるというのは、建物をつくるときに2階、3階の建物をつくるなら意味はわかります。それは、ものごとの積み立て方、進め方としてですよ、これは全然この問題と今の仮庁舎の問題は別件なのです。ですから、この問題は何々をしてからという答弁は適切ではないと、このように考えていますので、この問題は早急に対応する必要があると。

今、高齢者対策については、先ほども沖野議員からスポーツを通して、健康寿命の延命化というのを提言されたのですが、出歩くということは、やはり心のケアにもなるのでありますて、ただ買い物をするというだけではなく、老人が自ら品物を見ながら買い物をして、自分の気にいったものを買い、それで自分の心の充実感を味わうということも、これは考えていかなくてはいけないし、それから75歳になると運転免許証を自主的に返納するという時代になってきていますが、こういった公共交通機関、あるいは無料タクシー券を交付する、配付するということは、今後の老人福祉の観点からも非常に効果的なことですので、町民の心に寄り添う形での町政運営、福祉行政の推進が図れるよう、特段の御配慮をお願いする必要があるのではないかと、お願いという言い方は妥当ではないですが、やる必要があると思います。町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） たいへん御指摘のとおりで、我々の手順の間違いもあったかと思つたりしますが、仮庁舎につきましては、時間的にここには、なかなか停留場を設けて、こちらから路線をつくるというのは難しいという話でございまして、交通会議でも話し合いをしていますが、新しく庁舎をつくりましたときには、そこにどうしても路線を通す。あるいは、町全体的に路線を見直してまいりたいということです。

特に、県道を中心にしてバスを走らせていますので、そういう面からすると地域によっては本当に不公平感を感じているところ、現在もそういうところがあつたりして、なかなか全町的に公平にというのは、なかなか難しいところがございますが、おっしゃるようにタクシー券とか、そういうものを利用しながら、できるだけ交通弱者対応をしていければと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 一步前進した町長のお考えだなと思っていますが、町民福祉課長、今町長がおっしゃられた無料タクシー券、この間、龍野課長補佐にも予算特別委員会で提案してありますが、これから新庁舎の案件は契約に入るので、新庁舎がいつできるか、これは全く未定ですよ。それは担保されたものではないです。いつできるか、それはわからない。平成31年にできるか、32年にできるか、平成33年に完成するか、これをはっきり明言できる人は誰もいないです。契約は全くなされていないのですから。

そういうことで、その間、待ちなさいという態度ではなく、やはり高齢者の立場、町長がおっしゃられた無料タクシー券をですね。バスの運行に今600万円ぐらいは出しているでしょう、それを800万円出すのも、無料タクシー券として200万円を別のルートで出すというのは、これは一緒ですよ物事の考え方。そうすると、町長がおっしゃったように、条件不利地域の高齢者の方々も利用するのですから、結局は、こちらのバスをぐるぐる回して、あとは役場で増額する。

あるいはまた、そうではなくて無料タクシー券に200万円を出す、これは同じことではないですか。結局考え方によって、それだけ町民の利便性が高くなるということだから、全く遜色はないと思います。

ですから、今の町長の前向きな御答弁は、非常に重要なと想いますので、町民福祉課長、ぜひ帰ってから課内で検討していただいて、予算の試算とともにされてみたいかがかと思います。町民福祉課長、ひとつお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今ございましたとおり、特別委員会の中でも、タク

シー券のお話がございまして、私ども職員、帰りましてから、現在実績としましては、一応年間110万円ほどのバス券を月に大体8万円から10万円ぐらいの実績として出ているところなのですが、その枠を広げていって、タクシー券というふうに広げていくのもありだよねということで、職員と話をしておりまして、前向きに考えてまいりたいと思います。

また、今現在実際、そのほかにも社会福祉協議会にある車を使ってのちょっとした、足を必要とする方に対して、そのサービスをしていこうではないかということも今検討中でして、それをあまり広げすぎると、業者さんを圧迫することになりますので、それは限られた部分になるかと思うのですが、それに対して町からどれぐらいの経費が必要なのか、そういうことも今検討中です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） やはり、交通業者は2社、みなみタクシーさんと、大洋タクシーさんがありますよね、そうすると、今おっしゃったように民間に対する圧迫にもなりかねないので、先ほど町長の御答弁にもありましたように、そういう方向で2社にも応分の利用がいくように、そうしないと、これから観光客も増えてくるというのが、今は見えている状態で、タクシーが非常に今は少ないという状況があるのです。そういうのも利用した需要と供給のバランスでタクシー会社もなっているので、台数が少なくなると、例えば、夏場、あるいは夜とか使えないということも出てきますので、そういう方向でバスだけではなくてタクシーにある程度はシフトするという方向性は非常に重要だと思いますので、相対的に検討して、あまり課長は遠慮しないで、沖島総務企画課長にすぐ増額要求すればいいのだから大丈夫、進めてください。

以上で私の一般質問を終わりたいと思いますけれども、最後に長い間、役場の重要なポジションで誠心誠意頑張って勤務され、このたびめでたく定年退職される皆様方に心より敬意と感謝の念を申し上げたいと思います。

徳田課長は、御承知のように親子2代で税務課長をされて、なかなか珍しいなと思っています。税務徴収率も最近非常に上がっているよと、この間の予算委員会でもおっしゃっていたのですが、今後も、さとうきびづくりもですが、またいろいろな方向で町政の振興発展に寄与していただきますように期待したいと思います。

その他の退職される職員の方々には、心より労をねぎらいたいと思いまして、金曜日には心より労をねぎらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の般質問を終わります。

次は、8番、野口靖夫君に発言を許します。

8番。

○8番（野口靖夫君） 与論島の野口靖夫でございます。

オリンピックが今開催中であります、オリンピックの時期での一般質問で、たいへん御無沙汰しております。

そこで本日は、先に通告いたしました2点について、御質問をさせていただきたいと思います。まず本町の基幹産業であります観光振興についての質問と、そして、漁業振興についての質問であります。先程来、一般質問がございましたが、2番の沖野議員の質問と大体重複しておりますが、私は違う観点から質問をさせていただきたいと思います。

1 魅力ある観光地づくりと振興策について

- (1) 破壊された自然の再生と保護こそ、魅力ある観光地だと思うが、町長は現状をどのように認識しているか。また、観光客や交流人口の増加を図るための今後の施策を伺いたい。
- (2) 観光振興には既存するスポーツ施設や文化財の有効活用、特産品の開発が極めて重要と考えるが、その施策を伺いたい。
- (3) 新規航空路線（例えば、与論、福岡間等）の開設要請活動や、観光資源の魅力について積極的な広報活動を展開することが重要かと思われるが、どう進めていくのか伺いたい。

2 茶花漁港内の施設整備と航路の浚渫（しゅんせつ）について

- (1) 漁船の大型化に伴い、船舶ドックの整備が必要であると痛感されるが、今後どう進める方針であるか。
- (2) 漁船の損壊防止や、安全運航のために早急なる航路の浚渫が望まれるが、どのように認識し、今後の施策について伺いたい。

なぜこういう質問をするかといいますと、町長の施政方針をお聞きしまして、本当にすばらしい施政方針でした。ところが予算書、平成30年度の当初予算書を見るときに、これは少し乖離しているのではないかと、やはり政策を実行するためには、どうしても財源が必要となります。そういうことから、どのようにして、この観光振興、あるいは漁業振興をやっていかれるのか、その実践するところの計画、いわゆる概要をしっかりと、この一般質問の中でお聞きしてまいりたいと思っていますので、どうか執行部の皆さんも、しっかりと御答弁をお願いいたします。

なぜ私が、この観光振興を取り上げたかといいますと、どうしても、この破壊された、これは決して破壊という言葉は、ちょっと言葉がきついようですが、私が申し上げているのは、皆さんが破壊したとか、我々が破壊したとかいうことではなく

て、自然災害とかありますね、特に与論島の場合は、台風災害で自然が破壊されます。そういうことを特に申し上げたり、もう一つは、どうしても産業振興のためには、この自然を取り扱わざるを得ないと、破壊という言葉はきついかも知れないけれども、この自然を取り扱って、そこには、ほ場整備や道路建設というインフラ整備をしなければならない。こういうことからの破壊ということを申し上げているわけとして、決してお互いが人為的にやっているということを申し上げているわけではない。だからこそ、この破壊された自然を再生する、そのためには保護も必要なのです。そしてさらに、これら全て観光に関連した整備をすることによって魅力ある観光地づくりができる、そして観光振興にもつながると、私はこう思いますから一つ一つ申し上げてみたいと思います。

まず、どうしても今までできているスポーツ施設、この間できました多目的運動広場、そして多目的屋内運動場、そして総合グラウンド、この地域一帯が総合運動場になっているのです。それをいかに有効に活用するか、それが1点。

そして教育委員会が、管轄しておられる文化財をいかに活用するかによって、我が町の観光振興に大きく貢献するのです。

それと特産品、観光地といえば特産品がなければ観光地とは言えません。そのためにこそ国をあげて、県をあげて、各地域の特性を生かそうということで、あらゆる補助事業をつくって、そして地方に、その特産品開発のために補助金を与えていいるのです。それをいかに我が町が活用するか。その特産品開発が一番重要であります。

そしてさらには、新規の航空路線。先だっての多目的運動広場の完成祝賀会での町長の祝辞の中にもありました。交流人口の増進、これを図ってまいりたいんだと、そうすれば、今、本町において、観光協会や観光関連業者が言っていることは新規航空路線を開設することによって、交流人口も増やせるのではないかということで、我々は今議論をしているところなのです。それは商工観光課長も御存じで、わかつております。ですから、施政方針の中では新規航空路線の開設ということも町長が述べられました。では、どのようにしてやっていかれるのかということを今日は改めてお聞きしたいというわけです。

その中で、もう一つは、我々がつくり上げた観光資源をいかに外にアピールするか、広報し広めるか、これが一番大事になってきます。誘客活動であります。そういうことは、どれだけの財源が必要かということになってまいりまして、先ほど申し上げましたように、当初予算の中と施政方針の中身とが乖離しているから指摘しているのです。

これら、私が今申し上げたことを実践することによって、本町の観光振興、ある

いは魅力ある観光地づくりができると私は確信しています。その件について、町長の御答弁をお聞きしたいということが1点。

第2点は、先ほど申し上げました漁業振興です。

我々は、漁業振興のためにあらゆる手段を、またいろいろな施策を講じてまいりました。おかげさまで前町長から、現山町長に至るまで茶花漁港の北側の防波堤のかさ上げを今やっています。これも漁業振興の一環です。

ところが漁船が大型化になったわりには、漁船を引き上げて整備する施設がないのです。これが最近10年間言われてきたことなのです。漁民は沖縄に行って、わざわざ船の修理をしなければならないと、こういうことが起きてきたがために、これは時代の要請なのです。この時代の要請に行政や議会は答えなければなりません。これは建設課長とも常日頃から話を進めています。建設課長は前向きにやっていきたいという御答弁ですが、せっかくですから、議会の一般質問の中で建設課の意見、町長の意見等をうけたまわりと思います。

そしてさらには、これは町長の施政方針の中にもありました、航路の浚渫（しゅんせつ）は図っているのだけれども、影響はないと、浚渫はしなくとも今までいいという御見解でしたが、そうではありません。漁民の中からは、航路がだんだん土砂で埋まってしまって、そして、漁船の破壊につながると。こういうことで大変厳しい御意見が出ております。

それで、建設課長にも同行していただいて現地を見ていただいて、これから建設課長もやると言つておられました。だから、彼は本当に現場の声を聞いて前に進めていこうという姿勢が現れていると思いまして、非常に私は尊敬しています。そういう観点から、この2点について、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 魅力ある観光地づくりの振興策の一環として、破壊された自然の再生、そして保護。あるいは、観光客の交流人口の増加をどういうふうに進めていくかということについてお答え申し上げます。

自然の景観は、観光の最も大切な部分であり、可能な限り保全と再生に尽力することは観光地の魅力アップに重要であると認識しております。

自然を守りつつ、利用しやすい環境を整えることで、魅力ある観光地づくりを推進し、デジタルマーケティングによる誘客と、沖縄県北部地域との連携により、交流人口の増加を図つてまいります。

次、3番目の新規路線の開設要請活動、あるいは魅力ある広報活動をどうするかということについてです。

福岡一与論間は、機材によって就航出来る可能性があるので、航空会社への新規

路線開発の要請を今後も行ってまいりたいと思います。

また、奄美の世界自然遺産登録によって見込まれる入込客の増加を機に、旅行会社へのチャーター便を活用した離島めぐり（徳之島～与論など）などについても提案し、島の観光資源のPRと誘客活動を進めてまいりたいと考えます。

次、漁港の問題、漁業の問題です。

船舶ドックの整備についてです。

平成26年度に着工した茶花漁港水産基盤整備事業が、平成30年度で完成を迎える予定であり、本体工事の間、資材運搬車両の通行上支障となる軌条設備（レール）を外したことにより、施設利用者の皆様には不便をお掛けしているところです。

船舶ドックの整備については、与論町漁業協同組合からも要望をいただいていることから、鹿児島県や関係機関とも協議を進めて検討してまいりたいと考えます。

次、漁船の安全航行のための航路の浚渫についてです。

茶花漁港の航路については、建設以来、維持浚渫の実績もなく現在に至っており、平成28年度に茶花漁港（水域）機能保全計画を策定する中で、施設の機能診断を行い、深浅測量の結果、施設の機能に関わる大きな変状は認められておりません。しかし、漁業従事者からの懸念の声も多数あがっていることから、漁協からの情報収集に努め基本計画変更の見直しを含めて、県と協議を進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、魅力ある観光地づくりと振興策の2つのスポーツ施設等について、お答えをしたいと思います。

第5次与論町総合振興計画にある与論の自然、農業、水産業、伝統文化などの資源を活用した自然体験型観光地（ゆんぬツーリズム）に加え、観光とスポーツ・文化との融合によるスポーツ文化ツーリズムを推進し、旅行目的を重点化したり、新しい価値、感動とともに新たなビジネス環境を創出する等、観光の垣根を越え、各種団体・関係機関が連携し、年間を通じた観光メニュー（教育的行事と観光や農業体験を組み合わせるなど）の企画提案、旅行商品の複合型プランの創造を図りながら、与論独自の観光地づくりを進めてまいります。

なお、関係課と連携するという予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） それでは、順を追って質問させていただきます。

商工観光課長から質問させていただきたいと思います。町長の施政方針の中の13ページ、お目通しをいただきたいと思います。国会においては、政府の施政方針

演説のあたりは、各党各会派の代表質問がございます。そういう意味からしても、これは重要な問題なのです。本町の議会においては、町長の施政方針に対する質問はございませんので、この一般質問でするのが一番妥当だということで質問させていただきます。

それでは、まず13ページに、魅力ある観光地づくり事業等の県単独事業や奄振交付金事業の積極的な活用による観光地としての施設、景観の整備をするということをおっしゃっておられますか、これに対して商工観光課長は、どのように思っておられるのか御答弁をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 30年度の魅力ある観光地づくり整備事業につきましては、今、ビドーの遊歩道の整備を進めております。

そして、県単独事業につきましては、むらづくり、宿泊業者の受け入れ体制の整備ということで載せてございます。

あと奄振交付金につきましては、大金久海岸の防風林の伐採を継続してできればと考えています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は常日頃から、こう思っています。自然の中から与論島の文化をつくる、そうしなければ本町の観光振興はあり得ないと考えています。いわゆる美しい自然環境の保全です。

そういう意味からして、一般会計当初予算の平成30年度の予算書の中には、今、課長が言われたことが載っています。確かにビドーやら、清掃センター近辺の予算は計上しておりますが、私が申し上げているのは一部分だけではなくて、百合ヶ浜もございます。ほかにもございます。今言われた清掃センター周囲もあります。これは、今始まった問題ではなくて、我々議会の中でも環境経済建設委員会の中でも、あなたを呼んでいろいろと議論をしてまいりました。これは、どうしても観光の面からだけではなく教育面からも、保健衛生の面からも、この地域一帯の環境整備は必要ではないかと、そうすることによって町民がこぞって納得して、喜んでこの施設を愛用するのではないかということで、我々は申し上げてまいりました。特に、表玄関である空港、港の近くでございますから、どうしてもこの一帯は強力に進めていかなければいけない、急を要するということを、この清掃センターが完成する前から我々は提示してまいりました。

そのことにおいて、本当にやる気があるのかと見た場合に、1年遅れで確かに財源が必要だから遅れてきているのは分かります。だけれども、商工観光課長が担当課長として、本当に我々が指摘したことをやるんだという意気込み、もちろんやる

んだという気持ちはあると思いますが、もっともっと情熱を燃やしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。そういうことからして、あなたを怒っているのではないですよ。あなたは、ふだんから私と一緒に与論島の未来を語つてきている人間ですから、小さなことであなたが怒るとは思えませんが、そういうことを指摘して、もっともっと頑張っていただきたいということを申し上げているのです。

ですから、このことに関しては、ただ単に小さなことではなくて、全体的に与論島の自然の環境を見て、ここは再生しなければならない、保全も必要だけれども、保全ができなくて破壊したところは再生しなければならないという、この理念ですね。これが魅力ある観光地だということなのです。それを御理解いただきたいと思います。

続いて質問させていただきます。同じく施政方針の中で14ページの4、与論島の最高の観光資源である自然と人を生かした観光ゆんぬツーリズム、ヒューマンツーリズム体験型観光メニューの拡充を図っていきたいとあります。これは言うのは簡単だけれども、これを拡充して実践していくのが大変だということなのです。

そのためには商工観光課長、どのようにお考えですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えします。私、今2年間在籍した中でのいろいろな観光事業の中で、いろいろな話を聞いたり経験をしてきたのですが、やはり観光の原点というのは、人と人とのつながりではないかと、建物、施設、大変使いやすい利便性も出てきましたが、原点は与論町民と来島するお客様の対応をいかに充実していくかが一番、観光の本当のおもてなしではないかと考えています。

その中で、特に昨年度から私どもとしては、観光客の満足を高めるような持続可能な質の高いツアーガイドの育成や、エコツーリズムの推進が非常に急務ではないかということで、エコツアーガイドの量的確保が、今は必要であり、そのための請負体制の充実と、それからガイド研修の充実を図ってまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 一番大切なことは、今あなたが言われたことなのです。これをおいかに実践するかということなのです。だから、言るのは簡単、だけれども実際するように難しいものはないということだけは、ここであなたもそうお考えになっておられると思いますが、一つ言わせてください。なぜかといいますと、実現するためには予算、財源が必要なのです。では、それを実践するために、平成30年度の一般会計当初予算の中では、どこでこの交流事業を進めようと思っておられます

か。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

一般会計予算93ページの「ゆんぬツーリズム推進事業」の中に、負担金補助及び交付金というのが計上されております。これは宿泊業の受け入れ体制向上の講習会だとか、それからゆんぬツーリズムにかかる、受け入れ体制、そして先進地に行って体験型を実際に体験してもらって、実感をしてもらって、その中で町内の関係業者に波及できるよう、そういうことを観光協会等を含めながらメニューの充実を図ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） それでは、次に進みます。

次は、2番の先ほど教育長が御答弁されました、既存のスポーツ施設や文化財の有効活用について御質問をしてみたいと思います。

実は私たち議会は、平成26年5月21日に奄美市の三儀山のスポーツ施設の有効活用について視察に行ってまいりました。そして、6月25日に委員長が、この所管事務調査報告を行っています。そのことは、多目的運動広場をつくる前に、どうしても議会としても共通理解をしたい、そのために、つくるのは簡単だけれども、予算措置が簡単だとは申し上げません。つくるのも大変だけれども、一番大切なことは維持管理なのです。そして、それをいかに有効活用するかということが大事なのです。そうしないと、与論町民は納得しないんだということで我々は、平成26年度に視察したのです。これが大きな目的だったのです。ものはつくったけれども、それが有効活用されていない、利用されていない、草ボーボーになってしまったと。

これは町長も旧笠利町の小学校の校長もしておられました。また教育長は、奄美市の中学校で教鞭をとっておられました。それで大島本島の状況というのは、くまなく分かっていると思うのです。特に町長の場合は、笠利の太陽が丘総合運動公園のことですが、まだ言葉には出しておられませんが、我々は見た時に、あの笠利の太陽が丘総合運動公園、人のことを言っては大変失礼ですが、比較しなければ物事は分かりませんから、比較で申し上げているのです。悪いということではないです。

本当にあれだけの施設をつくってからの維持管理が大変だと、当時の町長、今の奄美市長ですよ、彼は私と深い仲で、いろいろと話をしていました。笠利町長のときに、私は議長でしたが、どういうことかといったら、施設をつくったが有効活用

されていないので、町民から非常にクレームが出ている。どうすれば活用して町民に喜んでいただけるかということで、今悩んでいるんだということを本人が言っておられました。このことは、おそらく山町長も知っておられると思います。

それから教育長は、奄美市で教鞭をとっておられましたから、あの三儀山の運動スポーツ公園の有効活用については、よく見ていましたと思うのです。あれは維持管理するだけの問題ではなくて、有効活用というのがあるのです。これは有効活用してはじめて町民が納得するのです。維持管理をするばかりでは金がかかるばかりで、何も有効活用もされなければ、何も費用対効果というのは出てこないのです。そこを町民が指摘するわけだから、そこで奄美市は何をしたのか。そこでは、こういうことをやっているのです。

一つの計画に基づいて、先日の予算審査の中でも高田議員が指摘しておられましたが、この有効活用に関して、これは小さいことではできませんよと。どういうことかといったら、先ほどから町長も教育長も答弁をしておられます、なかなか大変な問題です。有効活用をするためには、予算が伴うのです。そういうことから高田議員も指摘しておられましたが、これは教育委員会だけの問題ではなくて、商工観光課の問題だけでもなく、これは一つの課をつくって誘客活動にあたらなければ、維持管理活動にあたらなければ、済まされる問題ではないということを私は特別委員長だったから聞いていて、そうだと思いました。

そういうことからして、この問題は本当に予算が伴うのです。維持管理、有効活用のためには、今も予算措置はされておりませんから、今後、これを有効活用をするために、あなた方お二人が言われた、この文言ではなくて、私が聞きたいことは、抱負ではないのです、実践なのです。いかに実践するかということです。そのためには財源が伴います。それを今後将来に向かってどう考えていかれるのか、町長と教育長の御意見を賜りたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。先ほど言われましたように、笠利の太陽が丘運動公園の場合には、天然芝を張ってJリーガーのキャンプを誘致するんだという趣旨のもとに、広い運動場をつくってございます。そして、その天然芝の維持管理というのは本当に大変だなというふうに思いました。

あるいはまた、その周りに400メートルのコースをつくりまして、運動会もそこでしたのですが、向こう側で競技をしている選手の顔が見えないと分からぬということもあったりして、本町では、男子のJリーガーの誘致はできないかもしれないけれども、人工芝を整備したこと。あるいは、その周りに老人クラブが利用でき

るようなグラウンドゴルフ場をつくったり、ランニングコースをつくったり、御婦人が子供を遊ばせながら施設の中で、いろいろな会合ができるというものを総合して、そういう施設をつくったということで、大変今後の利用価値も上がるのではないか、町民への利用ができるのではないかと考えて、内心これはいい施設になったと思っているところですが、おっしゃるとおり、今後の維持管理につきましては、本当に町民の方々の協力も得ながら、島外からいろいろな合宿とか学生を呼ぶということも大事でしょうが、町民の体力向上のために、いかに利用できるかという方向からも考えて協力を求めながら、また関係課とも協議しながら進めていければと考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今、町長からありましたが、大きな問題の2点を御質問いただきました。

有効活用から申し上げますが、現在、少しだけですが、誘客をするための補助制度を少し設けまして、一般の場合とプロの場合が、来たときに補助を少しやるような形も今のところは組んでございます。また、この1年間はマスメディア等を利用して、そういう方々が来られた時に広く日本全国までいけるか分かりませんが、予算の範囲内で、トータルで100万円ぐらい、全て合わせて、その形で動けるようにと有効活用は思っています。

あわせて島内の人たちも、ウォーキングサッカーをはじめとして、福祉関係とのつながり、先ほども申し上げましたが、今、維持管理の中で一緒に除草をしていただいている関係団体にも協力をいただいて、いかに活用できるかということの内容についてもお願いをしたりして、広げてまいりたいと思っています。

その一つは、早速あの芝生の管理ですが、25日にも第4回除草ということでチラシをつくり、やがて配布されますが、関係機関とも4回目の最終芝植えと除草をする。町民一体となって育てる、あるいは広げる、また関連してここに、どういうものが誘客できるかということも話題にできるような取り組みの一環の中にも入りていきたいと考えているところです。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私が、なぜこういうことをあえて申し上げるかといいますと、向こうは主にサッカー場として活用されると思います。そうした場合に、この施設を維持管理するためには、また有効活用するためには、サッカー協会の役員並びに、それに関するサッカー協会のメンバーが非常に今後大きな負担を強いられると思うのです、大会を誘致されたときに。そうした場合に、本当に維持できるかと、施設の維持もですが、大会運営の維持もできるかということも大事なのです。

我々が考えなければいけないことは。そういう時に、果たして教育委員会だけでいいのか、商工観光課だけでいいのかということを考えるときに、先ほどの高田議員のことを申し上げて大変恐縮なのですが、これは大きな意味を持つもので、やはり課みたいなものが必要になってくるのではなかろうかというぐらい私は心配しているのです。というのはサッカー連盟の方々に対する負担、また、それを維持管理する人たちの町民に対する、お金を払って出てきてくれというなら誰でも来ますけれども、ボランティアでしてくれということは、いつまでもできるわけではありませんね。そうなった場合には、本当にサッカー場をつくってよかったのかなということを思うからこそ、今、事前に、もう本当は遅いけれども、今からでも遅くはないと思って、今からでもそういう組織をつくって維持管理と有効活用に関する委員会みたいなものをつくって、検討して財源の措置も確保していくかないと大変なることになるのではないか。

また、スポーツ競技に関する、いろいろな献金もいただいて、例えば、こういうことです。ふるさと納税とか、先ほどから話題になっていますが、限定して、こういうサッカー場もできましたと、だから、それに対して我々はサッカー等のスポーツ競技を振興したいのだと、それに興味を持たれる方は、ぜひ寄附をしていただけませんかという、ふるさと納税の中に文言を入れてやってもいいのではないかと思っているのです。というのは、それだけ今はサッカー熱が高くて全国的に、与論島にそういうのができたのだから我々は寄附しようという人もおられると思うのです。そういうことが大事なのです。それがふるさと納税の寄附行為にもつながるのではないかと。

私がここまで言ったら申しわけないのですが、あの特産品で質問したいと思っていたが、ついでに特産品も申し上げます。

なぜ特産品開発のことに対してしつこく言うかといいますと、これは国にも特産品を開発しようという人に対しては、国には交付金や補助事業があるんです、県にも制度がある。そうした場合に、本町において受け皿となる窓口は、おそらく総務企画課になると思います。与論町民が、こういう特産品を開発したいと、自分だけの力ではできないから、国・県補助金をお願いしてやっていこうという考え方を持つ方もおられます。そうした場合の窓口は、総務企画課になると思うのです。そのことも考えながら、行政がやるべきこと、これをしっかりとやっておられるのかなと思うときに非常に不安なのです、私は。やっておられると思いますが、そこら辺が町民から出てきた場合に、応対がしっかりできておられるのかということを懸念して、この特産品開発のことについては申し上げているのです。

特産品がないと観光地というのは廃れます、そうでしょう。皆様方も御存じのよ

うに、平昌オリンピックのカーリングの女の子たちが食べていた赤い小袋だったかな、特産品のケーキ。あれで9月まで注文しても買えないと、製造してもしきれないと言われるぐらいの特産品になっていますよ。そういうことで、私はあれをつくれとは言いませんが、すばらしいカーリングの笑顔の女の子たちがたくさんおられたから、そのことでやったことだと思いますが、我が町には我が町の特産品として開発すればできるものがあるのです。我々が本当にそれに対して、行政あるいは議会が応えていかなければならない義務があるのですが、それに対して果たして答えているだろうかということがひつかかるのです。そういうことを思う時に、特産品は観光地に必要だと。そのために特産品を開発する下地づくりをするのが行政ということをお互い認識しあってやっていかなければならない。そうすることによって、ふるさと納税も増えてくる。

先の議会では申し上げました。町長と議論しましたが、航空券を返礼品としてやるんだと、私は違いますよということを何回もしつこくここで議論しました。なぜかといつたら、返礼品は6割から7割は向こうにわたるのです。できれば特産品を送ったほうが経済効果があるじゃないですか、波及効果は。その意味から申し上げているのです。航空券というのは、送れば来ます。だけど品物は何もないですよ、それは一時的な問題です。

だからこそ、特産品で島おこしをする、島の若者から掘り起こしていきたい、そういうことを考えていかなければ、返礼品の中で航空券をあげるという、そこで私は、しつこく議論しましたが、こういう考え方では前に進まないと思います。どうですか町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。特産品の開発につきましては、これまで何回も議題にのぼっておりまして、農業協同組合や漁業協同組合等とも話し合いをしながら何とかならないかということで、両方とも非常に連携してやろうということで、やる気が出ているところです。

今後また、これにつきましては、皆で研究をしながら、ぜひ進めていかなければならぬなと思っているところですが、一つだけ、天皇皇后両陛下がお召し上がりになって「ホロホロ鶏」を何とか売り出せないかなということも考えているところでございまして、マルコの方々と協力をしながら、与論の特産品として売り出せるようなものをつくっていかなければならぬなというふうに思ったところです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 教育長、先ほど話を出しましたが、そういう検討会をつくる意思はございませんか、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 検討会につきましては、私たちも大事なことで、非常に1カ所にできないので、やはり必要だと感じています。早急に各課連携をして、協議会にするか、運営委員会にするか、続けて今のような課題に対応できるような組織は考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 町長だけに申し上げたら大変恐縮ですけれども、特に産業振興課長とか、商工観光課長とか、関係している人は、みんなで一緒に努力しましょう。町長、ここで申し上げたいことは、意思からだけではできません、特産品開発においてですよ。やはり総務企画課、あるいは商工観光課、産業振興課を網羅したやり方でないと、本当の特産品にはなりません。だから、そういうことを真剣に考えて、我が町の経済の活性化のためにも、これはやっていくべきだと思います。だから、ふるさと納税がなんだかんだといいますが、ふるさと納税を支えるためにも、それだけ魅力ある島をつくらなければならないのです。魅力ある観光地づくりをしなければならない、ふるさと納税をするためには。

私は、30年以来お付き合いしている観光客がいますが、ずっと家族で私のところに来られますが、その人が言うには、「とにかく、なんだかんだ返礼品をもらうよりも、私は、この与論が好きなんだ」と、「与論のものが好きなんだ」と、その人は出身が北海道で、向こうのほうが食事はおいしいかもしませんが、今住んでいるのは千葉に住んでいるのです、家族で。そして、与論島には毎年家族で来るので。その人が言うには、私事で恐縮なのですが、大型バスまでもらって、ただでもらいました。それは、どういうことかといったら、あなたのバスが汚いから与論町の観光には向かないから、俺がただで送るから、それを廃棄してくれと。そのかわりに、僕に小さい軽自動車を貸してくれと、家族が遊ぶときに、それだけでいいと、宿泊代は払うからと。

それともう一つは、珊瑚の活性化、きれいな海をつくるためには、我々はふるさと納税で寄附したいということも話しているのです。返礼品は要らないと。それぐらいの与論島愛好家。ヨロンマラソンの時にうちに泊まったお客様なのですが、毎年来られるのですが、その方がこう言うのです。「結婚式をどうしても与論島で挙げたい」と、これは個人的なことかもしれないのですが、「南風荘は施設が小さいから与論島ビレッジで結婚式をする」ということで、与論島ビレッジに9月23日に来ます。そのぐらい与論島が好きな人もいるのです。そして寄附もしたいのだと、そのためには、本当に我々は真剣に考えていかなければならないということで、こういうことを申し上げています。

次に移ります。

航空路線については、町長が先ほど申されましたから質問しませんが、この観光資源の魅力ある島をつくった後には、どうしても広報活動、PRすることが必要なのです。そのことは施政方針演説の中にも入っています。広報活動を徹底してやるのだということで、町長の施政方針にも入っています。だけれども、この広報活用は難しいものがあるのです。だから、この広報活動をするためには、商工観光課長は、あらゆる所へ行って営業しておられるからよく知っていると思います。もっと強烈に広報活動を進めなければなりません。それには、費用がかかります。だから私は先ほど一般会計予算と施政方針との整合性について非常に不安を感じるから質問しているということを申し上げました。そういうことからして、この広報活動は徹底してやらなければ島は忘れられます。課長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

確かに野口議員がおっしゃるとおりで、やはり自分たちで活動して国内を回っていろいろお願ひをしないと、なかなか自分の島は見てくれないとやうのをやはり実感します。これまで、いろいろな物産展もやり、それから旅行業者の招聘活動もやってきましたが、その中では、本当にこれが効果があるのかなということを皆様方に数字とか、それでできないのが非常に残念ではございます。しかし、3月末に私どもの考えています地方創生交付金事業で、今、国のはうに要望しているのがPR動画の作成業務委託だとか、それからデジタルマーケティングの業務委託をして、与論島の動画をグーグルとかユーチューブに載せていただいて、いつでもどこでも、今の情報収集というのは、皆様御存じのとおり、駅とか、それから電車の中を見ていますと、常にスマホを握りながら情報提供している中で、こういう情報の提供もいいかなということで、今要望をしているところですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ありがとうございます。そのように、あなたがやっているということを否定しているのではないのです。よく頑張っておられます。ですから、それを強力に進めていただきたいということで、あなたの答弁を求めたのです。

そこで、観光関連に関しては最後の質問になりますが、沖縄コンベンションビューローとの連携を図りながら、観光振興を図っていきたいという中身ですが、沖縄コンベンションビューローは、私も十分知っています。あなたは偉いなと思って質問をするのですが、過去は沖縄コンベンションビューローというのは与論との関わり合いを排除していたのです。それが、なぜ今になって沖縄コンベンション

ビューローが与論島と一緒にやってあげようということになったか、それはあなたの力かどうか分からぬけれども、それをどう捉えているのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） これにつきましては、後ほど町長が、きちんとお答えしていただけると思うのですが、私も商工観光課にまいりまして、沖縄コンベンションビューローはどういうものかということで、観光協会長と一緒に向こうの総会に出向いてまいりました。そこには、やはり私どもが考えた以上の相当なプロジェクトを考えて、国内、国外企画をして、それも若い職員の課長さんなどが一生懸命説明をされておりました。やはり、その中でも会長さんが、与論も賛助会員だから、いろいろなことを要望してきなさいと、そして、それについては私どもも回答して対応できる余地がありますよという話を伺いまして、直接懇親会もしてまいりましたが、大変力強いお言葉をいただきました。それと平行して、これは人事担当の町長、副町長が頑張っていただいた成果だと思いますので、詳細は副町長に委ねたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） だから僕はありがたいということで申し上げているのです。この沖縄コンベンションビューローというのは、以前は与論島も競争相手だと見ていたのです。鹿児島県の与論島には、お客様を送りたくないというのが本音だったのです。それが、あなたが言われるように逆に沖縄の一員だから、それに対して我々も協力するとなってきたということは、もちろん沖縄担当である久留副町長のおかげかもしませんが、彼は沖縄の顔をしていますから、そういうことかもしれませんが、これは本当にありがたいことなのです。

これを強力に、今パイプができたのだから、鹿児島県観光連盟より沖縄ですよ、沖縄の中に与論島は、あるものだと思って観光客は認識しているのがほとんどなのです今も昔もそうですが。そう思うときに、どうしても沖縄コンベンションビューローとのつきあい、これを長年の中でできた方が与論島の観光振興が図れるということなのです。そういう意味からしても、本当に力を入れて、これだけ持ってきたというのは、皆さんに僕は感謝を申し上げたい。これからが大事ですので、ぜひこれを強力に進めていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

漁業振興の件について、再度褒めながら敬意を表しながら質問させていただきます。

建設課長は、既にこれは私が質問したことに関しては十分認識していることです

から、計画的にしていかなければなりません。いきなりではできません。いわゆるあなたが考えているように、今、北防波堤が完了して、今度は南防波堤にも移るんだと、そして、ほかの港湾工事の事業もあるから、その中で計画的に年次的に進めていかなければならぬと、あなたが言われるとおりなのです。そのために、どういう計画性を持って、年次計画を持たれて実践していかれるのか、そこをお聞きしてみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 大角建設課長。

○建設課長（大角周治君） お答えします。

おかげさまで茶花漁港のほうが、来年度で完成する予定となっておりますが、その間に、平成28年度に機能保全計画というのをつくっています。これは効率的な維持管理、既存施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減等を図るために計画を立てたものです。その中で、機能診断をそれぞれ茶花漁港、麦漁港、両港ともやっていますが、残念ながら、その中で麦屋漁港西防波堤のほうが、危険度が高いということで、そこを早急に対策しないといけないという結果が出まして、茶花漁港が完了次第、今度は麦屋漁港の堤防の改修に32年度からかかる予定としています。これはもう既に県のほうにも要望をしておりまして、できれば平成32年度には完了してまいりたいと考えていますが、その間、御質問のあります茶花漁港内のドック場の整備、あと航路の浚渫（しゅんせつ）については、今の事業もですが、その事業を進めながら、漁協とも位置や規模等についても詳細な聞き取り調査、あるいは協議をしながら前向きに進めていきたいと、今考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、今日の一般質問は非常に執行部の皆さんに感謝をしたいと思います。というのは、やはりこういう一般質問というものは、施政方針に基づいていかに実践するか、言うのは簡単です。申し上げるのは、誰だって簡単です。だけれども実践していくことが大事です。抱負にあらず。実践あるのみなのです。皆さんお互いに頑張りましょう。

終わります。

○議長（福地元一郎君） 8番、野口康夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後は、1時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林 敏治君に発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） 平成30年第1回定例会の一般質問をいたします。

1 魅力ある観光地づくり対策について

(1) 本町が、魅力ある観光地であるためには、島一番の観光スポットである大金久海岸から船倉海岸一帯の景観整備や観光関連業者の接遇マナーの向上など様々な受け入れ体制の充実を図る必要があると考えるが、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

2 交流人口の拡大対策について

(1) 交流人口の拡大を図るために、沖縄と連携した新たなイベント等の共同開催や観光振興策を計画して、積極的に推進する必要があると痛感されるが、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

3 さとうきびの品質対策について

(1) 今期のさとうきびは、昨年秋の台風による潮風害や日照不足などで糖度が低迷している。品質取引のため、糖度の低迷は農家所得に影響を及ぼすものと懸念されるが、どのように認識し、今後、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

4 奄美群島振興交付金事業の活用について

(1) 平成30年度末に期限切れとなる奄美群島振興特別措置法の延長を強く国に要望するとともに、新年度に創設される奄美群島振興交付金事業「チャレンジ枠（仮称）」を千載一遇のチャンスと捉え、積極的に活用することが肝要であると痛感されるが、町長はどう取り組んでいく考えであるか。

以上、伺います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは魅力ある観光地づくり対策からお答えをいたします。

大金久海岸一帯は、奄美群島成長戦略交付金を主事業として、景観形成や遊歩道の整備を進めており、海岸防風林としての機能だけでなく、町民や観光客がキャンプやウォーキングを楽しめる施設として再整備をしております。将来ビジョンとして展望台やアスレチック施設等も計画しており、多機能性を付することで、幅広い世代が利用できる施設となる予定です。

植栽については、タコノキやアレカヤシなどの環境に適した樹種を中心に、ハイビスカスやクロトンなどを地元住民や観光客と一緒に植栽し、みんなでつくり育て

る観光地を目指してまいります。

また、滞在環境を向上させるため、宿泊関連事業者を中心に「宿泊施設品質向上事業」として研修の受講を推進し、観光客の満足度向上に努めます。

次、交流人口の拡大対策についてです。

やんばるの世界自然遺産登録を控え、沖縄北部地域の旅行者の増大が見込まれており、本町としては、いかにこの旅行者を島内に呼び込むかが誘客振興の鍵となっております。これまでに沖縄のテレビ番組の誘致や、関連団体との連携などを図ってまいりましたが、今後はさらに県域を越え、旅行商品造成と国頭村や本部町といった自治体との交流・連携を図ることで、沖縄県北部地域との距離感を縮め、この地域にある「海のきれいな島、ヨロン島」というイメージ戦略を展開し、訪れる観光者への意識づけを行っていく必要があります。その取り組みとして国頭村の地域の祭りに参加するほか、沖縄での物産を共同開催し、観光客並びに沖縄県民にも与論町をPRしていきます。

また、本部町では、美ら島財団の協力のもと、イベントの告知などの協力をいたしております、年間入り込み400万人を超える美ら海水族館を筆頭に、沖縄県北部地域と今後も継続し連携を図ることで誘客と交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、さとうきびの品質対策についてです。

御指摘のとおり、今期のさとうきびについては、本町のみならず、郡内全体において品質の低下が懸念されているところです。大きな要因としましては、昨年の7、8月の干ばつに加え糖熟期である秋口の台風22号による潮風被害が主な原因だと思われます。

現在、対策としましては、国の補正事業を利用して、今後の生産性向上を図る目的で肥効調整型肥料の導入を進めているところでございます。

次に、奄美群島振興交付金事業の活用についてです。

市町村等が自ら創意工夫や民間との連携により、地域特性を踏まえた政策ニーズの事業化を図るため、奄美群島振興交付金を活用した「リーディングプロジェクト推進枠」が平成30年度に創設されます。事業テーマとして、「奄美らしい観光スタイルの構築」「世界自然遺産ロード構築に向けた戦略的交流促進」「スポーツイベントなど奄美の特性を生かした産業振興」となっております、事業計画においては本テーマに関する事業内容になることから、かなり限定的となります、本推進枠の積極的な活用により、交流人口の拡大を図る効果的な事業計画を進めてまいりたいと存じます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） それでは、追加質問をさせていただきます。

本町は、国立公園指定になっておりますが、大金久海岸から船倉海岸線の一帯、植栽、そしてまた保安林整備をしているのですが、今の現状をどのように認識しているか。また、今の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

この事業は、昨年度からの奄振事業で実施をしているところですが、一応今年で事業を終了するのですが、昨年度から枯木というか、モクマオウの伐採を行いまして、昨年度も約3,000本を新たに植栽いたしました。今年も3,000本を一応予定して植栽を行っています。特に、ここのはうの大きなゾーンに分けますと、既存の遊歩道の改修というか、遊歩道の側面をきれいな形で整備をしようということで、第一に植栽を考えています。その植栽につきましては、季節の花だとか、それから木陰のガジュマルだとか、そういう木々を選定いたしまして、遊歩道は整備をしてまいりたいと思います。

そしてまた、大金久海岸の造林地帯につきましては、タケノコとかイッペイ、アコウ、クロトン、たくさん種類がありますが、既存の植栽をもとに植栽を行ってまいりたいと思います。

そしてまた、船倉の墓の東側につきましても、景観整備等を含めながら、伐倒した後の処理につきましても、植栽をしたいと考えておりますし、一応ゾーンとしては遊歩道の選考作業、そして造林植栽としまして、防風林の復元植栽、そして、遊歩道の伐採と景観樹木の植栽を行いたいと思います。事業進捗率につきましては、3月いっぱいの事業ですので、3月いっぱいには事業を完了したいと考えているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 私は、この目で見てからないと質問ができないということで、現場を見に行つたのです。そしたら、そこは山を開墾したような非常に何もなくなっているのです。アダンもないし、もちろんモクマオウは枯れてないわけですが、空き放題になっているのです。

そこで、果たして防風林の役割はできるのだろうかと思いまして、取付道路も大きいのです。モクマオウの中から取り付けた道路というのは相当広い、そういうことで、非常に私は心配しているのです。例えば、取付道路を除去して、またそこに植栽をするのですか、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 取付道路ということではなくて、保安林内の作業許可

申請を出しまして、大きい樹木を植えていくためには、どうしても機械を入れないと、人力では作業をするには非常に時間もかかるし費用もかかります。作業内道路ということで、今の幅員3メーターの許可をいただいて作業しているところです。

そして、全てを伐採したわけではありません。必要最小限の中で、モクマオウとか、今まで枯れていた樹木をもとにたどりながら作業道路をつくった上で、今の植栽をしているところです。

今後ここには水管理、それから、かん水をしなければならない関係上、当分の間は作業内道路として、一応そのままにして、ある程度樹木がきちんと生えた時点で、また元に戻すということを検討しています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 遊歩道も相当幅が広く伐採されています。車が通るぐらいに、みんな伐採されています。そして、この間見たら遊歩道の横に土を入れているのです。そこに植栽をするということだろうと思いますが、観光客が歩いている姿をあまり僕は見ていないのです。しかし、今後は、そういったところをつくっていただいて、ぜひ誘導してください。例えば、ウォーキングコースとか、パナウルウォーキングコースと銘打って、せっかくつくるのですから。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 御指摘ありがとうございます。これまで既存の大金久の遊歩道として見ていたら、なかなかウォーキングできるような状況だとか、コースがあまりにも高く、その上にアダンの木が生い茂っていて、なかなかウォーキングとしての環境的にも非常に適さないと。これから遊歩道を整備していく中で、早めに、次からまた同じように重機を入れることがないように、まずは既存のコンクリート舗装してある、コンクリート遊歩道の側面にいろいろな樹木、例えば、側面に盛り土をしてあるのは、サイドにいろいろと植栽をしていこうと考えて土を入れたのです。この土というのは、オオギ芭蕉の花が咲くのが10月から12月にピンクの花を咲かせるキジュとか、それから冬の時期にイッペイとか1月、3月に開花をします。そして、モクマオウについては、木陰もつくってあげて、時にはそこで休憩もさせたらいいのではないかということで、いろいろな植生態系のことを長寿の先輩方からいろいろ話を聞きながら、そのサイドにはアレカヤシだとか、オオギ芭蕉、ホルトの木、そういうものを混植して植えていって、都会でいう桜並木まではいきませんけれども、両方から美しい花々とか蝶々が飛んでいるとか、そういうことをイメージして植栽をして、そこでウォーキングをしたり観光の目玉としてコースを設定できるような形で進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 大型台風が毎年くるのです。私が見たらモクマオウは植えてなかつたような気がするのですが、種から生えてくるということも聞きました。

できれば、塩害を防ぐような、少しはモクマオウも植えていかなければいけないなと思います。そういうことで、いろいろと私も住民に聞いたのです。

先ほど私が言った取り付けた道路、これは何でそこから道路をつくったかということで住民から言われているのです。町民にも説明したと思うのですが、いろいろとあるようですので、ぜひそちら辺は説明していただいて、早めに取り組んでいただきたいと思います。

次に、関連質問ですが、奄美大島の西方沖でタンカー沈没事故がありました。そして大量の原油が流出しました。それで与論島にも流出したというのは聞いています。それで大金久海岸から船倉海岸まで漂着したのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） お答えいたします。

調査しました結果によりますと、もう全域に回っています。大体250キロぐらいの油が回収されております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） こういう質問をするのは、大金久海岸から船倉海岸ゾーン一帯が非常に観光で一番すばらしいスポットだと思っています。特に、船揚場の斜路、ものすごい大量な砂が押し上げられてるのです。クジリ、大金久、船倉北、南ですね。そういうことで、大変住民が不便を来していますが、その中で、やがて浜下り行事もくるので、斜路に打ち上げられた砂ぐらいは、やはり毎年取り除くような計画を立てていただければと私は思っているのですが、その点については建設課長、伺います。

○議長（福地元一郎君） 大角建設課長。

○建設課長（大角周治君） お答えします。

この件につきましては、毎年一応重機の借上料ということで、少しずつですが予算は組んで毎回やってはおりますが、なかなかやっても、すぐ後から台風が来たり、ちょっと天気が荒れたら、また元の状況になって、イタチごっこみたいな感じではありますが、行事行事に合わせて前もって除去していくような計画を立てているところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 南船倉海岸においては、今船が3隻置いてあります。一応向こうは作業するということですので、南船倉から除去していただければ大変ありがたいと思います。

それと、マナーの問題なのですが、観光ブームが始まった昭和50年代、観光客の強引な勧誘や押し売り行為があったのです。そういう行為がないように、これからいろいろな関係機関に指導をしていくべきではないかと思いますが、その点について商工観光課長、お願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） ありがとうございます。先ほども野口議員にもお答えいたしましたが、マナー接遇については非常に大事であり、イメージを壊さないように取り掛からないといけないことは重々わかっています。特に、大金久海岸の指摘もありますが、客引き対策とか、それから宿泊施設でのイメージ対策、そういったものは今のネットの時代では、すぐに与論島がどういう感じでお客様と対応しているか、お客様を接遇しているかというのの大変危惧するところです。やはり観光協会に対しても、それだけはきちんとやるように、私どもとしてもお願いをしているところで、また、新年度の事業においても研修会を重ねて講師も呼んで、そういう接遇については、きちんと対応できるようにしてまいりたいと思います。まず、そのことが一番観光地としてのイメージアップにつながるか、イメージダウンにつながるかというのの大変基本的なことですので、徹底してこれは観光関連事業と一緒に研修を重ねてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） それでは次にいきます。交流人口の拡大対策についてですが、施政方針の中に、沖縄県北部地域との連携によるイベント開催やテレビラジオ等のメディアを活用した交流人口の拡大と、地域、次世代及び各施設と交流連携し、旅行者流入促進の取り組みをすると示されていますが、これにつきまして具体的にどう取り組んでいかれるのか、商工観光課長お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

沖縄県の北部、それから国頭村との交流につきましては、議員の方々も御存じですが、復帰40周年記念事業をきっかけに交流を再開していますが、近年、実務的な関係性を築いていないことが現状です。いろいろと一過性に終わっているか、イベント事で終わっているような感じがしまして、これでは、どうしても北部との連携を深められないということで、昨年度から沖縄県本部町、それから国頭村といろいろと意見交換をしてまいりました。その中で今度は今、沖縄の本部の美ら海水族

館にもいろいろと御意見をいただきながら、与論島への旅行造成につながる事業は何かないかということで、いろいろ模索をしてまいりましたが、この本部町と国頭村との連携につきましては、いろいろ国頭村の議会の方々とか、それから町長といろいろ協議を重ねてまいりました。

また、国頭村においては沖縄のイオンモールライカム店での与論島フェアを昨年度開催いたしまして、本町から15業者ぐらい特産品を持ち寄って物産展を開催しました。

そういうことで、今から私どもとしては、沖縄の国頭村観光協会、それから沖縄美ら島財団、そして本部町商工会とも連携を取りながら、経済交流をどうするかということで、今年度あたりから本格的に協議をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 沖縄北部だけとの交流ですか、今のお話されているのは沖縄北部との交流だけだと私は認識していますが、私の質問は沖縄全体ですね、沖縄県と連携してということなのですが、できれば沖縄県のいろいろな有識のある方々と連携しながら、各市町村あるわけで、北部だけとの連携、もちろん最初は北部との連携しかできないと思いますが、例えば、伊江島、伊是名、あるいは島々の方々とも連携して、例えば、やんばる駅伝というのはありますね、あちこちで開催されています。そういう連携をしながら、スポーツ交流、あるいは文化交流、食の交流、いろいろあると思うのです。そういうことで、やはり自ら積極的に向こうへ行って、いろいろな話ををお願いをするなり、やはり勧誘が一番必要ではないかと思っています。私たち議員団も、できればあちこちに行って交流をしたいと考えていますので、ぜひ皆様もあらゆる方々と連携を取って、今後とも積極的に推進をしていただきたいと思います。その点について、副町長どう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。

観光のPRをいろいろ考えたときに、旅行者が北を向いているか、南を向いているかというのを、まず我々は大別しました。その中で沖縄へ、要するに南の島へという志向のお客様方を、いかに我々の島に目を向けるかというのが我々商工観光課時代にやった施策なのですが、北を向いている方々に、いくら南はいいですよと言って宣伝しても仕方がないので、南の島々へ向かっている方々から我々の与論への誘客対策ということを考えて、先ほどのコンベンションビューローにしましても、モノレールの中に与論のパンフレット、あるいはポスターを掲示してもらったことからコンベンションとのつながりが始まっていったのですが、そういう流れ

をもっともっとつくって、与論への誘客を図っていきたい。

幸いにいたしまして、来年4月から職員を1人、コンベンションのほうに派遣ができますが、いろいろなノウハウを向こうでも教えていただいて、沖縄県が今とっている情報も、我々が積極的に取り組める分を入れながら頑張っていかなければと思っています。幸い向こうに行く裾分君は、役場に入る前にOTSのほうに勤務をした経験がございます。観光関係では、大学の同級生とかも何人も頑張っておられますので、そういう方々と良い情報をつかんで来てくれるのではないかと大変期待をしているところです。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） それと、平成30年度の今年の7月から奄美群島アイランドホッピング事業、日本エアーコミューター株式会社は奄美大島、徳之島、沖永良部、そして沖縄線を新規開設するのです。ということは、沖縄からの観光客とか交流人口、これが与論に来るお客様を取られないかという懸念をしているのです。心配しているのです。その点について、どうお考えですか、町長に伺います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ホッピング事業につきましては、執行部も心配していましたが、会社の考えとしては、与論にはもともと沖縄からの路線があるんだと、奄美にも沖永良部経由ではなくて直通でいくのだということで、ある面を考えたら与論の奄美から格安航空路と結べることができれば時間帯の町政ができれば与論にも来るのではないかという希望もあるのではと思って、そういうところで我々が宣言して取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） やはり奄美・沖縄は世界遺産になるということで、与論は国立公園だけなのです。それで世界遺産になると、おそらくそれを見にみんなそこに行くのではないかと、お客様の流れがそこにいかないかなと私は心配しているのです。ですから、ある程度交流人口を増やすためにも積極的に我々が推進をしていかなければいけないということで、私はこういう質問をしたのです。

今後ともみんなで積極的に交流人口を増やすためにも、現地に行ってお願いをし、頭を下げ、そして泣きついて、お願いをしないといけないかなと思っています。その点について、どうですか商工観光課長。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 確かに林議員が今おっしゃるとおりだと思います。やはり待っていては、お客様は入ってこないということで、こちらからお願いをして、当たって砕けろというわけではないのですが、一つ一つ本町の島の魅力を発信

するためには、お願いにあがることが一番大事なことだと思います。ですから、新年度においても奄美から与論に来るお客様、そして沖縄に900万人というお客様が入っている中で、400万人近くが美ら海水族館に来ていると、その中の1%、2%、あるいは10%、たくさんの方々が与論島においていただけるような施策も今、美ら島財団ともお願いをしているところですし、奄美からのお客様も減になる影響も私ども心配するので、旅行会社にもいろいろとお願いをして与論島の良さをアピールしながら続けて頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 次にいきます。さとうきび品質対策についてですが、昨年の10月に直撃した台風22号、潮風害などで、さとうきびは過去最悪の状況になりました。台風の被害等を軽減するためには、やはり私の考えは防風林対策とか防潮林対策をしなければいけないということで、私はいつも考えています。

雨がないときに風が吹く、塩が飛んできて塩害になるのです。そうした場合に、防風林があったほうがいいのです。畠の周りにですね。ですから、防風林を設置するためには、地域ぐるみで計画的にやっていく必要があると私はいつも考えているのですが、その点について、町長お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かに防風林、防潮林の必要性は非常に私も感じているところなのですが、構造改善をした後の人々のニーズとしては、少しでも土地を大きく持ちたい、防風林などを植える土地の提供がなかなか難しいところがあるということを伺っています。

今後はやはり、そういうことを前もって考えながら土地の割り振りとか、そういうことも進めていかなければならぬと思いますし、これまであった畝、畦の活用もどうにかならないのかということを担当課と考えながら、少しでも進めていければと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） できれば、やはり防風林があったほうが、私は塩害は防げると思っています。

それと塩害を受けたキビをどうすれば元気にさせるかということを考えたときに、私は台風が来た後にすぐ、かん水することではないかと思うのです。例えば、地中埋設方式というのがあるらしいのですが、立ち上がっているかん水です、前浜にある。ああいうような施設があるところは、どんどん、ただでもいいですから水はどんどん使って塩を取り除くような考え方はないでしょうか。かん水施設がない

ところは散水ポンプがありますよね、それを借りて散水をしたらどうでしょうか、産業振興課長に伺います。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

今、地中埋設型の固定式のある麦屋地区、前浜から赤崎に向かっての地域が、やっと地権者の同意が得られた関係もございまして、埋設型が整備されています。まだ与論島内でもここだけですが、そして水かけ、台風がきて塩害を起こした後、何日間ぐらいに水かけをすれば、ある程度の塩が省けるかという実験も沖永良部、徳之島あたりでも、いろいろと実験等がなされていまして、とにかく2日以内にしないことにはどうしようもできないという点もございまして、施設が整っているところはできるだけ、その施設を使った散水をしてもらうよう努めてまいりますが、散水車での散水が、散水車の台数も少ない関係上、なかなか難しいこととなっていますが、関係機関と協力をしつつ、どうしたらいいのかということも検討しながら順次進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 申し上げるのは、糖度が13.1度以下は交付金が出ないというのを知っていますよね、交付金といいますか対象にならないと。糖度13.1度以下、私の勘違いですか、お聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

糖度13.1度から14.3度までの間は、交付金が一緒であるという考え方で、逆に13.1度から下がっていくと、少しずつ交付金も下がりますと、そのかわり14.4度以上になっていくと交付金が上がっていくという制度ですので、交付金がなくなるということはないと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 私は、なくなるとまでは言っていないのですが、品目別経営安定対策制度というのが、そういうふうになっているということを私は確認したかったのです。

それと農林水産省は2019年、来年からです。収入保険制度を導入するらしいです。これはどういうことかと申しますと、掛け捨てと掛け捨てとならない積立方式の組み合わせがあるということです。青色申告を行っている農家を対象に品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少、価格低下など、農家の経営努力だけで

は避けられない収入減少を補填するというような制度です。これについて、何か考  
えていることはありますか、副町長。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） そういった制度は、もっともっと早く取り組むべきではな  
かつたかなと思っています。これは農業にかかわらず、水産業についても私は同じ  
ような考え方なのですが、共済制度とは若干違いますが、ぜひそういった制度を積  
極的に取り入れて、安定した経営ができるような方法ができればありがたいと思  
います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 次に、奄美群島振興交付金事業についてですが、これは施政方  
針の中で、リーディングプロジェクト枠を個性ある独自の政策を立てて事業展開が  
図れるよう取り組んでいくと示されています。

それでは、どのように取り組んでいかれるか、町長にお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、私たちが申請をしているのは、モニタリングツアー等をする  
健康維持相談の考え方と、それからヨロンマラソン前後の4日間のボランティア  
活動をできないか、結局、ヨロンマラソン前後の飛行機がずっと空いているとい  
うことで、その付近の搭乗者を増やすためのヨロンマラソン関係のボランティア団体  
を誘致できないかとか、それから冬場、観光が少なくなる間の農業を助けるよう  
な、そういうプログラムを組んでいけないかとか、あるいは宿泊施設のリニューア  
ル関係を改善できないかとかいうことで、今考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） この事業は1.8億円の交付金で、各市町村が思うような施策  
ができるということでありまして、早く申請しないと交付金がもらえないと聞いて  
います。ですから早めに手を挙げていただいて、これをぜひ勝ち取っていただきた  
い。また、1.8億円がなくなれば、もうそれで終わると聞いておりまして、でき  
れば早く手を挙げて、町長もやる気をもって、ぜひ交付金を勝ち取っていただきた  
いと思いますが、厳しい審査があるということを聞いています。その辺の内容をど  
のような方向で申請されたいのか、総務企画課長ひとつ。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

今回のリーディングプロジェクト推進枠というのが1.8億円ということです。  
これは奄美群島12市町村で1.8億円ですので、そんなに大きなといいますか、  
大きな事業、ハード事業とか、そういうものはできない。ソフト事業に限定され

ていくのかなと思っています。審査方法としては、先着順というのがあると思いますが、奄美広域事務組合のほうで取りまとめをいたしまして、県の離島振興課に上げて、今回の答弁にありました「奄美らしい観光スタイルの構築」だとか、「世界自然遺産ロード」とか、「スポーツイベント」とか、このテーマに沿った関連する事業でないと、こういったテーマに対する効果が大きいものということで、やはり審査は厳しいものになるかとは思います。私たちも推進枠につきましては、積極的に事業計画もしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 今、総務企画課長が答弁したとおり、「世界自然遺産ロード構築に向けた戦略的交流促進」、私は、ここが一番引っかかっているのです。要するに与論は世界遺産に入っていないのです。ということは、恐らく奄美群島が世界遺産になりますから、そこを主体として、この予算を組んでいるのではないかと、そういうふうに私は考えています。そういうことで、最後に町長の決意の言葉をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） せっかくこういう枠が出たわけですが、我々与論としましても、この世界自然遺産から取りこぼされて、与論だけが何もなかったということにならないように、とにかく奄美から沖縄に行く間の人たちを何とか与論にとどめられるような方向で努力をしてまいりたいと思っています。

○4番（林 敏治君） 以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

次は、9番、林隆壽君に発言を許します。

9番。

○9番（林 隆壽君） 久しぶりの一般質問に登壇いたしました。そのため大変緊張しております。声が小さい時にはお叱りいただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、今から一般質問を行います。

農業は、国の基であり、すなわち本町の基でもあります。観光産業の振興以上に農業の振興発展なくしては、本町の経済振興もあり得ないと考えます。

また、本町においては、自然災害に比較的強いとされるさとうきび生産の安定を確保するため、町行政の農業政策が不可欠であり、ひいては観光産業振興にもつながるものと確信しています。今回の一般質問は通告書に従い、さとうきび生産振興と耕地面積の流動化に絞り質問をいたします。

1 さとうきびの振興について

- (1) 平成29年度産さとうきび収穫においては、年内操業が25年ぶりに行われ、12月25日までに3,500トンが搬入されているが、今年の生育については、台風22号被害による原料きびの収穫量の減や品質低下から、さとうきび農家の所得減が懸念される。こうした状況の中において、次年度への再生産意欲向上につなげる年内操業の継続と生産農家への支援が必要と思われるが、どのように認識し、どう対応していく考えであるか。
- (2) 今年度のさとうきび収穫形態は、11台によるハーベスター収穫委託が67%、手刈り収穫が33%となっている。徳之島や沖永良部においては、95%以上がハーベスター委託で収穫しているが、本町におけるさとうきび生産の収穫作業受託組織の現状をどのように認識し、将来に向けてどう対処していく考えであるか。

## 2 さとうきび及び飼料畑の推進について

- (1) 現在、畜産においては、総頭数5,310頭、年間子牛出荷量2,500頭、販売額は約15億円以上となっており、子牛生産は順調な推移を示しているが、それに伴って飼料畑が不足している状況である。全耕地面積1,050ヘクタールの中に飼料畑が約400ヘクタール、さとうきびが約450ヘクタール栽培されているが、この作物別栽培面積の競合の現状をどのように認識し、どのようにさとうきび及び飼料畑の推進をしていく考えであるか、お聞かせいただきます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えいたします。

さとうきびの振興について、年内操業の継続と生産農家への支援をどうしているかということです。

国の補正事業を利用しまして、今後の生産性向上を図る目的で肥効調整型肥料の導入を進めているところであります。また、年内操業につきましては、会社側の意向もございまして、3月中旬までに操業を終えることで、早期春植や株出しを含めた適期管理作業が行える体制づくりで、生産性の向上を図る目的で年内操業が行われています。このことから、これらを念頭に置き次年産対策として、糖業振興会の予算編成で生産者の負担軽減や生産性向上対策に向けた生産意欲向上につながる取り組みを講じてまいりたいと考えています。

次、さとうきび生産収穫作業委託組織の現状、あるいは将来に向けてどうするかということです。

さとうきび生産者は、兼業や高齢化が年々進んできており、今後もますますハーベスター受託への移行が増えてくる傾向にあります。

現在、ハーベスター連絡協議会が組織化され、11台で収穫の受託作業を行っています。

御指摘のとおり、ハーベスター連絡協議会において、地区割り等を含めた作業を行っていますが、年々ハーベスター委託が進む中、現在の台数では、大変収穫に苦慮しているのが現状です。今年3月に新規に1台導入が予定され協議会員の負担も軽減されると思われます。

しかしながら、まだまだ台数不足であり、オペレーターの新規掘り起こしは糖業振興会の重点課題の一つとしてもあげており、担い手の育成も含め、関係機関一体となった取り組みを講じてまいりたいと考えています。

次に、さとうきび及び飼料畑の推進についてです。

平成28年度の主要農畜産物に係る作付面積の実績につきましては、さとうきびが423ヘクタール、飼料畑が377.7ヘクタール、輸送野菜は48ヘクタール、花きが4.5ヘクタール、果樹が4.5ヘクタールとなっております。

御指摘のとおり、限られた耕地面積の中で、多品目にわたり農産物が作付されており、品目間の競合が課題の一つでもあります。このような中で、町技連会を中心となり、各品目別経営類型を作成し、農家の経営安定を重要課題として、各部会間で連携し、反収向上対策についての取り組みや推進を行っているところです。

畜産につきましては、年々飼養頭数も増え、それに伴い飼料畑の確保も重要なになってきており、特に冬場の粗飼料が不足することから粗飼料の反収向上を目的に年2回粗飼料種子の一部補助を行い、反収向上に努めているところです。また、近年機械化が進みつつあり、粗飼料の多い時期に、土地不足対策及び飼料管理技術向上として乾燥及びサイレージ技術によるラッピングも行われ、土地の回転率の向上が図られています。

また、さとうきびの振興におきましても、製糖会社の安定継続も含め、さとうきび増産計画に基づき、平成37年度産目標を440ヘクタールとし、機械化に対応した品種の導入などを行い、反収向上対策を図りつつ、限られた耕地面積の中で、他の作物との競合を避け、バランスの取れた輪作体系や耕畜連携体制を推進し、農家の経営安定に努めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目が年内操業への対応と、さとうきび生産農家への何らかの支援策についてです。今年は年内操業によって、農家が得た所得は出荷量が3,500トンに対し、約6700万円の販売額です。正月を迎える準備をされていたキビ農家は大変心強かったと思います。台風22号の被害で、出荷量と単価が減となったの

は残念ですが、さとうきびを栽培していて良かったとの思いがあったのではないでしょか。このことが次の再生産意欲となって、早期春植えや肥培管理への意欲につながっていく、そして、来年度への年内操業に向けた高品質の収穫用キビが確保されていく、この繰り返しが反収の増や単価の向上につながっていく、このことが生産農家の所得向上にとどまらず、ひいては製糖工場の安定操業にもつながっていくと確信します。そのためには、恒常的な年内操業が必要不可欠となります。町長は年内操業維持の対策を強く進めていただくよう、改めて強く要望をいたします。

年内操業については、聞くところによると2年間の試験をしていきたいということですが、2年間では何もなりません。やはり恒常的な年内操業を主眼において取り組んでいただきたいと思います。このことについて町長に改めてお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この年内操業につきましては、一昨年のさとうきびは3万5000トンということで、大変豊作でしたので、会社へも強く要望いたしまして、年内操業にこぎつけたのです。この2年創業の目的は、林議員がおっしゃるように、農家への正月前のお金が回るということもございますが、生産組合としての大きな目的は、早く春植えをし、株出しをして次の年に向かって生産性を向上していくというのが大きな目的ですので、そういう面からも今年少し少なかったからといって、そういうことではなくて、年々これが向上していくように、好循環になるように強く年内操業を今後も会社のほうに要望してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ありがとうございます。やはり2年間で、今年は悪かった来年も悪かったからもうやめようではなく、今年が悪かったからこそ、この年内操業の利点というか特典を生かした、そういう適期上付き、夏植えの植え付けなりというのを強く推進していっていただく、そして製糖会社に納得をさせていただくというのが一番いいのではないかなと思います。そういう意味では、今年、来年が勝負時ではないかと思います。よろしくお願いします。

それから、農家への支援策で肥効調整型肥料の導入とは、この事業はどんな事業でしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

これは、国の補正予算事業が今年度きまして、確か3月19、20日と、その翌々日ぐらいに、さとうきび生産農家へお配りしますが、さとうきびの肥料が1回で済むような調整型の肥料でして、早熟型が70%入っていまして、普通の奄美きび538とかは、元肥であるという考え方で、これは1回入れれば人的作業も減る

という肥料でして、これを今年度も国の補助事業によりまして、これを導入して3月中旬にはお配りしたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） これは、いわゆる緩効性肥料ということでよろしいですね。

○産業振興課長（町島実和君） はい。

○9番（林 隆壽君） ぜひこれも進めていただきたいと思います。

私が農家への支援と言いたいのは、現在実施している苗代の2分の1助成がございます。それに早期に植え付けてくださった農家に対して、ご褒美として、それに上乗せしてあげる。夏植えでも早く適期で植えつけければ苗をもっと安くしてありますよという、そういう特典を与えて農家に対して、来年度につながるような、そういう意欲を持たせるというのも一つの手ではないかと私は考えていますが、これはどうでしょうか、産業振興課長に伺います。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

現在、今までさとうきび生産で一番ネックになっていたのが、調苗といいますか、ニガ苗を自分の家でつくるというのが苦になっていた高齢者の農家さんもいらっしゃいまして、調苗班というのを設置しまして、平成29年度の夏植え用4人の方々で、約9町3反歩ぐらいの苗、これが1反歩当たり大体3,300本で配布していますが、そういう調苗班もつくって、ものすごく農家のほうからは、これはいいという反響も得ておりますし、こういったものを頭に置きつつ、こういったことももう少し広げていけばいいのかなとも思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 今説明されたことも大切ですが、私が言いたいのは、こういう減収になって、収量減という時に町単事業で何かやりますよという、ただひっかりなしにお金を出すのではなく、やはり早い時期に植え付けてくださった人、適期でやった人、あるいは肥培管理を徹底した人に対して、少しお金で手助けをするという形の町からの教えというのも、私は、さとうきび農家には大変効くのではないかなど思いますので、ぜひそれも検討されてください。答弁はいいです。

それでは、2点目に移ります。

受託作業組織の推進についてです。さとうきびを推進するうえにおいて、現在、本町で稼働している11台のハーベスターでは65%の委託の処理能力の限界にある現状だと聞き及んでいます。収穫作業受託組織を推進するにしても、ただ機械の

導入をすればいいものではないと考えます。ハーベスター稼働に関わるオペレーターの養成や組織の編成と一朝一夕にはできない案件です。これまでに関係機関で、こういう将来のことについて検討されたことがございますでしょうか、産業振興課長、お聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

このハーベスター組合といいますか、機械化組合の組織体系ができないかということは、2、3年ぐらい前からずっと問題にあがっておりまして、株出し管理作業の機械化組合とか、そういったハーベスターの機械化組合とともに関連しつつ、今年の3月23日では、もう1台の新しいハーベスターが入ることにもなっています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 第5次総合振興計画の農業振興においては、農業が多くの人々として選択される自立可能で魅力あふれる産業となるよう条件整備と人材に努めるうたっています。早急にさとうきび政策の中長期的計画を策定し、段階的に進めていくことが、将来の本町農業の振興に寄与すると考えています。

ちなみに、平成27年度に策定されました与論町総合戦略の中では、農業について、「温暖な気候を生かし、農畜産物のブランド化の推進」とうたっていますが、さとうきびについては、ブランド化は必要ないと考えます。再生産が可能な環境を構築していくことが重要であると思います。さとうきび再生産可能な条件整備と人材育成を強力に推進していただくよう、再度要望いたします。最終的には何台ほど導入する計画であるか、これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今ありましたように、現在11台で12台目を購入する予定ですが、その結果によって、最終的にあと何台必要かということをさとうきび生産組合と連絡を取りながら計画を立ててまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） これを今から議論して始めようということでは遅いのです。もう今のうちから真剣に、さとうきびはどのぐらいあるべきだ、この面積でこれくらいあって、総生産はどのぐらいにしようと、そういう長期的な計画を立てないと、畜産もひつきりなしに伸びてしまうと飼料畑がなくなつて、あとはしつちやかめつちやかなります。やはり、中長期的な農業政策というのは絶対必要だと思います。

そういうことで、この受託作業という観点から長期的な計画を立てて、そして、農業全般にわたっていって、町の農業政策というものを確立していただきたいと思

います。強く要望しておきます。

それから、3点目に移ります。

栽培面積の競合についてです。

第5次総合振興計画において、農業の振興の中に、1、若手農家や担い手農家の育成。2、農地の効率的な利用による農業生産体系の確立、3が土づくりで、この三つがうたわれています。農地の効率的利用による農業生産体系の確立でうたわれている具体的な内容が、「島の限られた農地をより効率的に活用し、農業生産体系を確立するため、生産性の高い園芸施設率の向上と、さとうきび、畜産を中心とする担い手への農地流動化を進めるとともに複合経営や耕畜連携による経営の安定化を進める」と載っています。

農地流動化においては、現在も御苦勞されながら推進されていることは、承知していますが、さとうきび畑と飼料畑の競合については、ぜひとも耕畜連携等による農地流動化や輪作体系等で解決の糸口を見出させていただきたい。

また、本町にはまだまだ遊休地が点在していると認識しています。また、ほ場を回ってみると、放置さとうきびといいますか、牧草地などがあちこちに点在しているのが見受けられます。遊休地活用とあわせて農地流動化を促進して、ほ場の有効活用を行うことが急務であると痛感し、早急に実行していただきたいと強く要望いたしますところです。

ここで、農業委員会事務局長にお伺いします。現在の流動化の状況と、これから進め方について具体的にお聞きします。例えば、将来において農地流動化管理組織等を設立して推進するなど、そのような対策は検討してないかお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 野口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口芳徳君） それでは、お答えいたします。

流動化につきましては、産業振興課のほうで把握していると考えています。

農業委員会のほうでは、現在、平成29年3月の管内の農地面積が1,198ヘクタールということで把握をし、遊休農地の調査、昨年8月から10月にかけて行ったときに、1.1ヘクタールということで報告がございます。現在、その解消に向けて農業委員の農地利用推進委員で対策をしているところです。

そして、今週の文書の中で、農業者等意向調査というものを農業者もしくは農地を10アール以上所有する方々にお配りしてを調査を行います。その中で、これから農業、または農業を営んでいる方々の今後の方針等を調査いたしまして、それとともに農業委員、農地利用最適化推進委員が訪問し、今後の施策に役立てていけるような活動を取り組んでいます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ありがとうございます。この農地流動化というのも難しいことではありますが、耕地面積の小さな与論島では、必ずやらなければいけない、やはり有効利用ということをするためには流動化、この人はたくさんつくり、この人は適當な、そういうものを流動化によって、その農家に流動するという、そういう有効的な活用というのをしなければ、先ほども言いましたように管理組織とか、名称は別として、そういうものを設立して強力に推進して、農家が安心して貸せるとか、いわゆる農地銀行ですか、そういうものをつくって強力に推進しなければいけない時期にきているのではないかと私は思います。

先ほどの課長のお話でもありましたが、今から強力にやるということですので、私の言った管理組織も頭の隅に置いて考えて行動していただきたいと思います。

ちょっと簡単ではございましたが、今回さとうきびと、農地の流動化に絞って質問をさせていただきました。施政方針にもあったように、今年度から第5次与論町総合振興計画の第3期の最終期に入っています。さとうきび並びに畜産など、これから農業は、今年の3月9日にチリにおいて署名式が行われ、発効に大きく前進し、現実のものとなったTPPなどの貿易の自由化への対応や、二国間貿易等関税の撤廃をせまっている米国からの圧力など、前途が厳しいことが予想されます。

しかし、一方では野菜、花き、園芸や肉用牛において、従来の国内向け農業だけではなく、外国への輸出型農業への可能性も広がってまいります。したがって、本町においても、腰の強い農業基盤の構築が急務であると考えますので、皆様方のさらなる御努力に御期待申し上げて、最後に町長に、このことで決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。林議員がおっしゃるように、本町の基幹産業、本町の人々の生活の基盤である農業というのは非常に大事なことではないかなと思います。この農業で島が発展するためには、おっしゃるように約1割の遊休地をどうしていくか、あるいは農地の流動化をどう図っていくか、大変重要な問題だと考えています。島に若者が帰ってきて農業をしよう、畜産をしようと帰ってくる人たちが増えるように、そういう島になっていかなければいけないなと思っています。そういう島にするために今後取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 皆様方のこれからの一層の努力を御期待して、簡単ではありませんが、質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 9番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君に発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 三つほど質問をさせていただきます。

1 閉鎖されている県道の開通について

(1) コースタルリゾート駐車場付近の一般県道与論空港茶花線から臨港道路への交通は交差点が閉鎖されているため、一旦、一般県道与論島循環線を迂回する方法しかなく、不便をきたしているとともに、安全面からも改善が必要であると思われる。閉鎖されている両側の道路を開通し、安全な交差点にすべきだと痛感するが、町長はどう考えているか。

2 水道の水質検査について

(1) 施設入所者が入浴後に湿疹が出て肌がかゆいとのことから、施設が独自で水質検査行ったところ、硬度基準値は満たしているものの、水質にも一因があるのではとの不安の声があるが、他にもこういった事例はでてきていなか。また、水質検査の現状はどうなっているか。

3 水道水の安全対策について

(1) 水道水の安全性を確保するため、水源地への侵入防止策や監視カメラの設置等を行い、テロなどの犯罪防止対策を緊急に講じるべきだと痛感するが、現状はどうなっているか。

以上、三つについて質問いたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 閉鎖されている県道の開通についてという質問です。

当地区は、茶花港への新しい道路が開通したことで、変則的な交差点になっておりますが、道路設計時に臨港道路管理者と鹿児島県公安委員会との協議で危険な交差点を避けるため、現在の形状になっていると聞いております。当交差点を起点とする県道空港茶花線改良整備事業が、今年度より線形測量が着手され、道路拡幅に加え、歩道の設置を予定しております。

今後、交差点については、県道管理者と県公安委員会との間で協議がなされ、安全な交差点に改善されるものと考えています。

次、水質検査についてです。

施設入所者の入浴後湿疹や肌がかゆいとの御質問でございますが、現在のところ、他からの事例はきておりません。しかしながら、サンゴ礁で形成された本島特有の地形から硬度が高い現状にあり、電気透析装置で硬度低減化を図り、給水しているところです。また、水質検査の現状としては、水道法水質検査機関登録を受け

ている検査機関で、毎月の検査と、年1回全項目の検査を実施しております。本町においても、麦屋と茶花の末端の蛇口水で毎日検査を実施しており、検査結果については、水道法に基づく基準値以下で維持しておりますが、硬度の面でも、より良い状態の水を供給できるよう、予算確保を考えながら、電気透析装置の更新等を検討してまいります。

次に、水道水の安全対策につきまして、水源池、浄水場、配水池等の水道施設には、関係者以外の立ち入り禁止看板の設置、忍び返しフェンスの設置、取水井戸蓋の設置、入り口にも施錠をし、日中は、職員1人常駐で管理しているところです。

テロ対策については、全町民の生命に関わる重大なことですので、他の水道事業者などの対策情報を収集し、対策については万全を期してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 質問いたします。

今質問します交差点につきましては、誰がどう考えても安全ではないと私は思っています。非常に説明が雑なので、私のほうの質問も雑だったのかもしれません、まず交通弱者のための道路という配慮は全くなされていない。今ですと、近くの建設会社の柱とガードレールとの間を横になって抜けて渡っているのです。

そして、渡れる人はいいのですが小学生とか中学生とか、荷物を持ったおばちゃんたちが渡るのは容易ではありませんし、身体に障がいがある人たちは、そこから通れません。

そしてまた、新設された県道を横断して、例えば一番利用度の高い郵便局、それから農協、それから買い物をするところなどへ行くためには、どうしても1回県道に渡って、県道から更に渡ってということで、高速で車が走っている道路ですよね、今の新しい道路は。これを子供たちが通学するときに、もしガードレールのそこを抜けていなければ、危険を伴いながら通行しているということになります。危険な交差点を避けるため、現在の形状になっているとなっていますが、全くそのように思われないのですが、もう一度お尋ねをします。

今の新たにつくる道路というのも今から6、7年ぐらい前、私が公民館長をやめて翌年に道路をつくりたいという陳情の印鑑を持って回っていましたから、それから6、7年経っていますが、それからしても、ずいぶんその頃からずっと心配の種ではあったのですが、もうすぐできるだらうなということではありましたが、今からここにいろいろな整備事業を加えていくのですが、そんなに大げさにする、もちろん新しくつくってもらうのはいいのですが、それまでには時間がかかります。できるだけ早急に安全を図るべきだと思いますが、課長に前も説明していますから、

課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 大角建設課長。

○建設課長（大角周治君） お答えします。

御質問の交差点は、もともとの臨港道路と新しく県道与論島循環線が、ちょうどX状の中心部にちょうど空港茶花線が突き刺さるような形の変形の5差路という形状になっています。

しかし、臨港道路部分は、今おっしゃられるようにガードレールで閉鎖をされていまして、そこから通れないために迂回をしたような形で茶花市街地に、歩行者あるいは自転車の方々が安全性の確保ができないという御質問だと思うのですが、基本的に交差点の線形、形状とか、横断歩道の設置位置等については、公安委員会との協議になろうかと思います。

今、平成25年度に要望があがった空港茶花線の拡張整備ということで、やっと採択できまして、今年度から測量が始まっています。これで今事業が継続して続いて完成した暁には、ここは歩道付きの9メーターほどの道路になっていくと思います。ちょうどそこの出口の部分がかかるものですから、その時に、今もやっているのでしょうか、県と道路管理者と公安委員会との間で協議がされて線形が確定し、この部分の危険度が軽減されるのではないかと考えています。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町俊策君） 現状は、安全が確保されているとは全く思いませんし、今課長の説明があったから分かりましたが、とりあえずは事故というのは、いつ起こるかわからないわけで、ましてや小さい子供たちにとっては非常に危険な場所です。ぜひその辺を配慮されて、とりあえずの安全対策を加えていただけるように、県のほうにも申し入れしていただきたいと思います。ある意味、これはもし事故があったら責任問題としては重大な問題だと思います。

次の水道の水質検査ですが、苦情を受けて水道課に行って、いろいろ聞いたりしたのですが、毎月の検査と年1回全項目の検査を実施しているということですが、毎月の検査は確かに私がもらったときには、12月のものしかもらっていないかったので、できれば年に最低2回はすべきではないか、いわゆる夏と冬とでは水質が変わるものではないかと、また需要と供給のバランスも変わってくるのではないかと、そういった中で、ぜひ検査は夏場も必要ではないだろうかという思いで書いたのですが、毎月検査をしているということですが、そのほかに全項目の検査も年に2回は夏と冬はしていただきたいなという思いです。要望いたします。

それから、入浴後、湿疹や肌がかゆいという施設側の問題ですが、実は私、このことについては前から知っていました。知っています、その問題は水道の水は関

係ないよと、あなた方の受水タンクとか、あるいは施設内の風呂場の清掃によるものではないのかということで言っておりましたが、改めて今回またそれを言われたものですから、それでは、一応町に対しても町水は重要な問題であるから質問するということで質問をしているのですが、今後私も、そのことについては逆に注意をしてまいりたいと思っています。

2番の質問は終わります。

それから3番目の水道水の安全対策ですが、これはテロという大げさな問題でなくても、要するに、精神異常を来した人ということでありまして、こういった人たちが、いきなり水道、私もよく知っているわけですが、水源池については、よく分かりますが、しかし、鍵があるからということでの問題ではなくて、鍵を開ける前が重要です。ですから、鍵というのは、やろうと思えば簡単に壊れるわけで、その以前が重要でありまして、できれば新庁舎ができるならば、新庁舎の中から監視するというようなことで、夜も昼も安全ですよということをぜひお願ひしたいと思います。

それから水質につきましては、どうこう言うわけではありませんが、従来のあれで、透過膜の洗浄を行っているところを見たりしていまして、水道課の人たちが、だいぶ苦労なさっているということは重々知っております。ただ、販売されている水も相当増えています。これについても、町水道課側としては、それらのこともやはり意識すべきではないだろうかという気がしますので、あえて水道水の安全対策について質問いたしました。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。3時10分から再開します。

—————○—————

休憩 午後2時58分

再開 午後3時07分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、川村武俊君に発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊でございます。

2018年第1回定例会において、先般の通告に基づき質問をいたします。

1 観光振興対策について

(1) 世界文化遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つである今帰仁

城跡と関連して、与論城跡と世之主の墓（和泊町）がある。和泊町と連携して関連遺産として追加登録を推進し、観光振興を図る考えはないか。

## 2 むし歯予防対策について

(1) 子供のむし歯予防対策は、どのように取り組んでいるか。

## 3 島外医療機関受診に係る旅費負担の軽減について

(1) 子供の島外医療機関受診の際の宿泊費及び交通費の負担が大きく、子育て世帯から軽減対策を講じてほしいとの切実な声があるが、町長はどのように認識し、どう考えているか。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えします。

観光振興対策について。

世界遺産には、自然遺産、文化遺産、複合遺産があり、文化遺産は、歴史・芸術・学術上、重要な世界的価値を持つ記念物、建築物、遺跡などとなっています。この登録は、文化庁へ推薦書を提出し、文化庁で審議された後、ユネスコへ申請という流れのようです。

世界自然遺産の登録基準が、自然景観、地形・地質、生態系、生物多様性のうち1つ以上の世界的に重要な価値を持っていることとされています。先に世界自然遺産登録された今帰仁村から情報収集を行い、有識者の御指導をいただき、鹿児島県と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

次に子供のむし歯予防対策です。

近年幼児期において、上手に噛むことができない、飲み込めない子供が増えてきておりますが、これまで、本町の歯科保健対策として、乳児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診及び5歳児歯科検診実施による保健指導や2歳児フッ素塗布・2歳6ヶ月児フッ素塗布補助を実施するなど、乳幼児の歯科疾患予防に取り組んでまいりました。

今年度策定する与論町民健康づくり計画の中にも、こども園や学校において、「むし歯予防効果の高いフッ化物洗口を推進する」という文言をうたい込むことになりました。

これまで、このフッ化物洗口に関しては、過去の歴史の中で危険な薬物であるという偏った考え方から、反対されることが多く、実際現在もある一部の方に、かたくなに反対される方がおられることも事実であります。現在では、厚生労働省のガイドラインやWHOなど国内外において正しい使用方法であれば基本的に安全であることと、むし歯予防の有効性が示されております。

鹿児島県歯科医師会においても、学校やこども園における集団でのフッ化物洗口事業を推進しておりますので、本町としても今後第2次与論町民健康づくり計画「健康よろん21」の中で、「80歳になっても噛んで味わう幸せを感じるまちよろん」をスローガンに掲げ、子供たちのむし歯予防対策としてフッ化物洗口を推進するとともに、歯と口腔の健康増進に努めてまいりたいと思います。

次に、子供の島外医療機関受診に係る旅費負担の軽減についてです。

現在、本町においては、重度障害者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業を実施しており、重度障害児または、その家族等が障害の治療のため島外の医療機関に通院する際の旅費の一部を年6回までを限度に助成しております。

また、難病・重病者以外にも、特に与論町外の医療機関で専門的な治療を行うため、高い頻度（1年間に4回以上）で通院が必要であると医学的所見が認められ、医師の診断書を添付して申請があった場合も助成の対象としております。

外海離島の地理的条件の悪い本町にあっては、障害者のみならず、あらゆる子供たちが島外医療機関を受診する際には、多額の費用がかかり負担が大きいことから、助成策の必要性を認識しております。

しかしながら、今後、大きなプロジェクトも目白押しの中で、町の財政が厳しい状況にあり、様々な観点から優先順位を考慮しつつ、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） まずははじめに、観光振興対策についてですが、今年の夏の登録を目指す奄美・沖縄の世界自然遺産、貴重な自然の保護と来島者の増加による経済への効果が期待されているところです。

登録が実現すると、鹿児島県、沖縄県と圏域を越え、本来の琉球弧が自然遺産によって結ばれるところです。双方は、近世の薩摩侵攻後、人為の北緯27度線が引かれました。このように圏域によって異なる歴史を歩んできましたが、自然遺産によって、自然の形に近い状態が生まれる可能性が出てきました。

また、マルエーフェリーが屋久島航路を開設しました。屋久島を含めると南西諸島に世界自然遺産が五つ存在することになります。南西諸島を結ぶ海道がさらに充実してきます。観光の面及び経済的効果が期待されるのです。

本町にとっては、この世界自然遺産実現に向けて、どのような与論町独自の取り組みをされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

自然遺産の場合には、希少動植物の生息とか、あるいは人々の生活の文化交流と

か、そういうものも含まれての自然遺産登録かと考えていますが、我が島には貴重な海があり、リーフがあり、イノーがあって、そういうことを対象にして何とかならないかと、いろいろ模索をし、機会を捉えて陳情をしたのですが、やはり希少な動植物の生息ということになると、なかなか弱い点があるということで、今のところ取り上げられておりませんが、この自然遺産登録につきましては、先ほどから申し上げますように、与論だけ、あるいは沖永良部、与論が抜けてしまう、徳之島からすぐ沖縄北部に飛ばないように、そういうことを観光客が島伝いに伝つていくような方策を何とかとらなければならないということで、今、県ともいろいろな方向で話しているところです。

また、船の航行、あるいはヨットでのクルーズとか、いろいろな方向で打診をしながら、何とか与論に来て与論の海の良さを人々に知らせるような方向でもついていかないかと、今後もまた努力を続けてまいりたいと、各方面への陳情も申し上げていきたいなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 奄美大島1万1544ヘクタールと、徳之島は2,434ヘクタール、そして沖縄北部5,133ヘクタール、西表島1万8835ヘクタールの計3万7946ヘクタールの生態系、生物多様性の遺産が実現しようとしているのですが、現在そういったことを踏まえて、沖縄は観光ブームで、県内市町村においても人口が増えているところです。

全国では、都市圏を除いて人口減になり、経済的にも影響を及ぼしているところです。私たち与論町もなかなか人口増ということにはなりませんが、この機会を捉えて人口をいかに増やしていくか、そして、経済効果を図っていくかというのが、これから課題だと思っています。国道58号線は、鹿児島を出て奄美大島を通り、そして沖縄を縦断します。目には見えませんが、この58号線は鹿児島を出発して、各島々を渡り、そして沖縄を通り、八重山諸島を通り、そして台湾まで到達をし、東南アジアまで達していると私は思っています。これをルート58号と私は言っていますが、それは、私たちの祖先がたどってきたルートであり、そして切り開いた道だと思っています。そこには、歴史的・文化的・経済的効果を生んでいると思っています。ですから、この機会を捉えて、例えば、新しい与論独自の秘策を打ち出していく必要があるのではないかと考えています。

例えば、今、東南アジアや台湾の方たちが、日本語学校の留学が盛んになっていると言われています。例えば、本町においても、日本語学校を誘致し、東南アジアや台湾の学生の留学を進めていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変ありがたいことだと思います。今、我々与論の観光が進めている分につきましては、なるべく本土からの誘客を考えているのですが、今、沖縄のほうは、アジア系のお客さんもたくさん増えているのも事実です。

しかしながら、奄美群島の中で、アジア系の皆さん方を対沖縄、あるいは対鹿児島から北を考えたときに、受け入れることはちょっと難しいのではないかとも考えていますので、より長期滞在型の、例えば、ヨーロッパあたりのお客さんとかというのをお迎えして、ゆったりとした島を御案内できればと考えていますので、来年あたり観光協会と協力をしながら、外人向けのパンフレットの作成とか、そういうことからきめ細かく一つ一つ進めていければ、受け入れ体制としてもできるのかなとは思っています。

ただ、留学生につきましては、これはいろいろな専門的なこともありますので、その辺については、沖縄の県民大学だったですか、何とか大学とかというのが結構ありますので、その辺はまた教育委員会の方々を中心にいろいろな研究をしながら、できれば与論でしかできない何かを広く言えば世界に発信できるような受け入れ体制に向けていければありがたいなと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 沖縄へ行きますと、各市町村内に地元の物産が多くあふれています。それが島民を支え、また観光浮揚を後押ししていると思うのです。それに比べ、与論にはそういった物産とか野菜なり、くだものなり店に行けば島内産が少ないとと思っています。沖縄が、なぜこういったのが盛んかというのは、やはり琉球王国の時代、中国との貿易をした商人の精神というのがあるのではないかと言われています。ですから、本町でもそうしたものを観光の後押し、観光の浮揚に、こういった点を改善していければ一番観光の後押しになると思いますが、いかがでしょうか。商工観光課長。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

特産品の開発については、特産品を含め第6次産業については、非常に観光と密接な関係というか、いろいろ関係課と連携を図りながら、もっと良い商品が出るよう研究してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 世界自然遺産の中に、世界文化遺産というのを沖永良部、与論、これを組み合わせて、観光の流れというのをつくっていければということで、世界自然に向けての取り組みをお聞きしたのですが、やはり世界文化遺産、琉球王国の城（ぐすく）及び関連遺産群の一に今帰仁城の関連で、やはり与論にも与論城

跡や和泊の世之主が存在しています。こういったものを世界文化遺産と合わせて、私たちも取り組む必要があるのではないかと思っています。

もちろんこれには、やはり沖縄県の今帰仁村、和泊町、こういったところとの連携が必要になってくるのです。もちろん日本では文化遺産の追加登録という経験がございますので、これを研究し踏まえながら進めていければ、本当に与論町が発展する、そういう材料になっていくのではないかと思いますが、本当にハードルは高いと思います。やっていく価値は大いにあると思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かにおっしゃるとおり、琉球王国のグスクと関連して、与論城主、世之主の墓等、そういう関連が本当に今帰仁村のほうで、ああそなんなどという立証がつかめるということであれば大変ありがたいなと思います。

今、奄美で進行しているのが、日本遺産という形で奄美群島文化財保護審議会審議協議会が中心になって進めている取り組みがございまして、この琉球の文化圏を一つの奄美・琉球文化圏を日本遺産という形でできないかという取り組みも一方では持ち上がっているようですので、そういうところ等とも関連付けながら、この与論のグスクの城跡を生かせるような、あるいは、そういう文化を大事にできるような方向にどちらかでもっていければと思っております。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 取り組みをひとつお願いしたいと思います。

それでは、二つ目に、子供のむし歯予防対策についてですが、毎年学校訪問をするたびに、先生方からむし歯のことについて必ず出されるのですが、何とか対策がないかということで、私もいろいろ関係者の方から聞いているのですが、これまで各小学校での取り組み等をどのように考えてこられたのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） むし歯予防については、学校のほうで目標を決めながら、とにかく歯医者さんにかかる率を高めようというのは、一生懸命やっています。なかなか家庭が忙しかったり、券を発行しても行かなかったりということですが、養護教諭を中心に、むし歯を予防することとしていますが、このフッ化物については、強力に私たちは推し進めていくということではなくて、むし歯予防の中の一環として取り組んでいくというので、全学校これを中心にやろうということは踏まえておりませんが、進めてはいるところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） フッ化物洗口法についてですが、これは平成24年度よりハレルヤこども園が実施をしているところです。このデータを見ますと、乳歯の1人平均むし歯数が、ハレルヤこども園は2.76人、町立3こども園のが3.50人となっています。もちろんフッ化物洗口が効果を上げているとみても、よろしいかと思います。それでお尋ねをしたいと思います。3こども園の園長さんにお聞きしたいと思います。これまでフッ化物洗口を取り入れなかつた理由というものがございましたら、お答えしていただきたいと思います。順番にお願いします。

○議長（福地元一郎君） 順番にお願いします。

富与論こども園長。

○与論こども園長（富 千加代君） お答えします。

フッ化物のお話が出たのが、ちょうど那間こども園にいた頃だったかと思っています。もう7、8年ぐらい前だったと思います。その頃に初めてお話を伺って、私も時々島外に出ることがありまして、島外でフッ化物に関する情報をちらっと耳に入れていました。そういう矢先のことで、当時の園長高田りえ子園長と、阿多副園長のもとで一緒に調べた結果、あまりよくないということも出てきまして、いいところもあるが、あまりよくないというところも情報として入ってきました。

そして、その数年後、私が与論こども園か茶花こども園、どちらかにいた時に、保健センターでフッ化物について説明がありました。その時の記憶がしっかりとないのですが、私の中にしっかりと入っている部分としては、鹿児島県で実験的に進めてみるというようなところをおっしゃっていたのを私は記憶していました、鹿児島県では進めているところも結構あります、ですが鹿児島県から北のほうにいくと、そういうふうに園とか学校でやっているところが少ないということが当時分かっていました。わざわざ鹿児島県で、実験的にしなくてもいいのではないかという私の中には思いがあります。ですが、私個人的には園としては勧められません。保護者で御自分たちでやる分に関してはいいかと思います。保護者の了承のもとでですが、園全体としては、ちょっと進めていく上でもいろいろな支障があるかと思いますので、と考えています。子供のむし歯に関しては、とても重要だと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 次、阿多茶花こども園長。

○茶花こども園長（阿多とみ子君） お答えいたします。

先ほど富園長のほうからもありましたけれども、フッ化物についての講習会とか研修会には数回出て先生のお話とかを伺ったり、また町の歯科医師、保健師等のお話を聞いているところなのですが、その情報もいろいろ、二つあります、そのほ

うもじっくりと検討しながら子供たちが乳幼児期であるために、まだ3歳、4、5歳、上のお子さんを対象とはしているのですが、その辺も十分に把握しながら、そのほかの保育士の仕事量、それから安全性、薬の保管、記録、そういうしたもの等も考慮しながら、上の方とも相談し、3園共通して一緒に取り組んでいける時期にやっているかなと今考えているところです。

保護者のほうで、単独で家庭でフッ化物洗口されることは、それはいいのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 池畠那間こども園長。

○那間こども園長（池畠あけみ君） お答えします。

与論こども園や、茶花こども園の園長のおっしゃることと一緒にですが、このフッ素のフッ化物については、2年前に3園で話し合いがありました。それで、いろいろ保健センターの方がいらっしゃったり、鹿児島の先生がいらしてやってもらいましたが、やはり一人一人に付いてフッ素の飲み込みとか、安全性が保育士だけでは危ないのではないかという意見に至り、町立3園で話し合って統一していこうという話し合いで終わっています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これは、厚労省のフッ化洗口ガイドラインという資料ですが、これによりますと、対象者がフッ化物洗口は、特に4歳児から14歳までの期間に実施することが、う蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されているということです。

それと、薬剤管理上の注意点としまして、集団応用の場合の薬剤管理は、歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が薬剤の処方、調剤、軽量を行い施設において厳重に管理をするということになっています。

家庭で実施する場合は、歯科医師の指示のもと、保護者が薬剤を管理するとなっています。

それと、もう一つは先ほども問題がありましたが、フッ化物洗口の安全性の面についてでありますが、これはあくまで国のガイドラインです。

フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性について。本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないか、例えば、誤って全量飲み込んだ場合でも、直ちに健康を害するものではないと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されているということです。

急性中毒についてですが、通常の方法であれば急性中毒の心配はないということ

です。

二つ目に、慢性中毒についてですが、過剰摂取によるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して適量のフッ化物が摂取された時に発生すると。ですから、この中に長期間継続して適量のフッ化物が摂取された時に発生するフッ化物洗口を開始する時期が4歳であっても永久歯の歯冠部は、ほぼ出来上がっており、口腔内の残留量が微量であるため、歯のフッ素症は発現したいというふうになっています。

骨のフッ素症が、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であるので、フッ化物洗口のような微量な口腔内残留量の局所応用では、発言することはないというふうになっております。

それともう一つ、子供用のほとんどの歯磨き粉はフッ素入りです。これが子供用はフルーツ味が付いてることが多く、子供がおいしく感じて吐き出さずに大量を飲み込むことも少なくないようです。ですから、フッ素洗口をしなくても歯磨き粉の中にフッ素物が入っていると、そういうことです。ですから、できればいろいろと歯科医の方に聞いたのですが、できればフッ素洗口を行うにあたっては、フッ素が入っていないだけでなく、合成洗剤が入っていないような歯磨きを使いながらフッ素洗口をすれば効果が得られるということです。

以上が厚生労働省のガイドラインと注意書きみたいなものですが、これに対して、もちろんどうこうというわけではございませんが、できればフッ素洗口をやりたいという子供、親とかがございましたら勧めていただきたいと思うのです。全て駄目ということではなくて、希望者を募って、希望する方は、これを進めていく、こういうことも必要ではないかと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。先ほどのように歯科医もいらっしゃいますので、十分検討して、ガイドラインも確認をして、どのような形で、どの程度学校ではいいとしたり、あるいは持たせて良いものも今のを含めて様々なところがありますので、十分検討して、ある一定のラインで、こども園、幼・小・中学校までできますように、養護部会、それから歯科医の先生方と協力して進めていけるように段取りをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 反対される方も、もちろん中にはいらっしゃいますので、そのあたりを考慮していただいて御検討していただければ、一番ありがたいなと思います。

これは子供の健康の問題ですから、十分検討をしていただいて進めていただきた

い、このように思います。

次に、島外医療機関受診にかかる旅費負担の軽減についてですが、子供の島外受診に関しては付き添いを含め、交通費と宿泊費が医療費以上に大きな負担となっていることで、切実な声が出ているのですが、なるべく検討されて進めていただきたいと思います。28年度で何人ぐらいの島外受診をされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 28年度実績で申し上げますと、これは沖縄・奄美が2万円、その他地区が10万円を上限として年6回までということで、重度障害者通院経費補助費をもらえているのですが、28年度の実績といたしまして、69件、123万4155円の実績となっています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この一般の子供たちの島外の受診人数というのは分からぬですか、重度障害以外の。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 国保だけの分を担当のほうで検索すれば国保だけの分は分かるかもしれません。それ以外の社会保険等々もありますので、島全体のというのは、ちょっと難しいのかなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 何でこのことをお聞きしたかと申しますと、町の財政が厳しい状況にあるということで、でしたら幾らぐらいかかるのか、見通しというのが数字が立つと私は思いまして、これを質問したのですが、はい分かりました。よろしいです。なるべく、そういった費用の面とかも算定をして、なるべく検討していただければありがたいなと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月16日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参考願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後3時46分

# 平成 30 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 30 年 3 月 16 日

平成30年第1回与論町議会定例会会議録  
平成30年3月16日（金曜日）午後3時30分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 議案第18号 平成30年度与論町一般会計予算  
第2 議案第19号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算  
第3 議案第20号 平成30年度与論町と畜場特別会計予算  
第4 議案第21号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算  
第5 議案第22号 平成30年度与論町介護保険特別会計予算  
第6 議案第23号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算  
第7 議案第24号 平成30年度与論町水道事業会計予算  
第8 議案第25号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
第9 陳情第1号 立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備について  
（環境経済建設常任委員長報告）  
第10 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）  
第11 議員派遣の件  
第12 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 武東真奈美君	税務課長 徳田康悦君

町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	田 畑 博 徳 君
農業委員会事務局長	野 口 芳 徳 君	産 業 振 興 課 長	町 島 実 和 君
商工観光課長	山 下 哲 博 君	建 設 課 長	大 角 周 治 君
教育委員会学務課長補佐	池 田 憲 司 君	教育委員会生涯学習課長	山 下 一 也 君
水道課長	竹 田 平一郎 君	与論こども園長	富 千加代 君
茶花こども園長	阿 多 とみ子 君	那間こども園長	池 畑 あけみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書 記喜村一隆君

開議 午後 3 時 30 分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 1 議案第 18 号 平成 30 年度与論町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 19 号 平成 30 年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 20 号 平成 30 年度与論町と畜場特別会計予算
- 日程第 4 議案第 21 号 平成 30 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 22 号 平成 30 年度与論町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 23 号 平成 30 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 24 号 平成 30 年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第 1 、議案第 18 号「平成 30 年度与論町一般会計予算」から、日程第 7 、議案第 24 号「平成 30 年度与論町水道事業会計予算」までの 7 件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第 41 条第 3 項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第 18 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号、平成 30 年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

議案第 18 号、平成 30 年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号、平成 30 年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第19号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成30年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第20号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成30年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第21号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、平成30年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第22号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成30年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第23号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、平成30年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第24号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成30年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第25号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第25号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第25号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

与論町立図書館に、非常勤職員の館長を配置することに伴い、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、報酬及び費用弁償の額を定めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第9 陳情第1号 立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備について (環境経済建設常任委員会)

○議長（福地元一郎君） 日程第9、陳情第1号「立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長報告を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第1号、立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備について」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月8日、午後2時より委員4人出席のもと開催し、執行部から産業振興課長に参与を求めて、現地調査を行った後、防災センター1階会議室で審査をいたしました。

本農道は、県営畠地帯総合整備事業立花地区によって整備され、地域の営農面、生活路線として利活用されていますが、かねてより降雨後の大型車輌の通行による轍（わだち）や、路面水たまり状況が多発し、集落や町当局による数度の路面補修にもかかわらず、一般交通に不便を来していること等から、道路の円滑な通行や機能維持保全のため、早急な舗装整備の必要性が認められると判断し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、立長北真屋地区農道（仮称）の早期舗装整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 所管事務調査報告

○議長（福地元一郎君） 日程第10、所管事務調査報告を行います。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） 環境経済建設常任委員会の所管事務調査について、御報告申し上げます。

当委員会では、無電柱化事業の実態と推進体制に向けての本町の今後の対策と問題点を把握するため、平成30年1月30日に鹿児島県議会庁舎会議室で、鹿児島県職員・県議会議員との意見交換を行うとともに、翌1月31日に、鹿児島市役所と桜島桟橋通、高麗本通り、文化通りにおいて調査し、無電柱化事業の早期実現に向けて、安全で快適な空間の確保、台風（地震）災害の防止、街の景観の向上、地域活性化等の解決策の一貫として、現状と課題を明確にして議論をしてまいりました。

無電柱化の推進体制については、関係省庁、関係事業者からなる「無電柱化に関する連絡調整会議」において合意された整備目標、費用負担等に基づき実施されており、具体的な整備箇所は、各地方ブロックの「無電柱化協議会」において決定されています。

まず鹿児島県職員・県議会議員との意見交換会から御報告申し上げます。

当委員会の要望内容は、本町を県内離島の低コスト無電柱化先進モデル地区として、県独自の支援制度を創設し、新庁舎建設に伴い、九州電力発電所から新庁舎までの早期決定と実現に向けて配慮していただきたいと要望いたしました。

要望については、県側は理解を示すも財政負担が大きいこと、協議会での議論が大切であることを強調するのみで、厳しさがうかがわれました。

県に対する要請活動を再検討し、計画の内容充実と、意欲的な姿勢を強調することが望まれます。

続いて、鹿児島市における調査について、御報告申し上げます。

鹿児島市は、建設局道路部道路建設課が所管しており、「鹿児島市ブルースカイ計画事業」に基づいて実施されております。

事業概要として、①安全快適な通行空間の確保、②都市災害の防止、③情報通信ネットワークの信頼性の向上、④都市景観の向上、⑤地域の活性化等を基本姿勢として実施されております。

また、路線の選定要件として、①整備効果が高く不特定多数の歩行者や自動車の利用頻度が高い地域の骨格となる幹線道路のメインとなる路線、②商業地域の主要な路線、③市の政策（総合計画、都市マスタープラン、都市景観ガイドプラン等）で電線類の地中化が位置付けてある路線とされております。

工事費の詳細については、本町役場建設課で把握しているようありますので、省略いたしますが、工法、技術の進歩により日進月歩、低減化されているとのことであります。

実際に現地を調査し、工事規模や費用面等、現実的に乗り越えなければならないことがたくさんありますが、平成30年2月19日に国土交通省では、2018年度から20年度までの3年間に新たに全国1,400キロの道路で無電柱化するとの計画がまとめられました。優先的に先に取り組む道路として、世界文化遺産周辺などの4分野を掲げ、主に景観改善が目的であるようですが、本町は良好な景観の形成と観光振興の観点だけでなく、台風常襲地帯であるため、防災面強化の観点からも強調し、実現に向けて意欲的に取り組む必要があるのではないかと思われます。

以上で、環境経済建設常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで、所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

### 日程第11 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第12 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第12、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮ります。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 沖野一雄

与論町議会議員 大田英勝